



2023 年度 自己点検・評価報告書 (2024 年度自己点検・評価)

武蔵大学

武蔵大学 2023 年度 自己点検・評価報告書

目 次

はじめに	1
第1章 全学自己点検・評価委員会による評価結果	2
第2章 2023 年度自己点検・評価報告	24
基準2 内部質保証	24
基準4 教育課程・学習成果	38
基準5 学生の受け入れ	67
基準6 教員・教員組織	78
基準7 学生支援	90
基準8 教育研究等環境	106
基準9 社会連携・社会貢献	119
資料番号一覧	124

はじめに

本報告書は、公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）が定める「大学基準」に基づき、各部局が行った自己点検の内容について、大学全体の観点から評価した結果をまとめたものである。

本学の自己点検・評価活動の流れは、以下の通りである。

まず、内部質保証委員会が定める方針に基づき、各部局等が自らの諸活動について現状の把握及び検証を行う。次いで、全学自己点検・評価委員会が全学的観点から各部局等の自己点検・評価の内容を評価する。さらに、内部質保証委員会にて改善に向けた方策を策定し、各部局に改善を促している。

今年度は、2024年6月までに各部局より提出された自己点検・評価シートをもとに、7月～10月の3回にわたって全学自己点検・評価委員会を開催し、議論を重ね、最終的な評価結果を全学自己点検・評価委員長がとりまとめた。

評価対象の「大学基準」については、10の「大学基準」のうち、毎年度点検・評価する基準項目と隔年で点検・評価する基準項目に分けて評価を行うこととしている。

今年度は、基準2(内部質保証)、基準4(教育課程・学習成果)、基準5(学生の受け入れ)、基準6(教員・教員組織)、基準7(学生支援)、基準8(教育研究等環境)、基準9(社会連携・社会貢献)を評価対象として、自己点検・評価を実施した。

大学基準(大学基準協会 第三期認証評価)	
基準1(理念・目的)	基準6(教員・教員組織)
基準2(内部質保証)	基準7(学生支援)
基準3(教育研究組織)	基準8(教育研究等環境)
基準4(教育課程・学習成果)	基準9(社会連携・社会貢献)
基準5(学生の受け入れ)	基準10(大学運営・財務)

本報告書の構成は大きく二つに分かれている。

第1章は、2024年度の武蔵大学全学自己点検・評価委員会による評価結果の概要を示したものである。「提言」の「課題」のうち、2021年度認証評価結果において「改善課題」として指摘された事項については【認証評価:改善課題】と記載している。

第2章は、2021年度に本学が第三期認証評価を受審した際に提出した『点検・評価報告書』（2021年3月提出）の現状説明の内容に、各部局から提出された2023年度末までの変更状況を「2023年度末時点の状況」として追記したものである。ただし、『点検・評価報告書』に記載された内容から現在に至るまで大きな変更がない項目については特に追記は行っていない。

本学では、今回の自己点検・評価を通じて明らかとなった課題について、今後も改善に努めるとともに、長期的に検討すべき課題については、必要に応じて「武蔵学園第四次中期計画」の事業として取り組んでいく。

以上

第1章

全学自己点検・評価委員会による評価結果

【基準2】 内部質保証

＜概評＞

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

2017年に「武蔵大学内部質保証規程」を制定した後、具体的な内容については2018年に「武蔵大学内部質保証に関する方針」を制定しており、内部質保証のための全学的な方針及び手続については明確にされている。

規程については、学内の規程サーバに掲載し、学内構成員は常時閲覧可能となっている。また、内部質保証の方針については大学Webサイトに掲載し、広く周知している。

規程及び方針の改正が行われる際には、内部質保証委員会にて改正案が策定され、大学協議会を通じて教職員に周知されている。

本件に関しては、改善すべき点は見受けられない。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証に関わる組織体制については、「武蔵大学内部質保証規程」等に明確に定められている。また、内部質保証委員会の構成員については、「武蔵大学内部質保証規程」第4条及び第5条に明確に定められている。

全学的な体制としては、適宜改善が加えられており、特に問題となる点は見られない。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

2023年度には、内部質保証委員会で定めた基本方針に基づき、全学的な自己点検・評価として、大学基準に基づく自己点検・評価（基準1～5及び10）が行われた。具体的には、以下の一連の流れによって各部局でのPDCAサイクルを機能させている。1) 学長から、大学協議会を通じて、当該年度に実施する自己点検・評価の概要等を説明し、点検・評価用の共通様式を配付する。2) これを受けて各部局等は自己点検・評価を実施し、現状の取組や課題、成果等を様式に入力のうえ、とりまとめ部局である大学企画課に提出する。3) 各部局等の報告を受け、学長は、毎年度の自己点検・評価の基本方針に基づき、全学自己点検・評価委員会に全学的観点からの検証を依頼し、全学自己点検・評価委員会での点検・評価結果をもとに、内部質保証委員会にて改善に向けた方策を策定する。4) 内部質保証委員会の委員長である学長は、大学協議会を通じて改善に向けた方策を各部局等に指示し、各部局等が改善に取り組む、というものである。

第三期認証評価結果で改善課題が付された大学院の定員管理については、大学基準に基づく自己点検・評価（基準5）の対象となっているため、該当部局の自己点検結果を踏まえ、全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会にて全学的な評価が行われた。改善課題として指摘された「階層別研修」については、2023年6月に「教学マネジメント」をテーマに教職員対象のFD・SD研修会が開催されている。また、改善課題として指摘された「SD研

修の規定化」及び「職員の業績評価に関する規程と実態の乖離」については規程の改正や資料の修正等の対応がなされている。ただし、大学基準に基づく自己点検・評価（基準 10）として全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会にて全学的な評価を行った結果、現在の取組では不十分と判断されたため、さらなる改善に取り組むよう提言がなされた。

3 つの方針に基づく教育活動の検証に関しては、学修ポートフォリオの導入等、教育効果を可視化する試みが進められている。しかしながら、3 つ方針が整合的に実践されているかを検証する仕組みについては継続的に改善する努力が必要である。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

大学に関わる情報については、適切に公開されていると評価できる。2022 年度から大学企画課の取り組みとして、BI ツールを用いて可視化された基本データの公開も始められている。大学 Web サイトの「教育情報の公表」の中に新たに「データで見る武蔵大学」という項目を設け、本学の基本データ（志願者数、在籍学生数、都道府県別入学者数、就職状況、退学者数、留年者数、派遣留学生数、協定校数、教員数、教員研究費、蔵書数等）が公開されている。今後も、社会に対して適切に、また、わかりやすく情報を開示していく努力は続けられるべきである。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、項目に応じて各年度もしくは隔年で点検・評価が行われている。具体的には、2023 年度より自己点検・評価の方針と実施方法が見直され、各部局等は事業計画・事業報告及び中期計画達成に向けての KPI 一覧と大学基準に基づく自己点検・評価シートの提出によって、毎年度、自己点検・評価を実施するようになっていく。また、大学基準に基づく自己点検・評価については、毎年度点検する基準と隔年で点検する基準に分けて実施することとし、各部局等の自己点検・評価の負担軽減を図っている。

全学自己点検・評価委員会は、各部局等から提出された事業報告及び KPI 一覧は 2 年に 1 回、大学基準に基づく自己点検・評価シートは対象の基準について毎年度、全学的な観点から評価している。

この点については特に改善すべき点は見られない。

<提言>

長所

- 1) 学修ポートフォリオの導入等、教育効果を可視化する試みが進められていることは評価できる。
- 2) 教育活動その他の大学の情報を BI ツールを用いてわかりやすく公開している点は、高く評価できる。

課題

- 1) 3 つの方針の評価については部分的に検証する試みが進められているものの、アドミッ

ション・ポリシー(AP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、ディプロマ・ポリシー(DP)が全体としてどれだけ達成されているかを総合的に評価し、学内外で共有する取組については継続的な努力が必要であり、改善の余地がある。

その他

なし

【基準 4】 教育課程・学習成果

＜概評＞

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学位授与方針については、統一した書式と項目で授与する学位ごとに方針が明確に示されている。ただし、大学 Web サイト内の掲載ページが分かりづらい点については改善の余地がある。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

各学部・研究科ともに、授与する学位ごとにそれぞれの教育課程の特徴を生かした教育課程の編成・実施方針が示されている。ただし、学位授与方針と同様に大学 Web サイト内の掲載ページが分かりづらい点については改善の余地がある。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

武蔵大学のカリキュラム全体の特徴として、1 年次からゼミを履修するとともに、より広範な知識を身につけるための様々な科目を履修できるようになっており、バランスの良い学びが可能な教育課程が編成されている。

専門分野の学びについても、各学部・研究科の強みを生かした教育課程が編成されており、基礎から高度な内容まで、学年進行とともに専門性を育成できるように設計されている。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置＞

まず教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性については、学部・研究科共に整合していると言える。開学以来、少人数型の授業やゼミナール重視の姿勢をカリキュラムに強く打ち出し、大学の特徴としている。ゼミナール形式の授業は、1 年次から 4 年次まで必修科目として開講し、学習に対する動機付けや授業への取り組み方、研究報告等で求められる「自ら調査・分析・表現する力」を身につけることができるように、学部それぞれの特色を踏まえて設定している。各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置、グローバル化に対応した教育課程の編成、教育内容の設定、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育等の観点から判断するに、適切に対応されていると判断できる。

〈当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施〉

全学のディプロマ・ポリシーでは、「『自ら調べ自ら考える』主体的かつ批判的な学習態度」を身につけることを掲げ、これを実践する場として、全学のカリキュラム・ポリシーでは「少人数ゼミナール教育を学びの基盤とし、1～4 年の各年次に各学部の専門科目としてゼミナールや少人数型の必修授業を配置する」と定めている。開学以来、「ゼミの武蔵」として全ての学部において 1 年次から 4 年間、少人数のゼミナールを必修科目としている。ゼミナールの内容は学部や学科、年次により様々であるが、いずれにおいても少人数の中で、学生の主体的参加を促す授業を展開している。また、アクティブ・ラーニング型授業をより充実させるため、グループワークやグループ発表が容易に行えるよう可動式什器を備えたアクティブ・ラーニング教室を毎年度計画的に設置する等して、多様化する授業方法へのニーズに応じている。各学部では、ゼミナール活動の集大成として成果報告会を実施している。

〈1 授業当たりの適切な学生数の設定と運用（学士）〉

学生が 1 年間に履修登録できる単位数を制限するとともに、授業外学習時間の目安をシラバスに記載することで、各期の履修科目に対して学生が学習時間を確保しやすい仕組みにしており、授業外学習を前提とするゼミの活性化に対しても有効に機能している。学生の履修登録単位数については、一部の優秀学生に対しては前述の制限を緩和しているが、対象になる学生の比率は低いほか、上限設定を超えて履修している学生は、優秀な成績を維持していること等から、当該措置に制度上の問題はないと判断できる。

またさらに 2024 年度は、対面授業に関しては大規模講義の上限を原則として 270 名または教室定員とした。加えて、カリキュラム上、適切な人数を各学科等で検討し、ゼミ、演習、実習を中心に履修者の上限数を別途定めて、履修登録の特殊運用科目として定める等の改善も行っている。

〈単位の実質化を図る措置〉

大学設置基準に基づき、「武蔵大学学則」第 17 条第 1 項に「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する」と定め、授業形態ごとに授業時間と授業外学修時間の割合を示している。また、単位の実質化を図るための措置として、事前事後に予習・復習を行うための授業外学修時間を確保できるよう、全ての学部で履修登録単位数の上限を年間 48 単位に設定している。なお、本学は 2 学期制をとっており、各学期あたりの履修登録単位数についても原則として 24 単位までとし、年間で 48 単位を超過することは認めていない。授業外学修時間に関しては、シラバスに各授業科目で必要な授業外学修時間を記載する等、単位の実質化のための体制を整えている。GPA が 3.00 以上の学生については履修緩和措置があるが、その学生の GPA は有意に高いことが判明しており、これも適切に運用されている。研究科に関しては、年間の履修登録単位数の上限設定は設けていないが、履修登録にあたっては指導教授による事前指導を義務付け、指導教授が履修登録科目を精査することにより単位の実質化を図っている。教職課程科目の負担を軽減するため、2022 年度入学者より、従来教職課程専門科目として履修登録可能単位数の上限を超えて履修登録を認めていた授業科目 4 科目（「教職入

門」「教育基礎論」「教育心理学1」「教育方法論」)を全学対象専門科目/共通専門科目に組み込み、卒業必要単位に算入できるよう改変した。本措置の実施により、単位の実質化が期待される。

〈シラバスの作成と活用〉

シラバスは全学統一様式を用いて、授業の概要、到達目標、授業外学習、履修上の注意、各回の授業計画、評価方法、教科書・テキスト、キーワード、科目ナンバリングコード等を明示し、学生が適切な履修計画を立てられるよう全授業科目で作成を義務付けている。シラバスの作成にあたっては、全学的な組織である教務部委員会で統一的なマニュアルを作成して全教員に配付し、各学部・研究科の全開講科目について、毎年度1～3月に教務委員や教務課職員等を中心に、チェックマニュアルに沿って記載内容を点検している。また、授業各回に授業外学修の具体的な内容及び必要な時間を明記するフォーマットに改修し、必要な授業外学修について履修学生がより具体的に認識できるように改変等を行っている。またシラバスはシラバス点検をもって確定とし、授業の内容や方法等を変更する場合は、授業内で学生に対してじゅうぶん周知を行うよう授業担当者に求めている。これらから判断するに、シラバスの作成と活用は、適切に行われている。

〈履修指導〉

学生の状況を把握し、履修指導はもとより学生生活全般に関する指導や助言を行う仕組みとして、指導教授制度を設けている。加えて、全専任教員がオフィスアワーを設け、学習支援ポータルサイト(3S)を通じて学生に公表している。また学部における履修指導のための取組としては、年度初めのガイダンス期間に、各学部・学科のガイダンス及び個別履修相談会を開催し、学生が自由に相談できる機会を設けている。そのほか、ゼミナールに関しては各学部・学科で個別のガイダンスを実施している。教職課程、学芸員課程も、ガイダンスや履修登録前相談、日常的な個別指導を行っている。大学院に関しては、人文科学研究科の授業履修に関しては、指導教授の指導の下に行うことになっており、指導教授の許可なしには履修登録ができない仕組みになっている。

授業の履修に関しては、各種ガイダンス資料を学習支援ポータルサイト(3S)に集約していつでも確認できるようにしている。また、履修登録に関する操作マニュアルに加え、各学部、学科でよく出る質問をQ&A形式にして掲載した。履修登録期間においては、学内にポスターをはりQRコードからいつでもアクセスできるようにし、学生が卒業までにどのような科目を履修しなければならないか学年別で確認ができるチェックリストを3Sにて公開している。

これらから、履修指導は適切に行われていると判断できる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

まず厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施について、学士課程においては、単位修得に必要な学習時間の目安と成績評価方法及び基準をシラバスに明記している。受講者が一定数以上の講義科目(外国語科目を含む)については、5段階で評価する成績の上位2段階の配分比率の目安を示し、成績分布を全学教務委員会で検証していたが、数年にわたる検証と是正依頼によって成績分布が適正化されたため、現在この検証は終了している。以上のことから厳正かつ適正に行われていると言える。

学位授与における実施手続及び体制の明確性について、学士の学位授与に関しては、修得単位数に関する卒業・修了要件と学位授与方針を明示し、学部教授会、研究科委員会の審議を経て、学長が決定する。修士・博士の学位については、学位論文関連科目担当の教員3名以上による審査委員会を設けて審査・最終試験を行い、その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会にて可否を審議している。博士論文については、審査の客観性と厳格性を確保するため、必要に応じて学外の専門家を審査委員に加えることもある。

また「武蔵大学学位規則」において、学位授与の要件、学位論文の提出、審査委員会による論文審査・最終試験、審査報告、研究科委員会における審議、学位授与の方法、学位論文の公表等、審査基準や手続について定めており、その責任体制も明確になっている。この「武蔵大学学位規則」は履修要項にも掲載し、論文審査スケジュール等とあわせて学位授与に係る手続や責任体制の周知を図っている。このように学位審査に関する審査基準、手続、責任体制を公に周知することによって、客観性を担保している。

2019年度自己点検・評価に基づく内部質保証委員会からの指摘を受け、2019年12月より学位論文の審査基準については大学Webサイトにも掲載し、広く社会にも公表している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学部においては、機関レベル（大学全体）、課程レベル（学部・学科・コース）、科目レベル（各授業）の3つのレベルに分けて「アセスメント・ポリシー」を定め、3ポリシーの検証方法と全学の学位授与方針に関する具体的な評価方法を示して、学修成果の把握及び評価に取り組んでいる。

直接指標としては、学位授与率、就職率、進学率、外部語学検定試験のスコア、学生の成績（GPA）、ルーブリック評価に基づく卒業論文及びゼミナール修了論文の成績、留学経験者に対する調査を用い、間接指標について見れば、「教育効果評価委員会」のほか、外部組織が策定する指標を活用して、さまざまな調査・分析・検証に取り組んでいる。例えば、学生に対するアンケート、卒業時アンケート、卒業後アンケート、学生就職先の企業アンケート、授業評価アンケート等が挙げられる。研究科においては、学部のような「アセスメント・ポリシー」を策定していないが、2019（令和元）年度から博士前期課程2年次生を対象とした大学院修了時調査を実施し、学修成果の把握を行っている。

さらに2023年度よりアセスメントテスト（GPS-Academic）を試行的に導入し、それらの項目と本学の全学ディプロマ・ポリシーの項目を対応させた表を作成し、多角的に学修成果を把握できるよう体制を整えた。また、その対応表をもとに、学修ポートフォリオ及びアセスメントテストにて測定可能なDPの達成度を客観的に把握できるようにする等の改善も行われている。こうした視点から、おおむね順調に取り組まれていると判断できる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

各学部・研究科、教務部や関連部局において「自己点検・評価シート」に基づく点検・評価が毎年度実施されている。また学生アンケート、成績、外部語学検定試験結果等の各種データや教育効果評価委員会での分析結果に基づいて、教育プログラムを定期的に検証している。海外英語研修では事前・事後のアセスメントを毎回実施し、事前学修の改善や研修期

間の見直しに活用している。このように体制が適切に整えられ、そのプロセスも明示化されていると評価される。また、アセスメント・ポリシーで定めた根拠データに基づいた点検・評価も行っている。全学的な観点も含めた検証は全学自己点検・評価委員会が行い、その結果を、学長を委員長とする内部質保証委員会に報告し、必要に応じて「内部質保証委員会」が改善の取り組みを指示する等、体制も整っている。

教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みについては、大学企画課は教育プログラムの定期的検証用の根拠データとして各種学生調査結果等の提供を行い、教務課は 2027 年度からの新カリキュラムの策定にあたって、過年度の総合科目の分野別の履修者数の推移を参考にして卒業要件を検討した。教職課程も自己点検・評価報告書を作成しているほか、国際教養学部は毎年行っているロンドン大学の期末試験の結果を分析し、報告書を作成する等、きちんと取り組まれている。

学修成果の測定結果の活用について、教務課では、カリキュラムの見直しにあたって、各種アンケート・調査結果を考慮したほか、学生と教職員による意見交換会での学生の意見も採り入れている。また、オンライン授業に関して、担当教員からの実施報告書及び履修者に対するアンケート結果を検討した結果、数回は対面で実施した方が教育効果が高いという意見があったため、2024 年度からは通常曜限に配置し、対面授業も実施できる体制を整えた。以上のとおり学修成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善に有効に活用されている。

＜提言＞

長所

- 1) 学士課程における履修登録単位数の上限設定は厳密に行われており、単位の実質化を図る措置が講じられている。成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和しているが、彼らの GPA は有意に高く、問題は発生していない。また 2022 年度入学者より、従来、教職課程専門科目として履修登録可能単位数の上限を超えて履修登録を認めていた授業科目 4 科目を全学対象専門科目/共通専門科目に組み込み、卒業必要単位に算入できるよう改変する等している。

課題

なし

その他

- 1) 教職課程の 4 科目を全学対象専門科目/共通専門科目に組み込み、卒業必要単位に算入できるよう改変したことにより、教職課程の授業履修者数の増加が見込まれるため、履修者の学修への影響について留意していく必要がある。

【基準 5】 学生の受け入れ

＜概評＞

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針（AP）については、全学の AP として「武蔵大学の AP」を定めている。また、これに基づき、各学部・研究科において、学士課程、修士課程、博士課程に分け、それぞれの AP を設定している。

2025 年度入試（2024 年度実施）では、高等学校における学習指導要領の改訂にあわせ、総合型選抜 A0 入試及び学校推薦型選抜指定校制推薦入学にて「総合的な探究の時間」等の学修成果についても確認を行う予定であるため、全学及び各学部の AP にその旨を反映した。

入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法については、入試形態別に策定している。各学部・研究科で学ぶに十分な学力と学習態度・学習習慣を身につけていることを基本的な条件にするとともに、「求める学生像」として必要とされる具体的な知識・技能、態度等を記している。

全学の AP は、DP 及び CP と同様に、「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づいて策定されている。また各学部・研究科の AP も、各々 DP、CP とも関連を持たせるように留意して策定されているので、AP、DP、CP は相互に整合している。

これらの AP は、大学 Web サイトで広く社会に公表している。受験生向けには、各種入学試験募集要項に明記しており、必ず目に入るよう工夫している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

毎年度の入学者選抜について、学部では、AP と文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」に基づき、各種選抜方式を設定している。2024（令和 6）年度入試（2023 年度実施）は、一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜の 3 つの選抜方式に加えて、特別入試として「編入学・転入学・学士入学試験」と「外国人学生特別入学試験」を実施している。

研究科の入学者選抜は、一般入試、学内入試（博士前期課程）、社会人入試（人文科学研究科博士前期課程）を実施している。人文科学研究科では、2022 年度入試（2021 年度実施）より「博士前期課程（修士課程）西安外国語大学大学院とのダブル・ディグリー学生入試（指定校推薦）」を新たに設け、実施している。

事務部局としてアドミッションセンターを置き、全学アドミッション会議、全学指定校選定会議、全学歩留会議、入学試験や学生募集の実施に関する業務について所管している。

入学手続きにかかる費用（検定料、入学金、授業料、維持費等）や、奨学金制度、教育ローン制度については、学部・研究科ともに大学 Web サイト及び入学試験要項に掲載し、明示している。

2019 年に設けられた「高等教育の修学支援新制度」の案内は、2021 年度入学者以降は、入学手続要項に案内を掲載している。

「武蔵大学入学者選抜規程」に基づき、入学者選抜に関する審議機関として、学長を議長とした全学アドミッション会議を設置しており、その下に全学指定校選定会議及び全学歩留会議を設置している。全学アドミッション会議の審議事項については、「武蔵大学入学者選抜規程」第 3 条にて定めており、これらに関する審議、議決を行っている。また、同規程第 2 条にて全学アドミッション会議の構成員を定めており、学長、副学長、学部長、教務委員長に加え事務局長、大学事務局長を含めることで、経営的視点も加えている。同規程第 6 条に全学指定校選定会議の設置について定めている。審議事項については、同規程第 7 条に

定めている。これに基づき、指定校の選定については、全学指定校選定会議の審議を経て、学長が決定している。

さらに、同規程第8条に全学歩留会議の設置について定めている。審議事項については、同規程第9条に定め、これらについて審議している。

合格者については、各学部の歩留会議を経て、全学歩留会議にて審議し、さらに各学部教授会の判定会議を経て学長が決定している。

大学全体の入試方式、日程、募集人員等の入学者選抜方針について、学部では、各学部教授会にて「入試大綱」を検討し、全学アドミッション会議を経て、大学協議会にて審議し学長が決定している。入試大綱の決定を受けて、各学部教授会では、アドミッション・ポリシーに沿って受験科目や配点等の詳細を審議し、決定している。研究科については、各研究科委員長が責任者となり、各研究科委員会にて入学者選抜方針を検討し、大学協議会にて審議のうえ「入試大綱」を決定している。

2023年度には「武蔵大学入学者選抜規程」を改正し(2024年4月1日施行)、全学指定校選定会議の目的に「結果の検証」を加え、入学者選抜の運営体制及び実施に対して検証・改善する機会を増やした。

入学試験の実施にあたり、一般選抜に関しては、全教職員対象の説明会を行い、入学試験実施のための設営及び入試当日の運営等を行うための全学組織として入試実施委員会を設置している。

そのほか、総合型選抜や学校推薦型選抜、研究科の入学試験に関しては、学部長・研究科委員長、教務委員長・教務主任を中心とした入試形態ごとの実施委員会を設置している。

問題作成に関しては、教科ごとに専任教員でチームを編制し、学習指導要領の内容を確認のうえ作成している。

入学者選抜の実施体制としては、学部の一般選抜は全学体制の入試実施委員会が中心となり、大学協議会を経て承認された入試大綱に基づき実施している。具体的には、監督者や入学試験当日の担当者用マニュアルを作成し、各担当業務や試験当日の不測の事態への対応等について説明会を開催し、入学試験が公正に実施できるように努めている。

研究科については、各研究科で策定した実施要綱に基づき、入学試験を実施している。

そのほか、公正な入学者選抜の取組として、志願者・受験者・合格者について大学Webサイトに公表し、一般方式入試では、入学試験問題の公表や成績開示を行っている。

オンラインによる入学者選抜については、国際教養学部グローバルスタディーズ専攻の総合型選抜AO入試でのみ実施している。大学内のPC教室での実施であるため、公平性は確保されており、受験者の通信状況による顧慮等は不要の実施体制となっている。

障害や病気・負傷等のある受験生に対しては、入学者選抜の観点で公平となるよう、受験上の配慮申請を受け付けている。受験上の配慮申請は、2023年度より、ダイバーシティセンターで受け付けている。コーディネーターが必要に応じて出願前後の面談を実施し、ニーズの聞き取り、アドミッションセンター等との事前調整を行い、各入試の申請期限ごとに受験者からの配慮申請内容を一覧にまとめ、アドミッションセンターに共有している。また、入学後支援を希望する入学予定者からの入学前相談にもコーディネーターが対応し、入学後の見通しについて認識合わせを行っている。

また、すべての入試形態において、「受験及び修学における特別な配慮について」を入学試験募集要項及び大学 Web サイトに公表している。

入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているかどうかという点について、学部では、全ての入試方式において、基礎的な知識・技能ならびに思考力・判断力・表現力等を受入方針に基づいて適切に評価している。指定校制推薦入学、総合型選抜(A0 入試)、帰国生徒対象入試、特別入試では、志望理由書を提出させるとともに、志願者の面接を行い、主体的に学習に取り組む態度についても確認・評価を適切に行っている。一般選抜方式に関しても、出願時に入力を求めている「学修上の希望」の情報等から、意欲面で「求める学生像」に見合う学生が数多く入学していると判断できる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

学部においては、2024 年度入試を含み、全ての学部・学科における入学定員充足率の 5 年間の平均は、いずれも 1.08 倍から 1.24 倍の間となっている。

研究科においては、博士前期課程・博士後期課程ともに、いずれの研究科でも入学定員充足率は 1.0 未満であり、大学基準協会が示す基準を下回っている。

学部においては、2024 年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は 1.25 倍である。2024 年度入試を含み、学部・学科における収容定員の充足率は 1.05 倍から 1.40 倍の間となっている。大学基準協会が示す収容定員充足率が基準を超過しているのは人文学部英語英米文化学科で、是正勧告の対象(1.30 以上)である。

研究科においては、2024 年 5 月 1 日現在の博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍者数比率は、博士前期課程全体では 0.51、研究科別では 0.45～0.54 となっている。博士後期課程全体では 0.14、研究科別では 0.07～0.17 となっている。大学基準協会が示す収容定員充足率が基準以下となっている経済学研究科博士前期課程、経済学研究科博士後期課程、人文科学研究科博士後期課程については、改善課題として指摘しなければならない。

2018 年 5 月に入学定員管理の厳格化及び大学の質向上を目的とし、入学者選抜方針及び入学試験形態等について、学長のリーダーシップの下で全学的に検討・策定する体制を整備して、各学部教授会で審議する前に、全学アドミッション会議や全学歩留会議で募集人数や合格者数を検討することとした。全学的な体制により、入学者数及び在籍学生数の厳格な管理を行っている。

学部では、2025 年度入試は従来以上に慎重な定員管理が求められることを、当該学部・学科の歩留委員に周知した。

また、2024 年度については、教育の質に影響を与えることのないよう、事前配当科目については入学者数に応じたクラス増を 2024 年 3 月中に行った。また、当該学科では、2025 年度入試において、編入学試験・転入学試験を行わないこととなった。

大学院の定員充足は第四次中期計画でも課題に据えられている。

学内進学促進のために、大学院進学奨励学生制度や大学院学内推薦入試を実施したほか、学部学生対象にガイダンス資料を配布したり、ガイダンスを行う等の工夫をしている。

外国人留学生を増やすために、学部研究生制度と大学院入学とを連動させる仕組みづくりや外国人留学生に対する日本語論文執筆支援の方法について検討し、2025 年度から開講することとなった。

人文科学研究科では、2026 年度にはパッサウ大学ダブル・ディグリー学生の受け入れを開始する予定となっており、西安外国語大学大学院ダブル・ディグリー学生入試とならび、さらなる改善が期待できる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れに関する点検・評価は、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」、2019年度から実施した「教育プログラムの定期的検証」により毎年度実施している。

具体的には、当該年度の入試結果に関して、入学試験の得点分布、入学者の出身校、評定平均値等をもとに、各学部及びアドミッションセンターにて検証している。さらに、入学後の外部英語試験の結果、入学後の成績(GPA)、休学、退学、留年者等の学籍情報の追跡調査も実施しており、指定校制推薦入学の指定校の選定や、重点校として訪問する高校の決定に活用している。そのほか、予備校等との意見交換会を実施し、参考としている。

各学部における取組として、指定校の選定にあたっては、毎年度、前年度の結果を踏まえ、各学部の委員会が作成した基本方針案を学部委員会で検討し、教授会にて審議している。その基本方針に従い、推薦入学指定校選定委員会にて、指定校の取消・追加、評定平均値等の基準の変更を行っている。

一般選抜に関しては、各学部の歩留委員が前年度の入試結果や出願状況を踏まえ、各学部の歩留会議等において入試種別ごとの目標値を設定している。

<提言>

課題

- 1) 2024 年 5 月 1 日現在の博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率は、前期課程全体では 0.51、研究科別では、経済学研究科で 0.45 となっている。博士後期課程全体では 0.14、研究科別では、経済学研究科で 0.07、人文科学研究科で 0.17 となっており、大学基準協会が示す収容定員充足率の基準（改善課題の目安：修士課程 0.5 未満、博士課程 0.33 未満）を下回っているため、研究科の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。【認証評価：改善課題】
- 2) 2024 年 5 月 1 日現在の人文学部英語英米文化学科における収容定員に対する在籍学生数比率が 1.40 となっており、大学基準協会が示す収容定員充足率の基準（是正勧告の目安：1.30 以上）を上回っているため、定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

【基準 6】 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の

編制に関する方針を明示しているか。

大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針は2017年度より大学Webサイトに公表されており、適切に明示されている。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

学部・研究科ともに設置基準を上回る専任教員を配置している。さらに、学部・学科、研究科・専攻単位で見た場合にも、いずれも大学設置基準及び大学院設置基準で定められている基準数を満たしている。よって、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するために、適切に教員組織が編制されている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

各学部・研究科の教員採用及び昇任に関しては、学園レベル、全学レベル、課程レベルの各規程等に基づき厳格かつ公正に実施されている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

全学組織である武蔵大学FD委員会が主体となり、FD活動の企画・運営を行い、組織的なFD活動が展開されており、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっている。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性に関する点検・評価として、各学部・研究科及び関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて定期的に適切性に関する点検・評価が実施されている。

<提言>

長所

なし

課題

なし

その他

なし

[基準 7] 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する

大学としての方針を明示しているか。

本学の学生支援は、「武蔵大学の教育研究等に関する各種方針」のなかに「学生支援に関する方針」を定め、大学ホームページで公表している。ここでは、修学支援、生活支援、キャリア支援それぞれについて定め、少人数教育のメリットを生かした支援策を掲げている。具体的には、修学支援として指導教授制やオフィスアワー制度の導入、大学図書館、ラーニングコモンズやグループスタディルーム、MCV等、学生の学習環境整備、大学院学生への調査費補助等、生活支援としては学生が心身ともに健康な学生生活を過ごせるよう学生支援センター（学生生活課、大学保健室、学生相談室）の設置及び専門員（カウンセラーや専門家等）の配置、課外活動支援、ハラスメント防止に向けた啓蒙活動と相談体制の整備、奨学金制度の拡充等を、キャリア支援としては正課内外プログラムの提供、キャリア支援センター内にキャリアカウンセラーを配置と全員面談の実施、就職活動を終えた在学生による就活サポーター制度や卒業生による武蔵しごと塾等の拡充による就業観向上体制の強化等について定めている。

また、「大学の生活環境と人権に関する宣言―大学での人権侵害の防止に向けて―」を踏襲した「武蔵大学の人権に関する基本方針」を制定し、大学ホームページで公表している。この方針では、障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のある学生が障害のない学生と等しく教育・研究に参加できるよう、機会の確保と必要かつ適切な支援を行うことを基本理念に、修学機会の確保や支援方針や体制、支援の状況等の公表等を明示している。さらに、学生が有する多様な個性を尊重し、その能力を十分に発揮できる環境を整え、ダイバーシティを推進することを目的としたダイバーシティセンターを開設し、専門コーディネーターの配置と各部局との連携強化等の支援を明示しており、これらは教授会等を通じて学内に周知している。

以上により、学生支援に関する大学としての方針を適切に定め、明示しているといえる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。

また、学生支援は適切に行われているか。

本学の学生支援は、「学生支援に関する方針」と「武蔵大学の人権に関する基本方針」に基づき、各担当部局において実施している。修学支援については教務部、大学庶務課（大学院）、グローバル教育センター、生活支援については学生支援センター、進路支援についてはキャリア支援センター、学生の多様性尊重と個々の能力発揮のための環境整備等の支援についてはダイバーシティセンターが、それぞれ関連部局と連携しつつ支援を行っている。

まず修学支援では、各学部設置されているグローバル化に対応するコースやプログラムにおいて、正課授業と連動した補修教育を実施している。具体的に、人文学部ではGSC所属学生に対するコーチング制度、経済学部PDPと社会学部GDS所属学生に対する英文ライティング指導を行っている。しかしながら、2021年度の自己点検・評価報告書に記されているように、先述した取り組みが一部の学生に対する限定的なものであることや、学習の継続困難を抱える学生への教育支援について、改善の余地は残されていると思われる。

学生の自主的な学習促進のための支援については、外国語の正課外教育や異文化理解の

向上を目的としたMCVを設置し、常駐する外国人スタッフ等による多様な語学スキル向上の支援を提供している。また、教務部ではオンライン授業の際にはオンデマンド形式を基本とし、オンライン授業用教室を配置する等の環境整備を行っている。社会学部では「社会実践プロジェクト」を継続して実施しており、学生の自主的な学習を促進しているといえる。

障害のある学生に対する修学支援について、これまでにその支援を担っていた学生支援センターからダイバーシティセンター（2023年度新設）に移管することとなった。ダイバーシティセンターでは、障害のある学生や学生生活において困りごとのある学生に対して、専門的知見を有したコーディネーターが個別相談を実施し、希望する配慮内容の聞き取りを行い、ケースによっては配慮依頼文の作成と配布、及び授業担当者に対するアンケート調査を実施している。また、個々の必要に応じて、学生父母等、授業担当者、各部局（学生相談室、教務課等）、学外組織等と連携・調整を行い、学生の学修環境を整えることを目指している。

留学生に対する修学支援については、レベル別の日本語科目や英語によるEAS科目を配置している。EAS科目にはプログラムダイレクター設け、オリエンテーションの実施や修学相談への対応を行っている。さらにグローバル教育センターでは、受入留学生ケアワーキンググループを設置し、来日後のケアについて検討、対応を行い、事故や病気をカバーする保険やサービス等を整備している。

学習の継続困難を抱える学生への対応については、教務部と教授会が連携し成績不振者の抽出と警告文の送付、面談、指導教授からの指導等を行っている。また、留年を未然に防ぐ方策の検討や休学・退学の届出があった際の対応等も継続して実施されている。学生に対する経済的支援とその情報提供については、日本学生支援機構奨学金を主として本学独自の奨学金を複数設けている。また留学支援を目的とした奨学金や各学部設置されているグローバル化推進に向けたプログラム等への奨学金も準備されている。これらの奨学金に関する情報提供は、全学生に配布している学生ガイドに掲載し、毎年4月に実施される奨学金ガイダンス、奨学金ガイドの配布、大学ホームページに掲載し、在学生のみならず保護者や受験生、入学予定者にも広く周知している。

次に生活支援に関して、学生の心身の健康と保健衛生に関わる指導・相談については、学生支援センター（学生生活課、大学保健室、学生相談室）が主にその役割を担っており、各種相談の窓口となっている。また、教員では指導教授制度とオフィスアワーによって個々の学生からの相談に対応している。学生の人権保障に向けた対応は、「武蔵大学ハラスメント-相談・防止の手引き-」の作成と配布を行い、また専門相談員や人権相談員の配置により相談への対応を行っている。

進路支援に関するものとしては、キャリア支援センターがその主たる役割を担い、3年次生全員を対象とする個別面談を筆頭に、内定済4年次生による就活サポーター制度、卒業生による武蔵しごと塾等、少人数教育を活かした支援プログラム実施している。キャリア教育としては、全学部共通の総合科目に「キャリアデザイン論」や「キャリア対策科目」を開講し、全学生がキャリア教育に関する科目のうちから2単位以上を修得することを必須としている。2023年度からは、個別面談では面談予約と面談形式ともにオンラインと対面が選択できるように変更し、武蔵しごと塾ではOBからは話を聞くことができる「OB

訪問編」と集団面接を体験し実践力を養う「集団面接編」の目的に応じた二本立てとして実施している。また、仕事理解を深めるため、業界別の実際の働き方をOBから直接説明してもらえる「働き方研究講座」を新たに開催している。例年行われてきた学内合同企業説明会は「武蔵企業フェア」と名称を改め、参加学生の利便性を高めた運営方式に変更したことにより、参加者数は大きく改善し、学生と優良企業の出会いの場として寄与しているといえる。博士課程学生に対する支援としては、他大学で実施されている研修会等の案内をポータルサイトに掲載し、情報提供している。またTA制度を設けることにより、講義・演習等の教育補助を通して、教授するために必要な能力を培うための機会を提供し、博士後期課程修了者または単位取得済退学者を各学部において非常勤講師として任用し、教育経験の機会を提供している。

最後にその他の支援として、正課外活動に対する支援としては、学生支援センターを通じて全学生を対象とした「学生教育研究災害傷害保険」に加入しており、大学が費用を負担している。新入生ガイダンスでは、飲酒、喫煙、ハラスメント等に関する啓発を行い、さらに課外活動奨励奨学金、各種支援金による経済的支援を行っている。ボランティア活動に対する支援としては、地域や団体からのボランティア募集案内を学内掲示板に掲示し、学生に周知している。このほか、学友会から提出される意見や質問、学生アンケート、大学院懇談会等を通じて、学部学生及び大学院生からの要望を聴取し、担当となりうる部局において検討のうえ対応が行われている。

以上により、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援体制を整備し、学支援、生活支援、キャリア支援及びその他の支援を概ね適切に実施しているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性についての点検・評価は、各学部・研究科、教務部、グローバル教育センター、学生支援センター、キャリア支援センター等が、事業計画・事業報告と「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」によって実施しているほか、毎年度実施している学生調査と卒業時調査の結果からも点検・評価とフィードバックを行っている。各部局の自己点検・評価結果については、「全学自己点検・評価委員会」が全学的な観点から点検・評価を行い、その結果を「内部質保証委員会」へ報告している。「内部質保証委員会」は、報告を受け改善の必要があると判断した場合は、改善案を策定し、各部局に改善を指示している。具体的な改善の取り組みとして、学生調査と卒業時調査については、学生の要望に対して各部局にて検討を行い回答を作成している。ダイバーシティセンターでは、配慮依頼文を発出した授業担当者には学期ごとにアンケートを実施し、センター委員会で報告するとともに、業務の改善・修正を行っている。キャリア支援センターでは、学生面談からの情報やガイダンス、講座・セミナーの参加者数の変化、企業や他大学等の報告会から得られる情報をもとに、専任職員参加の会議において企画の検討・修正を行っている。また、コロナ禍をきっかけとして学生・企業との接点のDX化を一気に進め、利便性の向上とともに作業効率も大幅に改善することとなった。

以上により、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを概ね適切に行っているといえる。

＜提言＞

長所

- 1) ダイバーシティセンターの新設により、「武蔵大学障害学生支援に関する基本方針」、「武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表」、「武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧」、「武蔵大学の障害学生支援体制等のまとめ」等を作成・更新し、障害のある学生への各種支援、さらにセクシャル・マイノリティー等の多様な個性の尊重を目指した環境整備において、一定の前進があったといえる。

課題

なし

その他

なし

〔基準 8〕 教育研究等環境

＜概評＞

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

2018年度に「建学の三理想」及び大学の教育の基本目標を踏まえて「教育研究等に関する各種方針」の一つとして「教育研究環境に関する方針」を定めている。具体的にこの方針では、具体的には「学生の学修，教員の研究活動を推進し、社会に開かれた大学となるよう学内の各種資源を活用し教育研究環境を整備する」「学生、教職員の安全、利便性に配慮し、自然と文化を尊重した環境整備を行う」「障がいやLGBT等、多様性にも配慮し、計画的にユニバーサルデザイン化等を進める」「教育研究活動が円滑に行えるよう、必要な質・量の図書、学術情報サービス、情報ネットワーク環境等を整備するとともに十分なスペースを提供する」を定め、大学Webサイトで公表している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

本学は東京都練馬区にある江古田キャンパスと埼玉県朝霞市にある朝霞グラウンドを有しており、大学設置基準等の法令上必要な要件を満たしている。また施設や設備の維持・管理については、「武蔵大学の教育研究等に関する各種方針」や「学校法人根津育英会武蔵学園施設等管理規程」を定め、施設課が中心となって維持・管理を行っている。

施設の安全確保については、毎年度の建築設備定期検査及び3年毎に建築基準法で定める建築物定期調査を実施して対応している。衛生面については、専門会社と業務委託契約を取り交わし、設備の衛生状態を保っている。

学生の課外活動に関連する施設については、毎年4月に「課外活動代表者ガイダンス」を実施し、学生生活課から大学の施設・設備の利用方法や管理について説明している。そ

れだけでなく、江古田校地と朝霞グラウンド、それぞれに応じた対応を行っている。中でも江古田校地については、2020年度はCOVID-19の感染拡大への対応策として、各教室に換気設備を整備した。

ネットワーク環境については、「学校法人根津育英会武蔵学園ネットワーク利用規程」に基づき、学内の無線ネットワークを整備し、学内の全ての場所から利用可能としている。また国際的なネットワークローミング利用の仕組みであるEduroamに参加しており、さらに学外とのデータ回線通信量の増大を踏まえ、学術情報ネットワークを利用するための環境を整備している。

授業で使用頻度の高いアプリケーションソフトを整備し、プリンターも各所に配置して、レポート等の印刷にも対応できるようになっている。コロナ禍後には、学生が個人用PCを持参し学内ネットワークに接続する機会が増えたため、キャンパス内ネットワーク及びインターネット回線を増強し、2024年度からは学生が持参したPCから学内に設置されたプリンターで印刷が行える印刷管理システムを構築した。

学生及び教職員の情報倫理については、「学校法人根津育英会武蔵学園ネットワーク利用規程」を設け、ネットワーク利用に関する遵守事項を規定している。学生及び教職員に対して情報モラルやセキュリティに関する研修を行っており、学生に対しては入学時のガイダンス、教員に対しては情報セキュリティ研修、職員に対しては職員全体研修にて実施している。特に新生入生に対してはセキュリティガイダンスを実施し、所定の手続きを期限内に終わることを課し、未了の場合はペナルティを設けている。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

大学図書館資料の収集及び管理については、「武蔵大学図書館資料管理規程」に基づいている。大学図書館本館に加え、洋書プラザを設置し、学生が洋書に触れる機会を増やすよう努めている。大学図書館のデータベースについては、有料コンテンツも含め、大学図書館以外の学内のPCからもアクセスを可能とし、一部のデータベースについては、学外からのアクセスも可能としている。また蔵書はOPACでの検索が可能となっており、利用者はWebを通じて館外から利用状況の確認や予約、マイフォルダによる資料リストの作成や検索条件の保存が可能となっている。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備については、「国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用に関する細則」に基づき、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用が可能となっている。国立情報学研究所のWebcat PlusやCiNii Articlesといった学術コンテンツについては、必要に応じ、ゼミガイダンス等で利用方法について説明するとともに、使い方ガイドのパンフレットを作成し配付している。2019年度に五大学図書館相互利用に関する協定書を締結し、これまでの四大学(本学、学習院大学、成蹊大学、成城大学)に加え、甲南大学との図書館の相互利用も可能となった。なお、本学が所蔵していない文献等の貸借や複写については、図書館間相互貸借サービス(ILLシステム)を利用している。

大学図書館利用に関する必要事項については、「武蔵大学図書館利用内規」及び「武蔵大学図書館利用細則」に定めている。図書館の利用時間については、大学図書館利用者数

に基づき図書館委員会で検討し、開館時間の延長や開館日を増やす等の措置をとっている。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

第三次中期計画の中で国際的な研究分野への参加促進を施策に挙げ、それを支える研究支援に関しては2018年度に「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づき、「研究支援に関する方針」を定めている。

教員に対する研究費については、毎年度、全専任教員を対象として個人研究費及び個人研究手当を支給している。全学的な研究費としては、総合研究所プロジェクトを設け、研究内容に応じて研究費を支給している。さらに2019年度より「武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業」の対象事業として研究分野を追加し、2021年度は7つの項目を設け、その項目に該当する研究を支援対象とした。

科学研究費助成事業への応募については、「武蔵大学科学研究費助成事業事務取扱規程」及び「科学研究費助成事業経費等取扱要領」に基づき、研究支援課が応募に際しての各種支援を行っており、科研費獲得のための研修会も開催されている。

教員の研究室については、全専任教員に対して必要な備品類等を備えた個人研究室を割り当て、助教に関しては共同の研究室を割り当てている。研究時間の確保については、「専任教員責任時間規程」に基づき、出講日数を週3日以上、週当たりの基準授業時間を週5コマ(10時間)とするとともに、学内業務の役職に応じて基準授業時間を軽減する措置も講じている。研究専念期間の保障については、「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程」及び「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する運用内規」に基づき、特別研究員として国外又は国内において調査、研究を行うための長期研修制度を設けている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理に関しては「武蔵大学研究倫理規程」を定め、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として本学で研究活動に従事するすべての研究者が遵守すべき事項について規定している。特に人を対象とする研究については「武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」を定めている。

研究活動における不正防止に関しては、「武蔵大学研究倫理規程」を定めるだけでなく、「武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における対応について規定している。公的研究費に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、各責任者の役割等について「武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程」を定め、この基本方針に基づいた「武蔵大学公的研究費不正防止計画」を作成している。

教員に対する研究倫理教育としては、全専任教員に対して「研究倫理eラーニングコース」の受講を義務付けている。毎年経費の取扱いや不正使用の実例や本学における不正防止の取組等に関する説明会を実施し、公的研究費採択者科研費採択者や事務取扱者等の出席を義務付けている。

2020年度から学生に対しても研究倫理教育を開始した。大学院生に対しては、日本学術振興会『科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―』テキスト版を配付し、学部生に対しては、研究活動における不正行為と武蔵大学における取組に関する文書を全学生向けに学習支援ポータルサイトを通じて配信している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学の各部局は「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて実施されており、その結果は、各部局において改善・向上のための取組に活用するとともに全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からも点検・評価を行い、その後内部質保証委員会に報告している。内部質保証委員会は、改善が必要と判断した事項について改善案を策定し、各部局に改善に向けた取組みを指示している。

改善・向上のための取組の一例としては、「2019年度自己点検・評価に基づく改善方策」の中で「科研費の採択状況等、研究分野に関する情報公表範囲を拡充すること」「特別研究員制度の見直しを行うこと」が示され、特別研究員制度は海外旅費算出基準を変更し、滞在費や国内支給旅費支給額の上限について見直しを行った。それ以外にも2019年度から「武蔵大学における競争的資金の間接経費取扱に関する規程」に基づき、本学に配分される間接経費について従来は人件費に充当してきたのを見直し、大学全体の研究環境の整備・改善を行うため共通的に使用される物品等に係る経費としても執行できるように改正した。さらに授業評価アンケートや各種学生調査の結果や大学院懇談会等を通じて学生の意見を取り入れた改善策の一例として、卒業時調査結果に基づいた情報処理ソフトの購入や大学院院生室のインターネット環境を整備したこと等が挙げられる。

<提言>

長所

なし

課題

なし

その他

なし

【基準 9】 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

武蔵大学の教育の基本目標のもと、「教育研究等に関する各種方針」の1つとして「社会連携、社会貢献に関する方針」を定めている。その内容は「地域社会、国際社会に幅広

く貢献できる人材を育成する」こと、「社会の要請に応じて、行政、自治体及び産業界等と連携し、大学の教育及び研究成果を社会に還元するため、生涯学習や産官学民との連携事業を行う」こと、「行政や自治体等、地域社会と連携し、持続可能な地域社会の発展に寄与する」ことの3つである。制定時は「大学協議会」を通じて教職員に周知し、以後、「教育研究等に関する各種方針」のなかに示す形で、各部局の自己点検・評価の実施依頼の際に参考資料として配付し、大学ホームページを通じて学内外に公表している。

以上より、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を適切に定めて明示し、公表しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

「社会連携、社会貢献に関する方針」に基づき、地域社会、学外機関等と連携したさまざまな取り組みを行っている。地域社会との連携に関しては、「練馬区・武蔵大学共催公開講座」や「練馬区武蔵大学特別履修生制度」等を通じて、大学の教育及び研究成果を地域に還元し、地域住民の生涯学習の場を提供している。また、国際交流事業の一環として、近隣区立小学校からの要請に応じて留学生を派遣し、英語で出身国等の自己紹介を行う等、地域の子ども達に異文化体験の場を提供している。また、社会学部が主体となり「白雉映像祭」を毎年開催し、多数の地域住民の参加をみているほか、江古田ミツバチプロジェクトは、2023年度に学友会登録サークルとなり、継続的に活動を行っている。

このような近隣の自治体との連携のみならず、2023年度には、山梨県小菅村と交流・連携に関する協定を締結し、教職課程の合宿等を通じた交流を行う等、持続可能な地域社会づくりとそれに貢献しうる人材の養成に取り組んでいる。

学外機関等との連携に関する新しい取り組みとしては、2023年6月にスタジオツアー東京（ハリー・ポッター体験型施設）が開業されることに伴い、関係機関連絡会が行われている。参加団体は、練馬区、江古田三大学、商店会及び鉄道・バス会社である。また、第四次中期計画の江古田三大学連携芸術文化プログラムの実施に向け、三大学大学院における研究連携の実現を模索している。2023年度においては、この一環として、日本大学大学院芸術研究科との単位互換制度の検討を開始した。

その他、各部局、各組織が、学外機関や学外の専門家と連携した取り組みも行っている。データサイエンス研究所では2019年度より「データサイエンスのフロンティア」と題したインタビューシリーズを開始し、各分野で活躍している専門家と本学教員による対談を行い、ウェブサイトに掲載している。また講演会については、COVID-19の拡大の中で2019年度は中止となったものの、その後はオンライン方式やハイブリッド方式に切り替え、外部の専門家を迎えて不定期で実施している。人文科学研究科では、第四次中期計画における文化財資源探索プログラムの実施に関し、指定文化財に申請するため朝田家型紙関係資料をデータ化している。各学部のゼミナール活動においても、それぞれの学部の特色を活かした地域づくりに関わる研究活動が行われ、全学生を対象とした「学部横断型課題解決プロジェクト」では、産学連携のもと参加企業から提示された課題(CSR報告書の作成)に取り組んでいる。

このように大学内のそれぞれの部局、組織が、地元自治体、地元住民、遠隔の自治体、

企業、他大学、学外専門家等さまざまな連携先と、さまざまな形式、機会で社会連携・社会貢献に取り組んでいる。知識の提供、在学生による人的交流、産学連携等、大学が所有する資源、知識を相手方の必要としているもの・ことに対応させて、さまざまな形での連携を図っている。

以上より、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、教育研究成果を社会へ還元しながら、社会連携・社会貢献に関する取り組みを概ね適切に実施しているといえる。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献の適切性については、大学庶務課やグローバル教育センター等の関連部局による事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」により、定期的に点検・評価を実施している。この点検・評価結果は、各部局での改善・向上のための取り組みに活用するとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からも点検・評価し、その結果を内部質保証委員会に報告している。内部質保証委員会は、改善が必要と判断した事項について改善案を策定し、各部局に改善に向けた取り組みを指示する。

そのほか、公開講座では必ず受講者アンケートを実施し、「練馬区武蔵大学特別履修生制度」では履修者に体験談を提出させる等、事業・企画単位で点検・評価するための取り組みも行い、公開講座等については公開講座ワーキンググループによって次回のテーマや講師選択等の改善に向けて活用している。

以上より、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいるといえる。

<提言>

長所

なし

課題

- 1) 大学図書館の地域図書館（練馬区図書館）との連携については、2019 年度には大学図書館セミナーの実施に係る相互協力や、地域の図書館でセミナーに関する企画展示を行う等の協働事業を行ったが、2020 年度以降はセミナー等の実施計画がなく、この連携は、現在休止状態である。大学の財産でもある図書館の地域との連携、社会貢献については今後の課題である。

その他

なし

評定一覧表

基準		評定
2	内部質保証	A
4	教育課程・学習成果	A
5	学生の受け入れ	B
6	教員・教員組織	A
7	学生支援	A
8	教育研究等環境	A
9	社会連携・社会貢献	A

《評定基準》

- S** 大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
- A** 大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
- B** 大学基準に照らして軽度な問題があり、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C** 大学基準に照らして重度な問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善が求められる。

※ 基準1「理念・目的」において、上記の評定基準を適用する場合は、「理念・目的を実現する取り組みが……」又は「理念・目的の実現に……」の部分は問わない。

以 上

第2章

基準2 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

- 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCA サイクルの運用プロセスなど)

＜内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示、共有＞

本学では、大学としての質保証を目的として、2017年12月に「武蔵大学内部質保証規程」、具体的な内容については2018年6月に「武蔵大学内部質保証に関する方針」を制定し、内部質保証のための全学的な方針及び手続について明示している。規程については、学内の規程サーバに掲載し、学内構成員は常時閲覧可能となっている。また、方針については大学Webサイトに掲載し、広く周知している(資料2-1 資料2-2【Web】)。

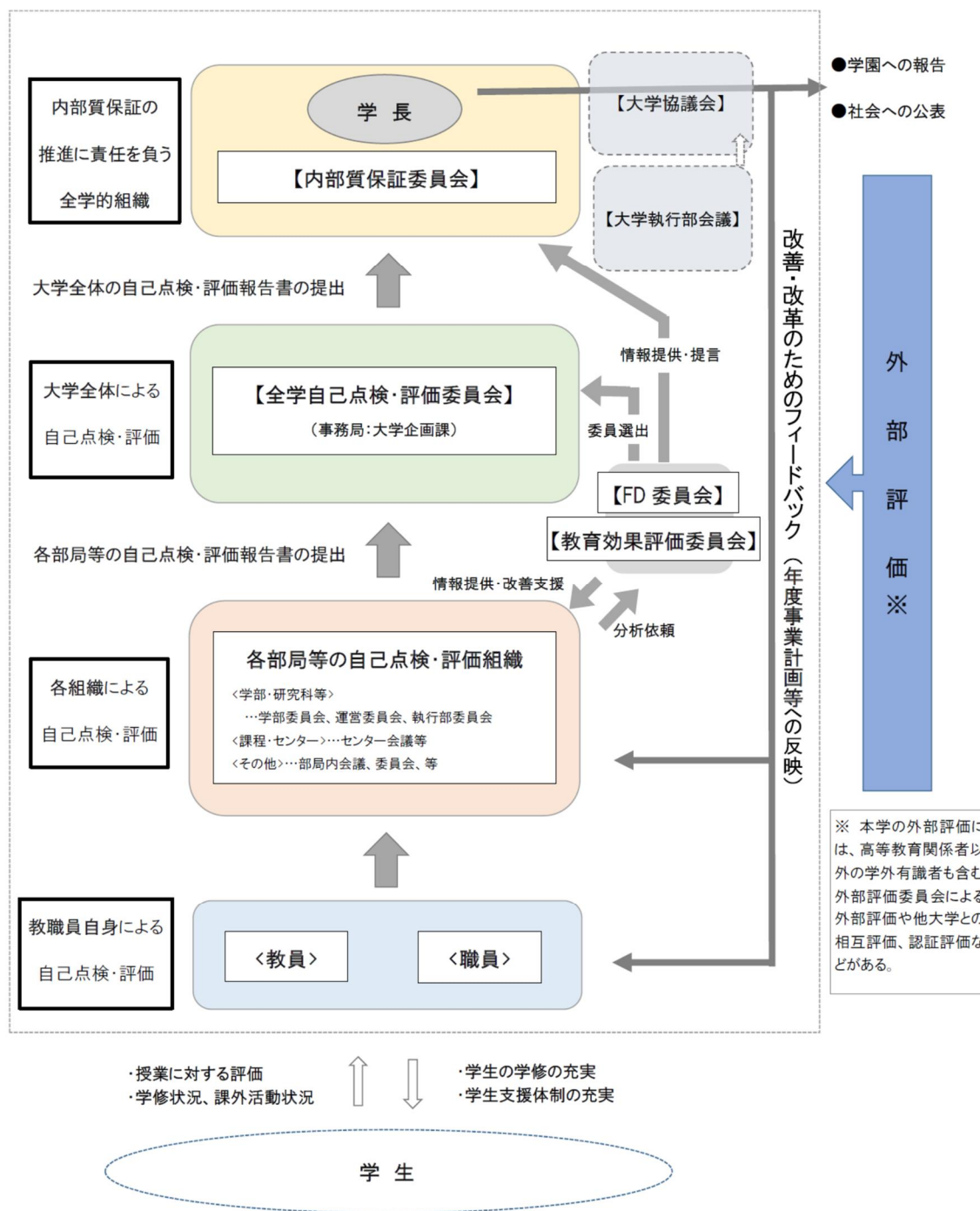
規程及び方針の改正が行われる際は、内部質保証委員会にて改正案を策定し、大学協議会を通じて教職員に周知している。なお、規程の改正にあたっては大学協議会において審議している。

本学では、「武蔵大学内部質保証規程」第2条において「本学における内部質保証とは、武蔵大学学則第1条及び武蔵大学大学院学則第1条の目的を達成するため、各部局及び組織の教育、研究及び管理運営の状況等について、自己点検・評価を行い、その結果をもとに大学全体の改善及び改革に努めることを通じて、教育研究等の水準を自らの責任で説明し、証明していく恒常的かつ継続的過程をいう」と内部質保証を定義した上で、その基本的な考え方を「武蔵大学内部質保証に関する方針」において、(1)全学的な自己点検・評価、(2)計画に基づく検証と改善方策、(3)第三者評価の実施、(4)社会的責任としての情報の公表、(5)教職員の内部質保証に関する理解の促進、と明示している。

各年度の自己点検・評価の方針及び手続については、内部質保証委員会が「自己点検・評価の基本方針」を策定し、各部局に明示している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と学部・研究科その他の組織の役割分担は、次に示す「(図3)武蔵大学 内部質保証システム体系図」のとおりである。

(図3) 武蔵大学 内部質保証システム体系図 (2022年度改定)



(注) 図3は、「武蔵大学内部質保証システム体系図」を簡略化したものである。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制を整備しているか。

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成はどのようなになっているか。

＜内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備＞

内部質保証に関わる組織体制については「武蔵大学内部質保証に関する方針」に以下のとおり定めている。

【組織体制】（「武蔵大学内部質保証に関する方針」より抜粋）

(1) 内部質保証委員会

内部質保証委員会は、本学の内部質保証の推進に責任を負う。学長を委員長とし、内部質保証のための全学的な方針の策定や大学全体の自己点検・評価に基づく改善計画を策定する。

(2) 全学自己点検・評価委員会

全学自己点検・評価委員会は、内部質保証委員会の策定した方針、評価基準に則り、全学的な観点から各部局等の自己点検・評価結果の評価を行い、大学全体の自己点検・評価報告書を作成する。評価にあたっては、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)委員会や教育効果評価委員会¹⁾と連携し、エビデンスに基づいた評価を行う。

(3) 各部局等による自己点検・評価

各部局等は、内部質保証委員会の方針に基づき、各部局等の長を責任者として、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成する。特に学部・研究科の自己点検・評価報告書については、学部長・研究科委員長が、その内容を教授会に報告する。

(4) 武蔵大学外部評価委員会

武蔵大学外部評価委員会は、学外有識者により構成され、本学の教育、研究及び管理運営等の改善に向けて、自己点検・評価結果の客観性、妥当性及び内部質保証の有効性に関して評価を行い、内部質保証委員会へ報告する。委員会による評価は、少なくとも3年に1回は実施する。

(5) 大学企画室

大学企画室は、自己点検・評価、外部評価、認証評価等、本学の内部質保証の推進に関する事項を取り扱う。また、教育改善に向けた教育効果の検証(教育効果評価委員会)やFD活動の推進についても支援を行う。

「武蔵大学内部質保証規程」第3条に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、2018年4月より内部質保証委員会を設置している。内部質保証委員会の任務に

1) 本学のインスティテューショナル・リサーチ(以下「IR」という。)を推進し、学部生及び大学院生の教育・学生支援に係る諸データの分析と情報提供・助言等を行い、教育活動の充実に寄与するための組織。詳細は第4章にて述べる。

については「武蔵大学内部質保証規程」第8条に内部質保証のための全学的な方針の策定や内部質保証の手續及び点検・評価をはじめ、大学全体の自己点検・評価報告書の評価やそれに基づく改善計画の策定、結果の公表に関する事、他大学との相互評価や認証評価機関による大学評価等の外部評価に関する事等が定められている。

また、任務遂行にあたり、内部質保証委員会の下に、大学全体の諸活動について全学的な観点から自己点検・評価を行うための全学自己点検・評価委員会を設置している。全学自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の方法、評価者等の見直しを行い、2018年に大学評価実施委員会を発展的に解消し、設置した委員会である。全学自己点検・評価委員会の構成員や任務については「武蔵大学自己点検・評価規程」に定めている。具体的には、毎年度、内部質保証委員会が策定する「自己点検・評価の基本方針」に基づき、中期計画や事業報告等について点検・評価を行い、内部質保証委員会へ点検・評価結果や改善に向けた提言を報告している(資料2-3 資料2-4)。

■2022年度末時点の状況■

認証評価実地調査での指摘を受けて、「武蔵大学内部質保証システム体系図」に教育効果評価委員会の位置づけを明記した(資料：2021年度第8回内部質保証委員会資料・議事録、2021年度第7回大学協議会資料A-8)。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成>

内部質保証委員会の構成員については、「武蔵大学内部質保証規程」第4条及び第5条に定めている。具体的には、委員長を学長とし、副学長、各学部長・研究科委員長、教務部長、学生支援センター長、学長補佐(学長が必要と認めた者)、大学事務局長を構成員とした責任ある体制となっている。

全学自己点検・評価委員会の構成員については、「武蔵大学自己点検・評価規程」第4条に定めている。具体的には、副学長のうち1名を委員長とし、学長補佐(学長が必要と認めた者)、教授会の審議を経て、学長が任命した各学部・研究科からの選出委員各1名、FD委員会からの選出委員、教育効果評価委員会からの選出委員、大学事務局長となっており、全学的な視点からの検証を可能にしている。教育効果評価委員会からの選出委員を加えることにより、エビデンスに基づく点検・評価を強化した体制としている。

また、全学自己点検・評価委員会の構成員については内部質保証システムの適切性の観点から、一部の委員を除き内部質保証委員会の構成員と兼務ができないこととしている。これにより、点検・評価の適切性、透明性を担保している。

■2022年度末時点の状況■

学長補佐の職務に鑑み、出席する会議体を整理したため、2023年4月より、内部質保証委員会及び全学自己点検・評価委員会の構成員から学長補佐を除くこととなった(資料：2022年度第8回大学協議会資料A-4)。

ただし、2023年度以降の教育効果評価委員会の運用を見直し、学長が指名する専任教員にIR担当学長補佐を充てることになったため、IR担当の学長補佐は教育効果評価委員長が指名した教育効果評価委員として全学自己点検・評価委員会に出席することとなった(資

料：2022 年度第 8 回大学協議会議事録 A-4)。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を設定しているか。

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動を実施しているか。

評価の視点 3：学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させるために、全学内部質保証推進組織はどのような取り組みを行っているか。

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織において、点検・評価を定期的の実施しているか。

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織において、点検・評価結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対し、適切な対応を行っているか。

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性はどのように確保されているか。

＜三つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方の設定＞

2016 年 3 月に中央教育審議会大学分科会大学教育部会により『卒業認定・学位授与の方針』(ディプロマ・ポリシー)、『教育課程編成・実施の方針』(カリキュラム・ポリシー)及び『入学者受入れの方針』(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン(以下「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン(中教審)」という。)が示されたことを受け、大学執行部会議(学長を議長とし、大学に関する重要事項を審議する会議。詳細は第 10 章(1)にて述べる)が中心となって、2016 年度に「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づいた全学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを制定した(資料 2-5)。

また、各学部・研究科の三つのポリシーについては、「建学の三理想」、教育研究上の目的及び大学全体の三つのポリシーと整合性があること、各学位プログラム内で三つのポリシーに一貫性があることを基本的な考え方とし、2017 年度に、各学部教授会・研究科委員会での審議を経て、大学の審議機関である大学協議会にて承認され、公表に至った(資料 2-6)。

加えて、毎年度実施している三つのポリシーの定期的検証の結果を踏まえ、2020 年度に「武蔵大学における三つのポリシー策定に関する方針」を内部質保証委員会にて策定した。この方針において、ポリシーの策定単位は学位プログラムとすること、第三者が分かりやすい具体的な表現を用いること、各ポリシーが互いに一貫性があること等の留意事項をまとめ、学内に周知している(資料 2-7)。

■2022 年度末時点の状況■

2022 年度より武蔵学園第四次中期計画が開始し、国際教養学部が新たに開設されたことに伴い、2021 年度に大学の「教育の基本目標」及び全学の DP、CP、AP の見直しを行った(資料：2021 年度第 9 回大学協議会資料 A-13, A-14)。

全学のポリシーを見直したことを受け、各学部・研究科の3ポリシーも見直し、国際教養学部については新たにポリシーを制定した(資料:2021年度第1回大学協議会B-6、第10回大学協議会資料B-5)。

＜学部・研究科等におけるPDCAサイクルを機能させるための全学的な取組＞

PDCAサイクルの運用プロセスについては、「武蔵大学内部質保証に関する方針」に以下のとおり定めている。

【内部質保証システム】（「武蔵大学内部質保証に関する方針」より抜粋）

- (1) 本学の内部質保証は、中期計画に基づく各年次事業計画書の策定から始まる一連のPDCAサイクルにより推進する。
- (2) 各部局等は自己点検・評価を年1回以上行い、毎年度末までに自己点検・評価報告書を学長に提出する。
- (3) 本学に所属する教職員は、ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)活動や教員評価、職員の人事評価を通じて、本学の教育、研究及び管理運営、業務等の改善に努める。
- (4) 全学自己点検・評価委員会では、各部局等の評価結果の評価を行い、全学としての自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証委員会に提出する。
- (5) 内部質保証委員会は、全学自己点検・評価委員会からの報告を受け、改善方策を策定する。
- (6) 武蔵大学外部評価委員会を少なくとも3年に1回開催し、本学の教育、研究及び管理運営等について意見を聴取し、改善計画に反映させる。
- (7) 学長は、内部質保証委員会、全学自己点検・評価委員会、武蔵大学外部評価委員会等からの意見を十分に踏まえ、学長方針として教育、研究及び管理運営等の改善方策を策定し、各部局等に指示する。

「(図3)武蔵大学 内部質保証システム体系図」(p.10)のとおり、個人、学部・研究科等の各部局、大学全体による自己点検・評価を実施し、内部質保証委員会が全学的な改善・向上のための方策を策定し、学長より大学協議会を通じて全教職員に対して指示するという仕組みになっている。また、各年度の自己点検・評価項目については、内部質保証委員会にて基本方針を定め、その方針に基づき実施している(資料2-4)。

具体的には、事業報告書に基づく自己点検・評価、学長からの改善方策に関する進捗状況、認証評価機関及び行政機関からの指摘事項に対する改善状況に加え、2019年度より、大学基準協会が策定している「大学基準」に則った自己点検・評価を点検・評価項目に追加した。学長から、大学協議会を通じて、当該年度に実施する自己点検・評価の概要等を説明し、点検・評価用の共通様式を配付する。これを受けて各部局等は、自己点検・評価を実施し、とりまとめ部局である大学企画室に活動実績や事業遂行にあたっての課題と改善案等を提出する。各部局等の報告を受け、学長は、毎年度の自己点検・評価の基本方針に基づき、全学自己点検・評価委員会に全学的観点からの検証を依頼し、全学自己点検・評価委員会での点検・評価結果をもとに、内部質保証委員会にて改善に向けた方策を策定する。内部質保証委

員会の委員長である学長は、改善に向けた方策を各部局等に指示し、各部局等が改善に取り組むという一連の流れによって各部局のPDCAサイクルを機能させている(資料2-8 資料1-14 資料2-9 資料2-10【Web】基礎要件確認シート4)。

また、2019年度より、各学部・研究科及び附置課程等において、内部質保証委員会が定めた点検・評価項目に基づく教育プログラムの定期的検証を実施している。この定期的検証は各学部・研究科のポリシーに基づき、各学部・研究科等の中で点検・評価を行っているため、それぞれから提出された改善案に対して、内部質保証委員会が大学全体の観点から点検・評価を行い、必要に応じて、内部質保証委員会の委員長である学長が、改善に向けた方針を示している。また、改善・向上に関する取組については改善状況を定期的に報告させる仕組みを整備し、内部質保証委員会がPDCAサイクルを機能させるために関与している(資料2-11)。

例えば、前述したとおり、2014年度に受審した大学基準協会による大学評価の際に努力課題として指摘を受けた両研究科の定員充足率の向上を目指し、毎年度、各研究科から定員充足に向けた取組状況について報告させ、その結果を内部質保証委員会(内部質保証委員会設置前は大学執行部会議)にて点検・評価している。2018年度には、第三次中期計画の施策として新たに「大学院の入学定員充足率の向上」を追加し、両研究科だけの課題ではなく大学全体の課題として位置付け、改善に向けて体制を強化した。

加えて、大学評価、外部評価、相互評価等の各種評価において指摘を受けた課題に関しても、内部質保証委員会にて改善方策を検討し、学長方針を各部局に示している。具体的事例として、外部評価委員会において、異文化・ダイバーシティ理解に関する施策が明確化されていないという指摘を受け、関連部局が連携して情報共有し施策の検討をするよう学長からの改善方針が示されたが、一層の制度的充実が必要と判断し、2020年度からは学長を中心として全学的に取り組むこととなった(資料2-12 資料2-8-4)。

2020年度はCOVID-19の感染拡大への対応について、大学の教育の質の維持・向上の点から、学長が当該部局に対応策の検討を指示し、その検討案をもとに学長が決定し、大学協議会にて報告した。例えば、前学期中は原則として全ての授業をオンライン授業とする方針を立てたが、フィールドワーク等を重視する社会学部においては、感染対策を講じた上で、前学期中のフィールドワークを認めた。

また、教務部を中心として、次年度の授業運営について検討し、2020年10月20日の内部質保証委員会にて、2021年度については対面授業を原則とする方針案を策定し、大学協議会にて承認された。方針の策定にあたっては、オンライン授業に関するアンケートを実施し、そのアンケート結果も踏まえて検討した(資料2-13 資料2-14 資料2-15)。

■2022年度末時点の状況■

学部・研究科その他の組織における点検・評価は継続して実施している。

例えば、2022年度に開設した国際教養学部では2022年度入試について分析を行い、指定校制推薦入学者の改善に向けた方策を検討した。人文科学研究科では、定員充足率の向上に向けた取組として、大学院説明会開催等で、SNS広報を実施し、学部生にも大学院進学奨励学生制度をアピールしたことで、2023年度は4年生4名が大学院進学奨励学生となっている。

また、教職課程の自己点検・評価の実施及び公表が法令上義務化されたことを受け、試行として、2022 年度に教職課程の自己点検・評価を実施した。具体的には、内部質保証委員会が定めた方針のもと、教職課程から提出された自己点検・評価結果を全学自己点検・評価委員会が評価し、内部質保証委員会に提言をあげ、内部質保証委員会から大学協議会を通じて改善方針が示された。しかしその後、学長等と教職課程の調整において、教職課程の自己点検・評価の実施体制の整備がまずは必要と判断されたことから、2023 年度に教職課程会議を中心に自己点検・評価の体制や実施方法を再検討することとなった(資料：2021 年度第 9 回大学協議会 B-2、2022 年度第 7 回大学協議会 B-5、2022 年度第 11 回内部質保証委員会)。

全学的な点検・評価については、従前の点検・評価サイクルでは、中期計画に基づく事業計画の点検・評価を毎年度の自己点検・評価の中心と位置付けていたが、中期計画は学園の重点事業に特化した内容のため、認証評価機関が定める大学基準との連関が薄く、網羅的な点検・評価項目に基づいた客観的な評価及び改善が不十分な点が課題であった。そのため、2023 年度より、全学的な自己点検・評価の方針を見直し、事業報告書に基づく全学的な点検・評価の実施タイミングは 2 年に 1 度、大学基準に基づく点検・評価は対象項目を絞ったうえで毎年度実施することとした(資料：2022 年度第 10 回内部質保証委員会資料、2022 年度第 10 回大学協議会資料)。

2023 年度より、全学的な自己点検・評価の実施方法を見直したのにあわせて、今まで教育プログラムの定期的検証として点検・評価してきた項目も、大学基準の各ポリシーに関連する点検・評価項目の中に追加統合し、一体的に自己点検・評価を行うこととした。また、これまで通り、大学企画課にて各部局等が点検・評価を行うための根拠データを作成し、提供している(資料：2022 年度第 11 回内部質保証委員会資料)。

なお、各部局等の自己点検・評価結果を全学的な観点から全学自己点検・評価委員会が評価のうえとりまとめ、内部質保証委員会にて最終的な評価と改善すべき事項を検討し、大学協議会を通じて内部質保証委員長である学長名にて各部局等に対する改善方針を示す流れに大きな変更はない。

■2023 年度末時点の状況■

内部質保証委員会で定めた基本方針に基づき、2023 年度は全学的な自己点検・評価として、大学基準に基づく自己点検・評価(基準 1～5 及び基準 10)を行った。

具体的には、以下の一連の流れによって各部局の PDCA サイクルを機能させている。1) 学長から、大学協議会を通じて、当該年度に実施する自己点検・評価の概要等を説明し、点検・評価用の共通様式を配付する。2) これを受けて各部局等は自己点検・評価を実施し、現状の取組や課題、成果等を様式に入力のうえ、とりまとめ部局である大学企画課に提出する。3) 各部局等の報告を受け、学長は、毎年度の自己点検・評価の基本方針に基づき、全学自己点検・評価委員会に全学的観点からの検証を依頼し、全学自己点検・評価委員会での点検・評価結果をもとに、内部質保証委員会にて改善に向けた方策を策定する。4) 内部質保証委員会の委員長である学長は、大学協議会を通じて改善に向けた方策を各部局等に指示し、各部局等が改善に取り組む(資料：2023 年度第 11 回、第 12 回内部質保証委員会資料・議事録、2023 年度第 8 回大学協議会資料 B-10)。

また、教職課程の自己点検・評価については、2022 年度の活動内容について教職課程に

て自己点検・評価した結果を報告書としてとりまとめ、教職課程会議を経て、内部質保証委員会でも確認のうえ、大学協議会に報告され、大学 Web サイトに公開した（資料：2022 年度教職課程自己点検評価報告書、2023 年度第 13 回内部質保証委員会資料 No.4・議事録、2023 年度第 9 回大学協議会 B-8）。なお、この自己点検・評価結果を踏まえ、各学科・研究科、各専攻における「教員養成の理念」を策定することとなった（資料：各学科ならびに研究科各専攻における「教員養成の理念」策定について（依頼））。

＜認証評価機関、行政機関等からの指摘事項に対する適切な対応＞

大学評価や設置計画履行状況等調査での指摘事項に関しては、学長の指示により各担当部局から毎年度の改善状況及び次年度に向けての取組を提出させ、内部質保証委員会で改善状況を点検・評価の上、大学協議会を経て、認証評価機関や文部科学省等へ改善状況を報告している。

具体的には、2014 年度に受審した大学基準協会による大学評価結果に対する改善報告書を 2018 年 7 月に大学基準協会へ提出した（資料 2-16）。また、2016 年度及び 2017 年度に設置計画履行状況等調査にて指摘を受けた事項に関しても、設置計画履行状況報告書をそれぞれ文部科学省へ提出するとともに、大学 Web サイトにも公表し適切な対応を行っている（基礎要件確認シート 3）。

また、一層の制度的充実が必要と判断した事項に関しては、内部質保証委員会が全学的な観点から改善に向けた方策を策定するとともに、学長定例会議等を通じて当該部局とのヒアリングを行い、懸案事項の改善に努めている。

■2022 年度末時点の状況■

第 3 期認証評価結果で改善課題が付された大学院の定員管理については、第四次中期計画の中で課題と施策を策定し、年度事業計画として取り組んでいる（資料：2022 年度事業報告書）。

改善課題として指摘された「階層別研修」については、2023 年 6 月に「教学マネジメント」をテーマに教職員対象の FD・SD 研修会を開催予定である（資料：FD・SD 研修会式次第）。

■2023 年度末時点の状況■

第 3 期認証評価結果で改善課題が付された大学院の定員管理については、大学基準に基づく自己点検・評価（基準 5）の対象となっているため、該当部局の自己点検結果を踏まえ、全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会にて全学的な評価を行い、引き続き改善に努めるよう提言を行った（資料：『2022 年度自己点検・評価報告書（2023 年度自己点検・評価）』）。

改善課題として指摘された「階層別研修」については、2023 年 6 月に「教学マネジメント」をテーマに教職員対象の FD・SD 研修会を開催した（資料：FD・SD 研修会式次第）。

改善課題として指摘された「SD 研修の規定化」及び「職員の業績評価に関する規程と実態の乖離」については規程の改正や資料の修正等の対応がなされている。ただし、大学基準に基づく自己点検・評価（基準 10）として全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員

会にて全学的な評価を行った結果、現在の取組では不十分と判断されたため、さらなる改善に取り組むよう提言がなされた（資料：『2022 年度自己点検・評価報告書（2023 年度自己点検・評価）』）。

＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

全学の内部質保証の推進に責任を負う内部質保証委員会と、全学的な観点から点検・評価を実施する全学自己点検・評価委員会を設置し、双方の構成員については副学長、学長補佐、大学事務局長を除き、兼務を認めていない。さらに、全学自己点検・評価委員会の構成員に教育効果評価委員を加え、中期計画で定めた PDCA 指標に基づく分析や学生の成績情報、各種アンケート結果等のデータを用いた評価を行い、客観性・妥当性を担保している。

また、「武蔵大学内部質保証規程」では、第 10 条第 1 項「本学の自己点検・評価の妥当性と客観性を担保するため、学外の評価団体又は学外の評価者による外部評価を行う」、同条第 2 項「学校教育法第 109 条に基づき、7 年以内の期間に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けなければならない」と定め、外部評価や大学評価等の学外からの評価を受審するよう明示している（資料 2-1）。

大学評価に加え、2016 年 3 月に、東京四大学（学習院大学、成蹊大学、成城大学、武蔵大学）の中で特に大学規模及び設置学部が類似している成城大学との間で「武蔵大学と成城大学との相互評価に関する申し合わせ」を制定し、2016 年度より相互評価を実施している（資料 2-17）。相互評価は、「大学基準」に準じて三つのポリシーや学修成果に関する内容等を点検・評価項目として実施している。

そのほか、2018 年 2 月には「武蔵大学外部評価委員会規程」を制定し、2018 年度に外部評価委員会による外部評価を実施した（資料 2-18）。外部評価委員は、学外有識者から構成されることになっており、2018 年度は、高等教育関係者だけでなく、高等学校、産業界、地域関係者を評価委員として、本学の教育研究活動の状況について、「建学の三理想」や教育の基本目標、三つのポリシー等の各種方針を評価基準として、それぞれの観点から評価を受けた。

これらの大学評価、相互評価、外部評価の結果等について、学内に対しては、内部質保証委員会で策定した評価結果に基づく改善に向けた方策とともに大学協議会を通じて周知している。加えて、学外に対しても大学 Web サイトに掲載し広く社会に公表している（資料 2-19【Web】）。

■2022 年度末時点の状況■

2022 年度に外部評価委員による外部評価を実施した。高等教育関係者のほか、高等学校、産業界、地域関係者を評価委員とし、武蔵学園第三次中期計画の最終目標に対する実績評価及び「私立大学ガバナンス・コード」の遵守状況の妥当性について評価を受けた（資料：武蔵大学 Web サイト「大学評価」）。

■2023 年度末時点の状況■

毎年の自己点検・評価の信頼性と妥当性を高め、内部質保証システムの一層の充実へつな

げていくため、旧制高等学校をルーツに持つリベラルアーツ五学園（学習院大学、成蹊大学、成城大学、武蔵大学、甲南大学）の中で大学規模が近く同系列分野の学部を設置する成城大学との相互評価を2016年度より開始しているが、さらに、2023年度からは甲南大学が加わり、武蔵大学、成城大学、甲南大学の三大学における相互評価として実施した。

2023年度は、各大学が評価を希望する取組について、提出資料に基づく書面評価や対面での意見交換を行い、本学は、全学（学部全体・大学院全体）のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー（3ポリシー）について、他の2大学より評価を受けた。この評価結果は大学協議会を通じて学内に周知するとともに大学Webサイトにも掲載している。2024年度には、この評価結果も踏まえ3ポリシーを見直す予定である（資料：三大学における相互評価に関する申し合わせ、2024年度第11回大学協議会B-16）。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、適切に公表しているか。

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性は保たれているか。

評価の視点3：公表する情報について、適切に更新を行っているか。

<教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の適切な公表>

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（平成22年文部科学省令第15号）に基づき、大学等が公表すべき情報に関しては、「教育情報の公表」というカテゴリーを大学Webサイトに設け、公表している（資料2-20【Web】基礎要件確認シート5）。また、「教育情報の公表」の中に「大学評価」という項目を設け、大学評価結果、他大学との相互評価や外部評価結果、毎年度の自己点検・評価報告書、設置認可申請に関する申請書類や設置計画履行状況報告書についても公表している（資料2-19【Web】）。

あわせて、研究活動に関する情報についても「研究者情報の公開」として大学Webサイトに公表している（資料2-21【Web】）。

さらに、FD活動への取組、学生調査結果等も大学Webサイトに公表している（資料2-22【Web】 資料2-23【Web】）。

財務関連については、私立学校法等の規定に基づき、予算・決算に係る計算書類や監査報告書を学校法人のWebサイトに公表するとともに、「学校会計解説」として予算・決算概要や学校会計基準の説明を掲載し、一般の方々にも理解しやすいよう努めている（資料1-15【Web】）。

加えて、グローバル化推進のための方策の一つとして、大学Webサイトの英語サイトも順次、拡充しており、各学部・研究科の紹介ページに加え、学生・教員数、教学組織、財務情報や大学評価結果について公表している。

大学Webサイトへの情報掲載にあたっては、各部局において、所属長が内容を確認し、承認したものを大学Webサイト上で公表することとなっている。

教育活動の一環としては、各学部等のゼミナール活動の様子を紹介する「ゼミブログ」(https://www.musashi.ac.jp/seminar_blog/index.php)を大学 Web サイトに掲載しており、公開前には学部長による内容確認が行われている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、そのほかの諸活動の情報については、大学企画室より各担当部局へ定期的に更新を依頼している。公表が義務付けられている情報に関しては原則として毎年4月1日又は5月1日を基準日として更新している。自己点検・評価結果やそのほかの諸活動については、随時、必要に応じて担当部局が更新している。

■2022 年度末時点の状況■

2022 年度より、大学 Web サイトの「教育情報の公表」の中に新たに「データで見る武蔵大学」という項目を設け、BI ツールを使って可視化した本学の基本データ(志願者数、在籍学生数、都道府県別入学者数、就職状況、退学者数、留年者数、派遣留学生数、協定校数、教員数、教員研究費、蔵書数等)の公開を開始した(資料：武蔵大学 Web サイト)。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性に関する定期的な点検・評価を実施しているか。

評価の視点2：点検・評価において適切な根拠(資料、情報)を使用しているか。

評価の視点3：点検・評価結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<内部質保証システムの適切性・有効性に関する点検・評価>

内部質保証委員会の定める方針及び手続に基づく各部局等の自己点検・評価結果を全学的な観点から評価した全学自己点検・評価委員会が作成した自己点検・評価報告書を通じて、内部質保証委員会は自己点検・評価の方針及び手続自体が有効に機能しているかを点検・評価している。また、内部質保証委員会は、必要に応じて方針の見直しや全学的な立場から部局間の調整等を行い、大学全体の内部質保証システムの改善を図っている。

自己点検・評価は事業計画・事業報告及び中期計画達成に向けての PDCA 指標と「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」により毎年度実施している。提出資料にはすべて根拠資料を添付又は記載することとなっている。特に、事業報告にあたっては、年度の執行予算額、最終目標に対する PDCA 指標の進捗状況の提出を義務付けており、一部の事項を除き、定量評価を用いた客観的な評価が可能となっている。

全学自己点検・評価委員会は、全学的な観点から点検・評価を実施しており、この過程を通じて全学と各部局等の内部質保証システムの適切性・有効性を検証している。また、点検・評価項目③のとおり、認証評価機関の大学評価に加え、他大学との相互評価や外部評価を実施し、第三者からの客観的な意見・提言を取り入れる仕組みにもなっている。

これらの点検・評価結果は、すべて内部質保証委員会で集約し、課題や問題点と判断した項目に対しては、大学協議会を通じて各担当部局へ改善に向けた方策を示している。

さらに、一層の制度的充実が必要と判断した項目については、ワーキンググループ等を設置し、大学全体として学長を中心に取り組んでいる(資料2-8-4)。

教職員個人レベルでは、職員は、毎年度の業務目標策定時に必ず中期計画に基づき策定した事業計画と関連した業務目標を立て、点検・評価結果を踏まえた振り返りを半期ごとに行っている(詳細は第10章にて述べる)。専任教員に関しては、教員の自己点検・評価実施の際に、本学の教育の基本目標を反映した教育を実施したかどうか振り返る仕組みを設けている(詳細は第6章にて述べる)。

■2022年度末時点の状況■

2023年度より自己点検・評価の方針と実施方法を見直した。各部局等は事業計画・事業報告及び中期計画達成に向けてのKPI一覧と大学基準に基づく自己点検・評価シートの提出により毎年度、自己点検・評価を実施する。中期計画の事業番号別の事業計画シートには、事業概要、施策全体の目標のほか、各部局の目標・評価指標・数値目標、事業完了までのスケジュール、各部局の目標に対する年度ごとの進捗率、年度ごとの実施計画と成果・今後の課題、根拠資料を入力するようになっており、中期計画全体の進捗管理と毎年度の点検・評価が一覧で分かるような様式にしている。

大学基準に基づく自己点検・評価については、毎年度点検する基準と隔年で点検する基準に分けて実施することとし、各部局等の自己点検・評価の負担軽減を図った。

全学自己点検・評価委員会は、全学的な観点から各部局等から提出された事業報告及びKPI一覧は2年に1回評価し、大学基準に基づく自己点検・評価シートは対象の基準について毎年度評価する予定である(資料：2022年度第10回大学協議会資料)。

2023年3月～5月に専任教員を対象に「教員の自己点検評価」として、教育、研究、学内運営、社会貢献の4点について点検・評価を行い、本学の各種方針に沿った活動が行われているか確認する機会とした(資料：2022年度教員自己点検評価実施要綱、教員自己点検評価アンケート回答の手引き)。

<点検・評価結果に基づく改善・向上のための取組>

改善・向上のための取組としては、2014年度に受審した大学評価の指摘を踏まえて内部質保証システムの検証を行った結果、全学的な点検評価者と方針案の策定者が同じであるとの問題を認識し、体制の見直しを行った。具体的には、2017年度まで実施していた大学評価実施委員会を発展的に解消し、内部質保証の全学的な方針を策定する内部質保証委員会を設置するとともに、「武蔵大学自己点検・評価規程」の見直しを行い、全学自己点検・評価委員会と内部質保証委員会の関係を明確にした。

2019年度には、内部質保証委員会と大学執行部会議との役割を明確化するため、内部質保証システム体系図や関連規程について一部見直しを行った(資料2-24)。

また、2020年度には、全学自己点検・評価委員会からの指摘を受け、内部質保証委員会と全学自己点検・評価委員会の構成員に関する見直しを行い、従前は運用において構成員が重複しないよう委嘱していたが、副学長、学長補佐及び大学事務局長以外の委員は両委員会の委員を兼ねることができないことを規程上も明示することで、評価者と方針策定者の役割分担をより明確化し、客観性を担保した(資料2-25)。

■2022 年度末時点の状況■

2021 年度に受審した大学基準協会による大学評価での指摘を踏まえ、内部質保証システム体系図を見直し、教育効果評価委員会の位置付けを明確化した(資料：2021 年度第8 回内部質保証委員会資料)。

基準 4 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定（授与する学位ごと）、公表しているか。

＜学修成果を明示した学位授与方針の設定及び公表＞

学位授与方針(以下「ディプロマ・ポリシー」という。)については「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づき、全学のディプロマ・ポリシーを「武蔵大学のディプロマ・ポリシー」として定めている。また、これに基づき、学部・研究科において授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを策定のうえ、各学部・研究科の履修要項に記載し学生に周知するとともに、本学 Web サイトにおいて公表し、広く社会に周知している(資料 1-9-1 pp. 3-4 資料 1-9-2 p. 2 資料 1-9-3 p. 2 資料 1-9-4 p. 2 資料 1-9-5 pp. 7-8, pp. 39-41 基礎要件確認シート 7)。

加えて、受験生に対しても、各種入学試験要項にディプロマ・ポリシーが掲載されている Web サイトの URL を記載し、周知している(資料 4-1 p. 7 資料 4-2 p. 5)。

ディプロマ・ポリシーは、第 2 章にて述べたとおり、「3 つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン(中教審)」を踏まえ、2016 年度に「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づき、全学のポリシーを策定した。また、各学部・研究科のディプロマ・ポリシーは全学のディプロマ・ポリシーに基づくとともに、各学部・研究科における学位授与にふさわしい学修成果を定めたものに改定した。各学部・研究科のポリシーの改定にあたっては、全学のポリシーと齟齬がないか、必要項目が掲載されているかについて、現在の内部質保証委員会の役割も担っていた大学執行部会議が検証した。全学のポリシーに関しては、内部質保証委員会にて審議し、大学協議会の議を経て承認されている。また、各学部・研究科のポリシーに関しては、教授会・研究科委員会にて審議後、内部質保証委員会にて適切性を点検・評価し、問題がある場合は各学部・研究科に差し戻している。また、2020 年度には、内部質保証委員会にて「武蔵大学における三つのポリシー策定に関する方針」を策定し、大学協議会を通じて教職員に周知している(資料 2-7)。

例えば、社会学部では、武蔵大学の教育の基本目標を実現するとともに、複雑化、流動化する社会の変化の中で生じるさまざまな社会問題や課題への的確な対応が可能な人材の育成を学部教育の方針として、「社会学部の学びの核となる社会調査・データ分析、解釈、制作及びそのリテラシーにかかわる専門的な方法論ならびに技能を身につけ、実習による経験を深めていること」を含む、8 項目の学修成果を明示している。

研究科については、2019 年度に実施した成城大学との相互評価において「大学院のディプロマ・ポリシーについては、具体的にどのような能力を身につけるか明確になっていない」という指摘を受け、修得すべき学修成果をより具体的に明記した(資料 4-3)。加えて、2020 年度には内部質保証委員会より、人文科学研究科は複数の学位を授与しているため、授与す

る学位ごとにディプロマ・ポリシーを定めるよう人文科学研究科に改善を指示し、2020 年 6 月に人文科学研究科委員会にて改定案を審議後、内部質保証委員会にて了承され、大学協議会に報告の上、全学的に改定内容を周知した(資料 2-9-6 資料 4-4)。

■2022 年度末時点の状況■

新「理事長ドクトリン」、新「学園長プラン」に基づく第四次中期計画が 2022 年度より開始されること、2022 年度より新カリキュラムとなることを受け、全学及び各学部の三ポリシーについて 2021 年度中に内部質保証委員会及び各学部教授会・各研究科委員会にて検討・見直しを行い、改定した内容を 2022 年 4 月より公表している。

ただし、全学の学位授与方針が、大学 Web サイトでは見つけにくい場所にある点については、引き続き課題である。

■2023 年度末時点の状況■

2024 年度中に大学 Web サイトの構成を整理し、3 つのポリシーを含めた本学の各種方針の掲載ページを集約する予定である。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定、公表しているか。

➤ 教育課程の体系、教育内容

➤ 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針は適切に関連しているか。

＜教育課程の編成・実施方針の設定及び公表＞

本学では、教育課程の編成・実施方針(以下「カリキュラム・ポリシー」という。)として、「武蔵大学のカリキュラム・ポリシー」を全学的なポリシーとして策定している。また、これに基づき、各学部・研究科における授与する学位ごとのより具体化したカリキュラム・ポリシーを策定している。これらは前述したディプロマ・ポリシーと同様のプロセスで決定し、公表している(資料 1-9-1 pp. 4-9 資料 1-9-2 pp. 2-3 資料 1-9-3 pp. 2-4 資料 1-9-4 pp. 2-4 資料 1-9-5 pp. 8-10, pp. 41-42 基礎要件確認シート 7)。

全学カリキュラム・ポリシーでは、学部の教育課程について、「少人数ゼミナール教育を学びの基盤」とすること、「文理の壁を越えたりベラルアーツに基づく幅広い教養を身につけるために 6 つの分野からなる全学共通の総合科目」を設置し、この中にも少人数教育のための実践科目を配置すること、「グローバル社会におけるリーダー層を育成するために、各学部の特徴を生かしたプログラムやコースを設置」すること等を含む 8 項目にわたって、教育内容・方法・学修成果の評価方法に関する基本的な考え方を明示している。これを踏まえて、各学部・学科ではそれぞれの特徴を組み込んだカリキュラム・ポリシーを策定し、各々の基本的な考え方を明示している。

例えば、経済学部では、教育課程の編成について、総合科目、外国語科目、専門科目の3区分で授業科目を編成し、学科単位及びコース単位で必修科目を設けること等を定めている。教育課程の実施にあたっては、2年次よりコースに分かれ、基礎的な知識を学ぶ講義科目等のほか、コースとリンクしたゼミナールの履修により、専門分野をさらに深く学び、能動的な学習態度を養成し、4年次のゼミナールでは学修の集大成として卒業論文・ゼミ論文等を作成することを明示している。

また、各研究科では、研究科の特徴を組み込んだカリキュラム・ポリシーを策定し、各々の基本的な考え方を明示している。

研究科については、全学のカリキュラム・ポリシーとして、博士前期課程に関して、「指導教授を中心とする組織的な研究指導体制のもとで、コース別の教育課程を設け、個別指導により高度な研究能力を身につけることができる体制を整備する」をはじめ4項目を設定している。また、博士後期課程についても、「専門の研究領域においてオリジナリティのある自律的で高度な研究活動ができる能力とその基盤となる学識を修得させるために、指導教授を中心とする組織的な研究指導体制を整備し、研究成果の発表の場を設ける」をはじめ3項目を設定している。

また、2020年度には、人文科学研究科のカリキュラム・ポリシーが専攻ごとに定められていなかったため、ディプロマ・ポリシーとあわせて改定した(資料4-5)。

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の適切な連関性>

全学のカリキュラム・ポリシーは、全学ディプロマ・ポリシーに基づき策定されている。また、各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは、全学のカリキュラム・ポリシーを踏まえると同時に、各学部・研究科のディプロマ・ポリシーに対応している。

例えば、人文学部のカリキュラム・ポリシーにある「共通専門科目は、専攻分野やコースの枠組みを超えて多様な専門領域に接することで、多元的な学びを可能にするとともに、講義だけでなく『課題解決型国際ゼミナールプロジェクト』や『人文フィールドワーク入門』等の能動的な学修を行うことで主体性と協調性を培う」は、「言語・文学・歴史・民俗・思想・芸術・社会等の分野に関する専門的かつ横断的な知識を修得していること」という同学部のディプロマ・ポリシーを踏まえて設定されたものである。

また、全ての学部において、ディプロマ・ポリシーに定めた知識、技能、態度等が、どの授業科目を履修することによって修得することができるかを明示するために、全授業科目について「カリキュラム・マトリックス」を策定し、大学Webサイトにて公表している(資料4-6【Web】)。

■2023年度末時点の状況■

2023年度の三大学による相互評価において、研究科は3ポリシー全てに関して改善点を指摘されたため、2027年度のカリキュラム改定にあわせ、3ポリシーを見直す予定である(資料：大学Webサイト「武蔵大学の対する相互評価結果」)。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科

目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1: 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置をとっているか。

- 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- 個々の授業科目の内容及び方法
- 各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

【学士課程】

- 初年次教育、高大接続への配慮
- 教養教育と専門教育の適切な配置

【博士前期課程・博士後期課程】

- コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点 2: グローバル化に対応した教育課程の編成、教育内容の設定をしているか。

評価の視点 3: 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育を適切に実施しているか。

全学のカリキュラム・ポリシーに基づき、各学部・研究科においては各学位課程に相応しいカリキュラム・ポリシーを策定して、適切な授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

以下、学士課程と博士前期課程・博士後期課程に分けて、点検・評価項目に基づく本学の現状について述べる。

【学士課程】

＜教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程の編成＞

〔全学(学士課程)のカリキュラム・ポリシー〕

武蔵大学は、学園建学の三理想ならびに大学の教育の基本目標とディプロマ・ポリシーにもとづき、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 少人数ゼミナール教育を学びの基盤とし、1～4 年の各年次に各学部の専門科目としてゼミナールや少人数型の必修授業を配置する
2. 文理の壁を越えたりベラルアーツに基づく幅広い教養を身につけるために、6 つの分野からなる全学共通の総合科目を置く。総合科目においても少人数教育を徹底させるために各分野に実践科目を配置する
3. グローバル化する社会に対応しうる十分な英語力を涵養するために、少人数クラスを軸とした英語の必修授業を設けるとともに、多言語多文化学習に対応した外国語科目を配置する

4. 各学部の壁を越えて、他分野の専門科目を学ぶことができる仕組みとして全学対象専門科目を置く
5. 各学部の教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシーにもとづき、専攻領域を段階的かつ体系的に学べるよう専門科目を配置する
6. 各学部の専門的な学修の集大成として、卒業論文・卒業制作・ゼミ論文等を配置する
7. 学修成果を適切に評価するために GPA 制度を厳格に運用する。また、各学部・学科において、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協調性などを複眼的・総合的に評価する方法を定める
8. グローバル社会におけるリーダー層を育成するために、各学部の特徴を生かしたプログラムやコースを設置する

本学では、開学以来、ゼミナールを重視し、1～4 年次生全員に対してゼミナールを必修としており、全学ポリシーにその旨を定めるとともに、各学部のカリキュラム・ポリシーにおいて、より具体的な内容を明示している。

例えば社会学部社会学科では、カリキュラム・ポリシーに「2 年次の『社会学方法論ゼミ』では、社会現象や人間行動、意識を明らかにするため、質問紙調査やインタビュー調査、参与観察やメディア分析法、データ分析等多様な調査方法論を修得する」と定めている。これをもとに、2020 年度の「社会学方法論ゼミ」では、質的調査、量的調査・計量分析、講読クラスを合計 11 クラス開講している。

＜順次性や体系性に配慮した教育課程の編成＞

2017 年度から全学部においてナンバリングを導入し、履修要項やシラバスに掲載している(資料 1-9-1 pp. 14-15)。

あわせて、カリキュラム・マトリックスを作成し、各学部のカリキュラム・ポリシーに基づいて開講されている各授業科目と、ディプロマ・ポリシーで定められた学修成果との関係性を明示している。カリキュラム・マトリックスの策定にあたっては、学長からの要請に基づき、まず教務部にて全学のカリキュラム・マトリックスを策定した後、教務部委員会を通じて各学部教務委員長に、全学の内容を踏まえた各学部のカリキュラム・マトリックスを策定するよう指示がなされ、導入に至った。

また、各学部・学科にはコースを設けており、学生の興味・関心に沿って体系的に学ぶことができる仕組みとなっている。経済学部では 7 コース、人文学部では 10 コース、社会学部では 6 コースが設置されており、このほかに経済学部では PDP、人文学部では GSC、社会学部では GDS といった、グローバル化に資するコースやプログラムを設置している(資料 1-9-2 pp. 4-6, p. 13 資料 1-9-3 p. 9, p. 41, p. 83 資料 1-9-4 pp. 4-5)。各学科ではコースごとに履修モデルを提示し、順次性や体系性を示している(資料 4-7 【Web】)。

■2022 年度末時点の状況■

従来のカリキュラム・マトリックスは各学部 DP と関連していたが、2024 年度より学修ポートフォリオを本格的に導入するため、全学 DP と関連させる形へ再整理した。

2022 年度シラバスから、カリキュラム・マトリックスと各授業との関連をより明確にするため、各授業のシラバスにカリキュラム・マトリックスで定められた「授業を通じて身につく能力」を表示することとした。また、「授業を通じて身につく能力」を各授業のシラバス作成画面にあらかじめ登録しておき、シラバス入稿ガイドでその旨を案内することにより、各担当者が授業内容を検討・決定するための参考とすることが可能になった。

そのほか、各学部・学科のコースについて、2022 年度カリキュラムより、経済学部のパDP、人文学部の GSC は廃止し、人文学部は 12 コースに変更した。

なお、2022 年 4 月より、教務部委員会は全学教務委員会に改称した。

＜単位制度の趣旨に沿った単位設定＞

大学設置基準に基づき、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提として、講義、演習、実習、実習(外国語)、実技等の授業種別ごとに、授業外学修時間等を考慮した 1 単位あたりの授業時間を「武蔵大学学則」第 17 条において規定している。また、単位制度の概要については履修要項へ記載し、学生に周知している(資料 1-9-1 p. 16)。また、授業外学修については、シラバスに授業外学習記入欄を設け、具体的な内容を明示している(資料 4-8 p. 3)。

■2022 年度末時点の状況■

2022 年度シラバスから、授業各回に授業外学修の具体的な内容及び必要な時間を明記するフォーマットに改修し、必要な授業外学修について履修学生がより具体的に認識できるようになった。

■2023 年度末時点の状況■

2022 年 10 月の大学設置基準の改正に伴い、多様な授業期間を設定できることが明確化されたため、本学の授業時間より必要とされる授業期間を計算した際の標準となる 8 週及び 13 週を明記しつつ、弾力的な運用を認めることを明文化した(武蔵大学学則第 13 条の 2)。なお、単位設定に関する考え方は従来通りで良いことを学長定例会で確認したため学則変更は行わなかった(資料：2023 年度第 5 回大学協議会資料 A-1)。なお、本学大学院の学期及び休業日については武蔵大学学則の規定を準用している。

＜個々の授業科目の内容及び実施方法＞

全授業科目は「武蔵大学学則」別表第一に定めており、総合科目、外国語科目、専門科目に区分されている。また、授業科目については、「武蔵大学学則」第 14 条第 2 項において、必修科目、選択科目及び自由科目に区分すると定め、履修要項に詳細を記載している。加えて、全学のカリキュラム・ポリシーにて、個々の授業科目群に関する考え方を明示している。

＜初年次教育、高大接続への配慮＞

各学部において、総合型選抜(A0 入試)や学校推薦型選抜(指定校制推薦入学)等の早期合格者を対象に学修意欲の維持や基礎学力の向上、大学入学後の学びへの円滑な移行を目的として、入学前課題を課している。

また、初年次教育としては、全学部において1年次生を対象としたゼミナールを必修科目として配置しており、少人数クラスで、学修に対する動機付けや授業への取り組み方、大学で必要な基礎的な力を身につけさせる科目となっている。

例えば、社会学部の1年次生対象の「社会学初年次基礎ゼミ・メディア社会学初年次基礎ゼミ」では、本学社会学部専任教員が作成した『ゼミで学ぶスタディスキル【第3版】』（北樹出版2017）をテキストとして用い、情報収集法、講義の受け方、ゼミナール活動、図書館利用、文献収集、レポート作成、発表等、大学での学びの技法を教授する授業内容となっている（資料4-9 資料4-10）。

また経済学部では、1年次の「教養ゼミナール」（前学期）、「プレ専門ゼミナール」（後学期）に関して、ゼミナール活動の活性化のため「特色ある初年次教育に対する助成金」制度を設けている。具体的な事例の1つとして、2020年度は「オンライン-オフラインをシームレスにつないだゼミ活動の実践」という活動に対して援助金を交付している（資料4-11）。

■2022年度末時点の状況■

社会学部では、高大接続への配慮として、指定校制推薦入学の学生向け入学課題について完了状況をチェックし、未了の学校に対して手紙にて今後の指導についてお願いするとともに、著しく取組状況が悪い生徒を輩出した高校に対しては、高校長に対して個別に電話にて今後の指導への協力依頼を実施している（資料：2022年度第3回社会学部教授会議事録）。

国際教養学部では、高大接続の一環としてロンドン大学の International Foundation Programme（IFP）の科目履修を武蔵高校生が科目等履修生として履修できるようにしている。

<教養教育と専門教育の適切な配置>

前述したとおり、本学の授業科目は総合科目、外国語科目、専門科目の3区分に大別されている。「武蔵大学学則」の別表第二において、全学部卒業必要単位を124単位と定め、学科ごとに各区分の必要な単位数が定められている。また、全学ディプロマ・ポリシーに「リベラルアーツに基づく幅広い教養と専攻分野に関する十分な知識」の修得を定めている。

教養教育については、各学部のディプロマ・ポリシーで定められた学修成果を実現するために、各学部では、専門科目とは別に、全学共通の総合科目を教育課程の中に位置づけている。総合科目は、A情報とコミュニケーション、B歴史と文化、C現代社会、D自然と環境、E心と体、Fライフマネジメントとキャリアデザインの6つの分野から構成されており、幅広い教養と知識、豊かな人間性と良識、柔軟な思考力、判断力、そして創造的な実践力を養うことを目的としている。また、これらの科目は、価値の多様化、異文化及びダイバーシティ理解等、21世紀を生きる上で直面している状況や取り組むべき課題を精選している。加えて、教育の基本目標である「知と実践の融合」とゼミナール重視という考えから、総合科目においても講義セクションと実践セクションを配置し、講義で得た知識を演習で実践できる教育課程となっている。この総合科目は、全学部において6つの分野から各分野最低2単位、合計で20単位の修得を卒業要件として定めている。

専門科目においても講義科目に加え、全学部において1年次から4年次まで必修のゼミナールを配置し、教育の基本目標である「知と実践の融合」を具現化している。また、同一学部の他学科開講の専門科目に加え、全学対象専門科目として、他学部の専門科目、留学・

国際交流に関する科目、教職課程や学芸員課程に関する概説科目等の履修も可能となっており、ワンキャンパスかつ学部や学科の垣根が低いことから、多様な価値観に触れながら、全学部の学生が同一授業を履修することも可能となっている。

【博士前期課程・博士後期課程】

＜教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程の編成＞

〔全学(大学院課程)のカリキュラム・ポリシー〕

武蔵大学大学院は、学園建学の三理想ならびに大学の教育の基本目標とディプロマ・ポリシーにもとづき、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

博士前期課程

1. 研究科の各コース別に定められた関連分野及び専門分野における高度な専門的知識や諸能力を修得させるために、専門科目を体系的に配置する
2. 指導教授を中心とする組織的な研究指導体制のもとで、コース別の教育課程を設け、個別指導により高度な研究能力を身につけることができる体制を整備する
3. 知識、技能、発信力、表現力等の修得に関しては、修士論文または特定課題研究の審査及び最終試験にて評価する
4. 主体性や協働する力等に関しては、研究成果の発表等によって把握する

博士後期課程

1. 研究科に定められた幅広く卓越した専門的知識や諸能力を修得させるために、専門科目を体系的に配置する
2. 専門の研究領域においてオリジナリティのある自律的で高度な研究活動ができる能力とその基盤となる学識を修得させるために、指導教授を中心とする組織的な研究指導体制を整備し、研究成果の発表の場を設ける
3. 知識、技能、発信力、表現力等の修得に関しては、博士論文の審査及び最終試験にて評価する

研究科では、「武蔵大学大学院学則」第 11 条の 2 において、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものと定め、必修科目、選択科目の区分等の詳細については、履修要項にて明示している。また、学部に基づき、大学設置基準に基づき 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提としている。なお、研究科について、ナンバリングは設定しているが、カリキュラム・マトリックスについては、入学前から研究分野が決まっていることや指導教授を中心とする研究指導体制が確立していることから策定はされていなかったが、2020 年度に内部質保証委員会より各研究科に対し「カリキュラム・マトリックス又はそれに準ずるものを作成し、学生に周知すること」と改善の指示を行った(資料 1-9-5 pp. 81-82 資料 2-9-6)。

＜コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮＞

各研究科では、履修登録時に指導教授による履修指導を受け、履修者各々の研究に適したコースワークとリサーチワークを組み合わせた履修が可能となるように配慮している。例えば、経済学研究科の博士前期課程においては、研究者育成を目的とする研究者コース、社会から要請されている高度な専門知識をもつ人材育成を目的とする高度職業人コースの 2 コースを設置している。高度職業人コースには、主に資格取得を目標とするキャリア別プログラムとテーマに応じた研究を主眼とするテーマ別プログラムの 2 つのプログラムが設置されている。キャリア別プログラムにおいて、プログラムごとに必修・選択科目の区分や研究分野に応じたコースワークとリサーチワークの組み合わせが可能となっている。また、修了要件に論文指導のための演習科目 8 単位を必修科目として設定している(資料 1-9-5 pp. 13-16)。博士後期課程においても、講義科目である特殊研究と論文指導の履修を修了要件に定めている(資料 1-9-5 p. 26)。

■2022 年度末時点の状況■

人文科学研究科では、博士後期課程へのコースワークの導入が課題であったが、2026 年度にカリキュラム改定を行い、コースワーク(講義科目)を導入することを決定した。また、カリキュラム・マトリックスの作成が課題であったが、2026 年度カリキュラム改定の際に、カリキュラム・マトリックスを作成し、公表することを決定した。

【以下から、学士課程及び博士前期課程・博士後期課程共通】

＜グローバル化に対応した教育課程の編成・教育内容の設定＞

第三次中期計画の戦略的事項であるグローバル化推進に向けて、グローバル社会におけるリーダー層の育成を主眼とした英語で授業を行うコースやプログラムを各学部開設した。

経済学部では、2015 年度に PDP を開設した。PDP は、本学に在学しながらロンドン大学の専門教育プログラムを並行履修し、両大学の学士号を取得できるプログラムであり、日本では本学が初めて導入した。なお、2019 年度には第 1 期生 2 名が、2020 年度には第 2 期生 4 名が、ロンドン大学の経済経営学士号を取得した(資料 4-12【Web】)。

人文学部では、2017 年度に GSC を開設した。GSC は、グローバル化した世界で活躍できる知力と実践力を備えた人材の育成を目的としたコースであり、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国・朝鮮語の言語ごとのプログラムから構成されている。いずれも、高度な語学力を身につけるための集中的な語学プログラムや、それを補うコーチング(正課外の個人指導の仕組み)等によって、授業外の支援体制を整えている。また、英語プログラムについては英語による授業と留学による単位認定だけで卒業単位を満たすことが可能である(資料 4-13【Web】)。

社会学部では、2017 年度に GDS を開設した。GDS は、現代の世界共通語である「データ」と「英語」に着目したコースであり、高度な社会科学的スキルをもってデータサイエンスに取り組み、英語によるグローバルなコミュニケーションが図れる人材の育成を目標としている。海外での集中的な英語研修に加え、海外留学や国際ボランティア、企業インターンシップ等学生が自ら企画し主体的に行動する「GDS 実践」等の授業科目を配置している。また、

データサイエンス分野では、株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズとの学術交流協定に基づき、実際の企業現場のデータ提供を受け、リアルマーケットの仮説検証・分析を行っている(資料 4-14【Web】)。

そのほか、全学を対象とした科目としては、従来から英語で実施していた East Asian Studies(東アジア研究)科目(以下「EAS 科目」という。))に加え、2017 年度より、総合科目に英語による授業科目を配置した。

また、2020 年度には、全学の外国語科目について見直しを始めた。特に英語教育については、英語教育将来構想検討ワーキンググループを設置し、各学部・学科等のカリキュラム・ポリシーに沿った 1~2 年次に開講する授業科目、大学全体としての選択英語に関する授業科目について検討し、2022 年度以降の英語教育に関する検討結果が報告された(資料 4-15)。

協定留学については、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、オランダ、韓国、中国、台湾、フィリピン、シンガポール、ベトナム、香港の計 14 カ国・地域、合計 32 校と協定を締結しており(2019 年度末時点)、2019 年度の派遣留学生数は、年間のべ 77 名であった。これは、派遣留学生の年間のべ数が 38 名であった第三次中期計画初年度の 2016 年度と比べて、倍増となっている(資料 1-14 p. 6)。そのほか、テンプル大学ジャパンキャンパス(以下「TJU」という。))との単位互換協定を締結しており、日本国内でアメリカの大学の授業を受けられる制度を設けている(資料 4-16【Web】)。

2020 年度は COVID-19 の感染拡大により、受入留学生は本学のオンライン授業移行後も日本国内外から主に EAS 科目を履修した。派遣留学については、入国制限により海外留学ができなくなってしまった学生に対し、協定校の授業をオンラインで受講できるよう協定校と協議した。その結果、オンラインによる受講が認められた場合のみ、国外留学として認める柔軟な対応をとった。あわせて国外留学奨学金の対象とした。

さらに、PDP、GSC、GDS の各コースやプログラムで第 2 クォーターに行っている海外英語研修は、いずれも渡航を伴う形式での実施は中止し、その代替として PDP については国内にてオンライン講座を実施した。

研究科では、経済学研究科において CFA(Chartered Financial Analyst、米国証券アナリスト)や USCPA(U.S. Certified Public Accountant、米国公認会計士)等の国際的な資格取得を目指す学生のための教育課程の検討を進めている。また、人文科学研究科では、海外大学院とのダブル・ディグリー制度の導入に向けて複数大学と交渉を進めており、その一つである西安外国語大学大学院については 2022 年度より学生の受入れを開始する予定である。ただし、COVID-19 の感染拡大により、一部の大学との調整は一時的に停止している(資料 4-17 資料 4-18)。

■2022 年度末時点の状況■

経済学部では、2015 年度に PDP を開設した。PDP は、本学に在学しながらロンドン大学の専門教育プログラムを並行履修し、両大学の学士号を取得できるプログラムであり、日本では本学が初めて導入した。なお、2019 年度には第 1 期生 2 名が、2020 年度には第 2 期生 4 名が、2021 年度には第 2 期生 1 名と第 3 期生 10 名が、2022 年度には第 2 期生及び第 3 期生各 1 名と第 4 期生 10 名がロンドン大学の経済経営学士号を取得した(資料：「PDP の進路実績」)。

PDP は 2022 年度に国際教養学部へ移行するとともに履修開始人数もそれまでの 20 名～30 名から 40 名規模に拡大した。

人文学部では、2017 年度から始まった GSC を拡大・発展させ、2022 年度カリキュラムから GC（グローバルチャレンジ）と GH（グローバルヒューマニティーズ）の科目群を設置した。GC は、グローバル化した世界で活躍できる知力と実践力を備えた人材の育成を目的としたコース（英・独・仏・中・韓）であり、GH は学部全学科共通の講義や演習を設け、グローバルな課題に対応する人文学的な知識や素養を養っている。

社会学部では、2023 年度からの実施に向けて、2022 年度株式会社トランスコスモスと調整を行い、「ホットトピック特別講義」において、DX やデータサイエンス（DS）の企業現場での最先端の取組を実践的に学べる機会の提供を実現した（資料：2023 年度社会学部授業計画）。

人文科学研究科では、西安外国語大学大学院とのダブル・ディグリー制度に関して、2022 年度入試より学生の受け入れを開始したが、COVID-19 の感染拡大の影響により、志願者がいなかった。しかし、2022 年 11 月に実施した 2023 年度西安外国語大学大学院ダブル・ディグリー入試（指定校推薦）においては、2 名の合格者を得、この 2 名が入学手続きを行った（資料：2022 年度人文科学研究科入学試験大綱、2023 年度人文科学研究科入学手続結果）。

また、ドイツ・パッサウ大学大学院とのダブル・ディグリー制度に関して、2026 年度から制度を導入することが決定した。

そのほか、第四次中期計画の課題でもある、外国人留学生に対する日本語論文作成支援に関して検討を開始し、外国人留学生の受け入れ促進のために、学部研究生制度と大学院進学とを有効に連動させる方策に関して検討を開始した。

また、2022 年以降の英語教育は従来の 1 年次の到達度別クラス編成を残しつつ、内容を TOEIC 対応の授業（社会で求められる英語）から EAP（アカデミック英語）の授業にシフトさせ、大学での深い学びや海外留学のニーズに応えられるものにした。2 年次以降は各学部のニーズに応じた英語授業を展開する方針がとられ、グローバル 3 コースおよび国際教養学部については特別編成の授業が行われている。選択外国語については TOEIC 対策英語を新設し、1 年次の英語教育の内容の変更によって手薄になる可能性のある実践英語の選択肢を増やした。今後の課題は新型のメディア授業、オンラインツール（AI 活用型を含む）や外部リソースの活用、クォーター制やセメスター制の週 2 回授業に対応したクラス編成に伴う教員配置の困難の克服方法の検討である。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

経済学部においては、「海外インターンシップ」にてカンボジアで海外インターンシップ体験を行い、異文化や多様性への理解を深めた（資料：大学 Web サイト「2023 年度シラバス」、教務課引率者レポート）。

< 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育の実施 >

学部では、第一に、広くキャリアについて考える機会を提供するため、総合科目に F ライフマネジメントとキャリアデザインという分野を設定し、大学卒業後の進路に夢を描き、具

体化するための力を養うことを目標としている。この分野には「キャリアデザイン論 A/B」、「ライフサイクルと生涯学習」、「キャリアデザイン演習」等のキャリア教育に関する科目を配置し、全学生が卒業までにこの分野から最低 2 単位を修得することを必須としている。そのほか、実践科目として、企業・団体での就業体験を行う「インターンシップ」、インターンシップに参加するための事前準備科目として「インターンシップ特講」を配置し、学生のキャリア形成に向けた就業体験ができる仕組みを整えている(資料 1-9-1 pp. 32-33)。

第二に、社会で求められる実践的な力の向上を図るため、産学連携のもと参加企業から提示された課題(CSR 報告書の作成)に異なる学部が協働して取り組む「学部横断型課題解決プロジェクト」を全学部に配置し、多様なキャリア教育へのニーズに応えている。また、この授業科目は、経済産業省が提示している社会人基礎力の 12 の指標を用い、社会人としての基礎的能力を育成することも目的としている(詳細は、点検・評価項目④にて述べる)(資料 4-19【Web】)。

第三に、各種資格試験に合格した場合に、その資格を単位認定することができる「キャリア形成認定科目」を設けている。認定対象資格は教務部委員会にて決定しており、2020 年度は宅地建物取引士資格試験、IT パスポート試験、ニュース時事能力検定試験等 11 の資格が対象となっている。加えて、経済学部では、将来のキャリア形成に関連する科目として、簿記、ファイナンシャルプランナー、証券アナリストの資格取得に関連した科目を専門科目として配置している。

研究科の博士前期課程において、経済学研究科では、高度職業人コースを設置し、キャリア別プログラムでは具体的な職業が示されたプログラム、テーマ別研究プログラムでは主に社会人を対象とした職場での問題解決に向けて研究を行うプログラムを設けている。人文科学研究科では、専門的な職業に就くために必要とされる能力を身につけるキャリアアップコースを設置している。キャリアアップコースには教員能力開発プログラム、学芸員研究能力開発プログラム、専門社会調査士資格取得プログラムの 3 つのプログラムを設けており、例えば、学芸員研究能力開発プログラムでは、博物館でのインターンシップを行う「博物館文化資源学実習」を配置している。

これらの概要については、履修要項やシラバスに詳細を記載し全学生に周知している。

■ 2022 年度末時点の状況 ■

「キャリア形成認定科目」は 2022 年度カリキュラムより科目廃止となった。

国際教養学部では、グローバルスタディーズ専攻の学生全員に、プログラミング教育を提供する Progate 社の教育プラットフォームにアクセスできるアカウントを 3 カ月分無料で提供した。

人文学部でドイツ語及びフランス語の教職課程が 2023 年度に廃止となることを受けて、人文科学研究科でも 2023 年度をもって、ドイツ語及びフランス語の中学・高等学校教諭専修免許状の認定を取り下げることと決定した(資料：2023 年度大学院履修要項 p. 80)。

また、研究科における専修免許状の取得要件を見直し、専攻横断科目のうち教育に関わる授業科目を 2023 年度から取得要件に追加することを決定した(資料：2022 年 4 月 7 日研究科委員会資料「専修免許状の取得要件の変更」、2023 年度大学院履修要項 pp. 80-88)。

■2023 年度末時点の状況■

2024 年度から総合科目 F ライフマネジメントとキャリアデザインの分野に「リーダーシップ論」及び「リーダーシップ実践」の 2 科目を追加することを決定した。これらの科目は、リーダーシップの基礎的理論及び実例について学ぶことにより、将来学生が社会や企業で活躍するために必要な能力を育成する科目である（資料：2023 年度第 5 回大学協議会資料 A-1）。

また、2023 年度をもって、人文科学研究科のドイツ語及びフランス語の中学校・高等学校教諭専修免許状の課程認定を取り下げた（資料：2023 年度大学院履修要項）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うためにどのような措置を取っているか。 ➤ 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等) ➤ シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等) ➤ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法 ➤ 適切な履修指導の実施 ➤ 授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数【学士課程】 ➤ 研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施【博士前期課程・博士後期課程】 ➤ 各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

＜単位の実質化を図るための措置＞

大学設置基準に基づき、「武蔵大学学則」第 17 条第 1 項に「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する」と定め、授業形態ごとに授業時間と授業外学修時間の割合を示している。また、単位の実質化を図るための措置として、事前事後に予習・復習を行うための授業外学修時間を確保できるよう、全ての学部で履修登録単位数の上限を年間 48 単位に設定している。なお、本学は 2 学期制をとっており、各学期あたりの履修登録単位数についても原則として 24 単位までとし、年間で 48 単位を超過することは認めていない(資料 1-9-1 p.20)。授業外学修時間に関しては、シラバスに各授業科目で必要な授業外学修時間を記載する等、単位の実質化のための体制を整えている。

例外として、教職課程科目のうち一部の科目については、履修登録単位数制限の対象外としている。これらの科目は資格取得のため 4 年間で計画的に授業科目を履修することにな

っている。なお、教職課程や学芸員課程に関する科目のうち、概説科目に関しては全学対象専門科目に配置し、履修登録単位制限の中で履修可能となっている(資料 1-9-1 pp. 20-21)。

また、履修緩和措置として、GPA が 3.00 以上の学生については 1 学期あたり 28 単位(年間 56 単位)まで履修登録を可能としており、2019 年度の履修登録学生数(4,567 名)のうち、履修登録上限単位を超過して履修登録している学生は 188 名であり、全体の 4.12%であった。そのうち、教職課程履修者は 73 名、履修緩和措置の対象者は 28 名であった(いずれも教職課程履修者かつ履修緩和措置対象者 10 名を含む)。履修登録上限 48 単位を超過しているこれらの学生の GPA を検証したところ、平均 2.36 で、履修登録上限 48 単位以下の学生の平均 2.20 より統計的に有意に高い水準となっており、履修登録単位数の上限を超えて履修しているが、問題なく学習に取り組んでいることを確認している。修得単位割合(修得単位数/履修登録単位数)についても、履修緩和措置を受けた学生の平均が 91.3%、履修登録上限以下の学生の平均が 86.8%であることから、履修緩和措置が能動的かつ効果的な学修に結びついていることがわかる(資料 1-9-1 pp. 20-21 資料 4-20)。

なお、研究科に関しては、年間の履修登録単位数の上限設定は設けていないが、履修登録にあたっては指導教授による事前指導を義務付け、指導教授が履修登録科目を精査することにより単位の実質化を図っている(資料 1-9-5 p. 80)。

■ 2022 年度末時点の状況 ■

2022 年度シラバスから、授業各回に授業外学修の具体的な内容及び必要な時間を明記するフォーマットに改修し、必要な授業外学修について履修学生がより具体的に認識できるようになった。

2022 年度カリキュラムからの変更点は以下のとおりである。

- 1) 国際教養学部 of 経済経営学専攻は秋学期 Aut1・2、秋学期 Aut3、春学期 Spr1 というサイクルで開講されており、実質的な運用としては 2 学期制ではない。また、履修登録上限も年間 48 単位ではあるが、学期ごとの条件はない(Spr2 に授業が開講されず Aut3 に授業が開講されることから、春学期と秋学期で履修単位数がアンバランスになるため)。
- 2) 2022 年度入学者より、従来教職課程専門科目として履修登録可能単位数の上限を超えて履修登録を認めていた授業科目 4 科目(「教職入門」「教育基礎論」「教育心理学 1」「教育方法論」)を全学対象専門科目/共通専門科目に組み込み、卒業必要単位に算入できるよう改変した。本措置の実施により、単位の実質化が期待される。しかし、その一方で、授業履修者数の増加が見込まれるため、履修者の学修への影響について留意していく必要がある(資料：2022 年度履修要項(共通編) p. 15)。

<シラバスの内容及びシラバスの内容と授業内容・方法との整合性>

シラバスは全学統一様式を用いて、授業の概要、到達目標、授業外学習、履修上の注意、各回の授業計画、評価方法、教科書・テキスト、キーワード、科目ナンバリングコード等を明示し、学生が適切な履修計画を立てられるよう全授業科目で作成を義務付けている。シラバスの作成にあたっては、全学的な組織である教務部委員会で統一的なマニュアルを作成して全教員に配付し、各学部・研究科の全開講科目について、毎年度 1～3 月に教務委員や教務課職員等を中心に、チェックマニュアルに沿って記載内容を点検している(資料 4-8)。

2020 年度については、COVID-19 の感染拡大により、オンライン授業となったため、教員に対してはシラバスの記載内容の変更とともに、学生への周知を徹底するように求めた。シラバスの記載内容と実際に行われた授業内容との整合性を確認するための対応としては、授業評価アンケートに「教員から周知された授業内容や方法に沿って行われたか」という設問を設けた。2020 年度前学期・第 2 クォーターの開講科目を対象として実施した授業評価アンケートでは、回答者の 90%が「強くそう思う」、「まあそう思う」と回答している(資料 4-21 資料 4-22)。

また、前学期の授業開始日が当初より遅れたため、授業回数の不足を補う措置として「授業調整期間」を設けた。あわせて、急遽オンライン授業となった影響を考慮し、学生の理解度を深めるため、オンラインにて授業や総括等を行うことができる「特別授業期間」、オンラインにてゼミナールや卒業論文指導を行うことができる「特別指導期間」を設けた(資料 4-23)。

■2022 年度末時点の状況■

シラバスはシラバス点検をもって確定とし、授業の内容や方法等を変更する場合は、授業内で学生に対して十分な周知をおこなうよう授業担当者に求めている。

■2023 年度末時点の状況■

教育効果が高いと判断される場合は、授業回のすべて又は一部を多様なメディアを活用したオンライン授業として実施することを認めている。授業回の半数以上をオンライン授業として実施する場合、13 回授業のうち 6 回までをオンライン授業として実施する場合は、事前に全学教務委員会による審議を必須としている。シラバス点検においてもオンライン授業回数を点検項目としている(資料：2024 年 1 月 23 日全学教務委員会資料 11-2「シラバス記載内容点検について」)。

授業途中のシラバスの変更については、授業担当者より授業内で学生に対して十分に周知するよう授業担当者に求めている。その他、天候の悪化等が予測される場合、担当者の判断で対面授業をオンライン授業に変更することを認めているが、その場合は、前日 16 時までに学生ポータルサイトで周知することを徹底している(資料：『2023 年度履修要項 共通編』「4. 台風や大雪などに伴う休講」)。

<学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法の実施>

全学のディプロマ・ポリシーでは、「『自ら調べ自ら考える』主体的かつ批判的な学習態度」を身につけることを掲げており、これを実践する場として、全学のカリキュラム・ポリシーでは「少人数ゼミナール教育を学びの基盤とし、1～4 年の各年次に各学部の専門科目としてゼミナールや少人数型の必修授業を配置する」と定めている。開学以来、「ゼミの武蔵」として全ての学部において 1 年次から 4 年間、少人数のゼミナールを必修科目としている。ゼミナールの内容は学部や学科、年次により様々であるが、いずれにおいても少人数の中で、学生の主体的参加を促す授業を展開している。また、アクティブ・ラーニング型授業をより充実させるため、グループワークやグループ発表が容易に行えるよう可動式什器

を備えたアクティブ・ラーニング教室を毎年度計画的に設置する等して、多様化する授業方法へのニーズに応えている。

各学部では、ゼミナール活動の集大成として成果報告会を実施している。経済学部では、毎年度、各ゼミナールでの研究成果を競い合い、本学の教員だけでなく卒業生等の社会人審査員も参加する「ゼミ対抗研究発表大会」（以下「ゼミ大会」という。）を開催しており、学生の積極的な研究活動の動機づけとしている。ゼミ大会は、学生団体の「ゼミナール連合会」が企画・運営を担っている。2017 年度からは、学部・学科・学年・所属ゼミナールの枠を越えて全ての学生が参加対象となる「チャレンジ(同窓会)枠」を創設し、2019 年度は 36 チームが参加した。また、人文学部と社会学部では、卒業論文や卒業制作において優秀な成績を修めた者がその成果を発表する場として、人文学部では「卒業論文報告会」、社会学部では「シャカリキフェスティバル」を毎年度開催している。各報告会では、下級生の参加も推奨しており、各発表内容に対するコメントペーパーを提出させる等、下級生の卒業研究への動機づけを図っている(資料 4-24 【Web】)。

また、各学部配置されているゼミナールとは別に、全学生を対象として、総合科目においては少人数で運営される「実践科目」を全ての分野に配置したり、「学部横断型課題解決プロジェクト」を開講したりしている。「学部横断型課題解決プロジェクト」は、実際に企業から提示された課題に答える PBL(Project Based Learning)型の授業科目である。まず第 1 段階では必要な情報収集や分析を学部ごとに行い、第 2 段階では、第 1 段階で各学部が分析した内容を統合し、三学部協働で企業の CSR 報告書を作成するという授業科目である。毎年、企業と連携し、企業担当者とディスカッションを重ね、授業外でも多くの予備調査を行ったり、学生、教員及び企業担当者と独自の SNS を活用したりして情報交換を行う等、学生の主体的参加を促す授業のひとつとして挙げられる(資料 4-19 【Web】)。2019 年度に実施した授業評価アンケートでは、授業外学修時間の平均が週 2 時間を下回る科目が全体の 88.7% 程度であったのに対し、この科目については、履修者 22 名中回答した 20 名全員が週 4 時間以上と回答しており、学生の主体的な学びを促していることがわかる(資料 4-25 【Web】 p. 26 資料 4-26 【I】 3)。

なお、COVID-19 の感染拡大により、2020 年度前学期は全ての授業がオンライン授業となったが、2020 年度前学期終了後に実施した「オンライン授業に関するアンケート結果」では、大規模講義については、対面授業と比べてオンラインで何度も復習ができる点や自分のペースで学ぶことができる点等を評価している学生も一定数いたことを踏まえ、2021 年度は、COVID-19 の感染防止対策を兼ねて、過去 3 年間で履修者が 200 名以上の実績がある授業については全面オンライン授業とすること、オンライン授業は月曜～水曜・金曜日の 6 時間限に配置し、オンデマンド形式を基本とすることとなった(資料 2-13)。

研究科においては、講義科目でも少人数であることや演習科目を多く配置していることから、学生は主体的に授業へ参加できる仕組みとなっている。また、経済学研究科においては、大学院生主催の研究発表会を開催して自らの研究成果を公表する機会を設けている。人文科学研究科社会学専攻においても、大学院生主催の修士論文中間報告会を夏季に開催し、主に博士前期課程の学生らによる修士論文執筆に向けた議論の場を設けている。いずれも学生自身の主体的な研究につながっている(資料 4-27 資料 4-28)。

■2022 年度末時点の状況■

2021 年度の授業運営について、2020 年 10 月時点では、原則としてすべて対面授業とする予定であったが、緊急事態宣言の発出及び期間延長を受け、授業ごとの履修者の人数が確定するまでの間、対面授業における密集を回避するため、原則としてオンラインで授業を実施することを 3 月中旬に決定した。その後も、緊急事態宣言の再延長に伴い、オンラインによる授業を行った。

3 回目の緊急事態宣言が解除された後、2021 年 6 月 21 日より対面授業を再開したが、4 回目となる緊急事態宣言の発出に伴い、7 月 12 日から再びオンライン授業を実施した(実地資料 4-12 武蔵大学 Web サイト(緊急事態宣言の発令に伴う武蔵大学の対応に関するニュース 4 月 26 日、5 月 28 日、7 月 8 日配信))。

教員と学生が対面で接することのないオンライン授業においてもリアルタイム配信形式、オンデマンド形式それぞれについて、教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会が確保されるよう、授業担当者に依頼している(資料:「武蔵大学におけるオンライン授業の方針とお願い」2021 年 12 月発信)。

■2023 年度末時点の状況■

国際教養学部では、グローバルスタディーズ専攻の 1、2 年次生、経済経営学専攻の 2 年次生のなかから希望者を対象に、プログラミング教育を提供する Progate 社の教育プラットフォームにアクセスできるアカウントを 1 ヶ月分無料で提供した。

＜学習の進捗と学生の理解度の確認＞

各授業において、学習の進捗と学生の理解度の確認のために、レポートやミニテスト等の課題を実施している。

また、研究科においては、指導教授が指導学生の学習の進捗と学生の理解度を全般的に確認し、学生の研究と授業履修とを指導している。博士後期課程では、学位論文提出まで毎年年間研究報告書の提出を義務付けている。

■2023 年度末時点の状況■

経済学研究科では、全院生が研究の成果もしくは研究の進捗を報告し、教員との質疑応答を行った(資料:2023 年 12 月 14 日開催「2023 年度 武蔵大学大学院経済学研究科 院生研究発表会」)

また、教職課程では、教員免許を取得するにふさわしい学びを得ているか、本人と大学がつねに振り返りつつ、次の課題を確認するためにラーニング・ポートフォリオを導入している(資料:ラーニング・ポートフォリオ)。

＜学生に対する履修指導の適切な実施＞

本学では、学生の状況を把握し、履修指導だけでなく学生生活全般に関する指導や助言を行う仕組みとして、指導教授制度を設けている。加えて、全専任教員がオフィスアワーを設

け、学習支援ポータルサイト Musashi Study Support System(以下「学習支援ポータルサイト」という。)を通じて学生に公表している(資料 1-9-1 p. 30)。

学部における履修指導のための取組としては、年度初めのガイダンス期間に、各学部・学科のガイダンス及び個別履修相談会を開催し、学生が自由に相談できる機会を設けている。そのほか、ゼミナールに関しては各学部・学科で個別のガイダンスを実施している(資料 1-9-1 2020 年度学事日程)。2020 年度は COVID-19 の感染拡大により、オンラインにて各種ガイダンスを行った。

また、成績不振者に対しては、各学期末に教務課より注意喚起を行い、次学期の履修登録に向けて指導している。該当者に関しては、教授会を通じて各教員にも周知され、指導教授からも該当学生へ指導している(資料 4-29)。

さらに、各学部で設置したグローバル化に資するコースやプログラム及び教職課程においては、学生の授業や課題に対する負担等が大きいことから、個別にサポート体制を整えている。例えば、人文学部の GSC では、全てのプログラムにおいて正規授業の個別サポート(コーチング)を行っているほか、進級要件を満たせない可能性のある学生には繰り返し面談を行っている。教職課程においても、課程登録者と個別に履修相談を行っている。

■2022 年度末時点の状況■

教職課程では、3、4 年次生には年度初めに「単位修得状況報告書」の提出を求めており、教職課程の教職専門科目の履修状況について確認している。学生が教職課程履修における最終目標である教員免許状取得に必要な授業科目を履修しているか等については、各年次の教職課程履修生(予定を含む)を対象とするガイダンス、授業科目履修登録前相談、日常的な個別指導を実施し、授業科目の履修登録や進路形成などに関わる指導を行うとともに相談に応じている。

学芸員課程では、3、4 年次生には春学期開講前に学生各自で各年次の「履修計画書」を提出させることで履修漏れ等がないか確認している。学生が学芸員課程における最終目標である学芸員資格に必要な授業科目の履修については各年次を対象とするガイダンスや履修登録前相談、日常的な個別指導を実施し、授業科目の履修登録や進路形成などに関わる指導をおこなうとともに相談に応じている。

なお、2022 年度は COVID-19 の状況に鑑み、各種ガイダンスを対面実施した。

■2023 年度末時点の状況■

各種ガイダンス資料を学習支援ポータルサイトに集約し、いつでも確認できるようにしている。また、履修登録に関する操作マニュアルに加え、各学部、学科でよく出る質問を Q&A 形式にして掲載した。履修登録期間においては、学内にポスターを掲示し、QR コードからいつでもアクセスできるようにした(資料: 学習支援ポータルサイトリンク集「履修登録関連資料」)。

その他、学生が卒業までにどのような科目を履修しなければならないか学年別で確認ができるチェックリストを学習支援ポータルサイトに公開している(資料: 学習支援ポータルサイト 成績照会「履修登録チェックリスト」)。

＜授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示＞

一部の授業では、授業外の学習課題に対して Google Classroom 等のオンラインツールを用いて解答・解説の提示を行う等、適切なフィードバックの提供に努めている。また、大学院では学生数が少ないこともあり、授業担当者が個々の学生にフィードバックし、量的・質的に適当な学習課題を提示している。

＜学士課程における授業形態ごとの 1 授業あたりの学生数への配慮＞

学生が学習に取り組むための適切な環境を整備するため、授業形態に応じた 1 授業あたりの履修者数の適正化を図っている。具体的には、講義科目では 300 名、各学部の演習・実習科目では 15 名～30 名、総合科目の実践セッション科目では 40 名、外国語科目では 20～35 名程度と、それぞれの授業形態に応じて適正な履修者数の上限を定めている。履修者が上限を超過した場合は、事前に協議した優先順位に従い、抽選による履修者数制限を行っている(資料 1-9-1 p.22 資料 4-30)。

各学部の必修ゼミナールについては、定員を 20 名程度に設定し、エントリーシート等による選考の上、学生の配属を決定している。

なお、2021 年度の授業運営については、原則としてすべて対面授業とするが、COVID-19 の感染防止対策を兼ねて、対面授業については、大規模講義科目の定員を 2021 年度に限り、例年の 300 名から 200 名へ変更する予定である(資料 2-13)。

■2022 年度末時点の状況■

2021 年度以降、大規模講義科目の定員は、オンライン授業については 300 名、対面授業については 200 名(国際教養学部の科目は 100 名)を継続している。

また、経済学部では教養ゼミナールとプレ専門ゼミナールを助教が担当できるよう運用の変更を行った。この措置により、教養ゼミナールとプレ専門ゼミナールの 1 ゼミ当たりの履修人数を減少させ、より少人数でのゼミナール教育が可能となることが期待される。

■2023 年度末時点の状況■

2024 年度の授業運営に関して検討を行い、対面授業に関しては大規模講義の上限を原則として 270 名又は教室定員とした。加えて、カリキュラム上、適切な人数を各学科等で検討し、ゼミ、演習、実習を中心に履修者の上限数を別途定めて、履修登録の特殊運用科目として定めることを全学教務委員会で決定した(資料：2023 年 10 月 10 日 全学教務委員会資料 6-1「2024 年度以降の履修登録について」)。

＜博士前期課程及び博士後期課程における研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施＞

研究科においては、2018 年度までは、各学生に研究指導計画書を毎年度交付するのみであったが、2019 年度の自己点検・評価において、内部質保証委員会より、学生が計画的に研究を進められるように入學から学位取得までの概要を記載した年間スケジュールを各研究科で作成するよう改善指示が出され、2020 年度より入學から学位取得までの概要が把握

できる研究指導計画を大学 Web サイトに掲載し学内外に周知している(資料 4-31 資料 4-32 【Web】 資料 4-33 【Web】 基礎要件確認シート 13)。

個々人の学生に対しては、毎年度、各自で研究計画を作成して指導教授に提出し、指導教授から指導計画が記載された研究指導計画書が交付され、指導教授は研究指導計画書に基づき研究指導を行う。研究計画書は、学生、教員双方が併記する形式となっており、研究指導の内容、方法等が双方で確認できる仕組みとなっている(資料 1-9-5 p. 19, p. 28, p. 48, p. 62)。また、毎年度、年度初めに履修に関するガイダンスを実施している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置をとっているか。

- 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- 既修得単位等の適切な認定
- 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- 卒業、修了要件の明示
- 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置をとっているか。

- 学位論文審査基準の明示・公表
- 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- 適切な学位授与
- 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<単位制度の趣旨に基づく単位認定>

本学の単位制度については、「武蔵大学学則」第 17 条に基づき、各授業科目の単位数は 1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容とし、授業の内容・方法、授業時間、授業時間外に必要な学修時間を考慮して各授業科目の単位数を算出していることを履修要項に明示し、学生に周知している。

また、学部においては、「武蔵大学学則」第 18 条に「科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他の適当な方法による。ただし、実験、演習及び体育実技等については、平常の成績により認定することができる」、同第 20 条に「各科目の成績は、S・A・B・C・D の 5 段階をもって表示し、S・A・B・C をもって合格とする。合格した授業科目につき所定の単位を与える」と定め、科目修了の単位認定及び成績評価基準を明示している。さらにそれぞれの成績の評点との対応関係について、100 点法で、100～90 点を S、89～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59 点以下を D とし、履修要項に明記して学生に周知している(資料 4-34 【Web】)。担当教員に対しても、年度初めに配付する教員の手引きに成績評価に関する説明を記載し、周知している(資料 4-35 p. 21)。

同様に、研究科においては、「武蔵大学大学院学則」第 18 条に「履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口答試験又は研究報告によって決定する。各授業科目の成績評価は、A、B、C、D の 4 段階をもって表示し、A、B、C を合格、D を不合格とする。ただし、学部科目の成績評価は、S、A、B、C、D の 5 段階をもって表示し、S、A、B、C を合格、D を不合格とする」と定め、100 点法で、100～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59 点以下を D とし、履修要項に明記して学生に周知している(資料 4-36【Web】)。

また、授業科目ごとの成績評価の基準や方法については、必ずシラバスに明記するようシラバス入稿ガイドにて担当教員に周知している(資料 4-8 pp. 9-10)。

2020 年度の成績評価に関して、前学期については COVID-19 の感染拡大により、授業開始日が当初より遅れたことや全授業がオンライン授業となり、通信環境等の影響で学生が授業へ遅れて出席するような特別な事情も勘案して、授業内テスト、レポート、課題、授業への取組姿勢等、総合的な評価をするよう教員に周知した(資料 4-37)。

＜既修得単位等の適切な認定＞

大学設置基準第 30 条及び大学院設置基準第 15 条を踏まえ、入学前の既修得単位について、教育上有益と認められた場合には、他大学で修得した単位等と合わせて、学士課程に関しては 60 単位、博士前期課程に関しては 10 単位を超えない範囲で単位認定することを「武蔵大学学則」第 17 条及び「武蔵大学大学院学則」第 14 条に定めている。同様に、学士課程においては、編入学や転入学による既修得単位についても単位認定している。単位認定にあたっては、入学前の大学等が発行した成績証明書、シラバス等に基づき内容を精査し、教務委員会、学部教授会・研究科委員会の審議を経て行われる。

なお、2020 年 6 月 30 日に「大学院設置基準の一部を改正する省令」(令和 2 年文部科学省令第 24 号)が公布、施行されたことを受け、2021 年度より、両研究科にて他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位について見直しを行い、15 単位まで認定することとなった。

また、協定留学先で修得した単位については、学部では「武蔵大学学生国外留学規程」第 12 条、大学院では「武蔵大学大学院学生国外留学規程」第 12 条に基づき、本学の単位として認定している(資料 4-38 資料 4-39)。認定にあたっては、教務委員による面談を行い、修得先が発行した成績証明書及びシラバス等により学習時間や教材・課題等の内容を精査し、対応する本学の授業科目を選定している。その後、各学部・研究科の教務委員会及び学部教授会・研究科委員会の審議を経て、単位認定している。学生に対しては、留学前に対象者にガイダンスで説明を行っているほか、規程を履修要項に掲載し、周知している。

外国語現地実習、インターンシップ、ボランティア活動等の単位認定についても、事前・事後学修、活動内容や時間を単位認定の趣旨に照らし合わせて行っている。

例えば、社会学部の専門科目「GDS 実践」では、「大学で学んだ様々な知識や方法論を、社会の活動の中で実践する」という授業科目の趣旨を踏まえて、インターンシップやボランティア等での活動を単位認定の趣旨及び学部で定めた評価基準に基づいて単位認定している(資料 1-9-4 p. 116)。

■ 2022 年度末時点の状況 ■

研究科における他大学大学院の単位互換及び入学前既修得単位の認定について、大学院学則上は「計15単位を超えない範囲」としたが、経済学研究科は上限14単位、人文科学研究科は上限10単位と定め、履修要項に明記している(資料：大学院履修要項 p.18、p.57)。

■2023年度末時点の状況■

人文科学研究科では入学前既修得単位の認定について、上限を10単位までとしてきたが、2024年度より大学院進学奨励学生に限り、上限を15単位に変更することを決定した(資料：2023年度第8回人文科学研究科委員会資料2-2「2024年度履修要項改訂案」)。

＜成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置＞

学部の成績評価については、S、A、B、C、Dの5段階評価による絶対評価を基本としつつ、GPA制度も導入している。成績評価の厳格性を担保するため、毎年度、受講者が一定数以上の講義科目については、成績分布を教務部委員会で検証している。授業担当者に対しては、成績評価について教員の手引きに記載するとともに、S評価が履修者の10%、A評価が履修者の20%程度の配分となるように成績評価の厳格性についても文書にて通知している(資料4-35 p.21)。

加えて、学生に対しては成績問合せ制度を設けており、成績評価に疑問がある場合は学生からの問合せを受け付けている。問合せがあった場合には、担当教員に確認を行い、万が一誤り等があった場合には成績訂正を行うことで、成績評価の厳格性を保っている(資料1-9-1 p.18)。

■2022年度末時点の状況■

数年にわたる検証と是正依頼によって成績分布が是正されているため、全学教務委員会での成績分布の検証は終了することが2022年9月の全学教務委員会で決定された。

＜卒業、修了要件の明示＞

学部及び研究科の卒業・修了要件については、学則、各学部規則、各研究科規則、「武蔵大学学位規則」等に明示している(資料1-1【Web】 資料1-2【Web】 資料4-40 資料1-6 資料1-7)。なお、これらに明示されている卒業要件・修了要件については、履修要項を通じて学生に周知するとともに、大学Webサイトにも掲載し広く社会にも公表している。

また、学位授与については、学部教授会・研究科委員会の審議を経て、学長が決定している(資料4-40)。

＜博士前期課程及び博士後期課程における学位論文審査基準の明示＞

学位論文(修士論文、博士論文、課題研究論文、特定課題研究)の審査基準については、「武蔵大学学位規則」に基づき、「学位論文及び課題研究論文の評価基準」(経済学研究科)、「学位論文及び特定課題研究の評価基準」(人文科学研究科)に明示し、履修要項に掲載して学生に周知している(資料1-9-5 pp.35, 66)。

なお、2019 年度自己点検・評価に基づく内部質保証委員会からの指摘を受け、2019 年 12 月より学位論文の審査基準については大学 Web サイトにも掲載し、広く社会にも公表している(資料 4-31 資料 4-36【Web】)。

＜博士前期課程及び博士後期課程における学位授与に係る責任体制及び手続の明示、客観性・厳格性の確保＞

「武蔵大学学位規則」において、学位授与の要件、学位論文の提出、審査委員会による論文審査・最終試験、審査報告、研究科委員会における審議、学位授与の方法、学位論文の公表等、審査基準や手続について定めており、その責任体制も明確になっている。この「武蔵大学学位規則」は履修要項にも掲載し、論文審査スケジュール等とあわせて学位授与に係る手続や責任体制の周知を図っている(資料 4-40 資料 1-9-5)。このように学位審査に関する審査基準、手続、責任体制を公に周知することによって、客観性を担保している。

また、学位論文の審査にあたっては、「武蔵大学学位規則」第 7 条に定めるとおり、学位論文関連科目担当の教員 3 名以上からなる審査委員会を設けて審査及び最終試験を行い、その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会にて可否を審議する。特に博士論文については、学位論文審査の客観性、厳格性を確保するため、必要に応じて学外者を含め審査にふさわしい専門家を委員に加えることもある。

＜適切な学位授与＞

学位授与にあたっては、前述したとおり、学則及び学部規則又は研究科規則に卒業・修了要件を規定するとともに、「武蔵大学学位規則」に必要事項を定め、履修要項によって学生に周知している。

学士課程の学位授与にあたっては、各学部のディプロマ・ポリシーにおいて履修すべき科目と卒業必要単位 124 単位を修得し、本ポリシーに定めた知識・技能、態度等を身につけた学生に学位を授与すると明記している。卒業時の質保証という観点から、人文学部では、卒業論文又は Capstone Project、社会学部では卒業論文又は卒業制作を必須としている。論文審査にあたっては、複数の教員による口述試験も課している。経済学部においては、卒業論文を必須とはしていないが、4 年次ゼミナールにおいて専門ゼミナール修了論文の執筆を強く推奨している。

なお、2020 年度は COVID-19 の感染拡大への対応として、学部の卒業論文及び人文科学研究科博士前期課程の学位論文は原則オンラインでの提出、そのほかの研究科の学位論文は窓口又は郵送での提出とした。

博士前期課程及び博士後期課程の学位授与については、各研究科のディプロマ・ポリシーにおいて、学位授与にあたっての条件を明示している。学位論文の審査については、前述したとおりである。

■2022 年度末時点の状況■

コロナ禍のなかでの学位論文の提出方法の実績をふまえ、人文学部 卒業論文、Capstone Project、社会学部 卒業論文・卒業制作、人文科学研究科博士前期課程 学位論文については 2023 年度以降も原則としてオンライン提出とすることが決定された。

なお、経済学研究科博士前期課程・後期課程及び人文科学研究科後期課程の学位論文は、引き続き窓口等での提出とする。

その他、経済学部では、早期卒業最終試験の実施要領を 2022 年度より定めた。これにより、早期卒業者に対する学位授与の適切性の担保が期待される（資料：2022 年度第 9 回教授会資料 2-5「2022 年度早期卒業最終試験実施要領」）。

■2023 年度末時点の状況■

2024 年度から経済学研究科及び人文科学研究科博士前期課程の学位論文をオンライン提出とすることが決定した（資料：2024 年度 大学院履修要項）。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。
評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法を開発しているか。
評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対し、全学内部質保証推進組織等はどう関わっているか。

＜各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の設定＞

学士課程においては、各学部が定めたディプロマ・ポリシーに則り、教育の基本目標を達成できたかどうか、その学修成果については最終的に卒業に必要な単位数を満たしているかどうかによって判断している。

ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果を測定するための指標として「武蔵大学アセスメント・ポリシー」（以下「アセスメント・ポリシー」という。）を策定し、機関レベル（大学全体）、課程レベル（学部・学科・コース）、科目レベル（各授業）の 3 つのレベルに分けて、三つのポリシーの検証方法と全学のディプロマ・ポリシーに明示した学修成果の具体的な評価方法を定めている。策定にあたっては、内部質保証委員会の前身である大学執行部会議にて原案を作成した（資料 4-41）。その後、内部質保証委員会において検証を重ねている。また、アセスメント・ポリシーは大学 Web サイトにも掲載している（資料 4-42【Web】）。

■2022 年度末時点の状況■

2022 年度末より「武蔵大学アセスメント・ポリシー」を見直し、2023 年 4 月に学生調査の対象年次の修正、卒業生調査の追加、留学体験に関する調査名の変更を行った（根拠資料：2023 年度第 1 回内部質保証委員会議事録）。

＜学位授与方針に明示した学修成果の把握、評価するための方法＞

ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果の把握及び評価は、前述したアセスメント・ポリシーに基づき実施している。

直接評価指標としては、学位授与率、就職率・進学率、外部語学検定試験のスコア、学生の成績(GPA)、卒業論文・ゼミナール修了論文の成績等を設定している。特に卒業論文・ゼミナール修了論文に関しては、各学部・学科の専門性に即した評価基準となるよう「卒業論文・専門ゼミナール修了論文のルーブリック」を作成している(資料 4-43)。

間接評価指標としては、第一に、学修成果をより多面的に検証するため 2017 年度より加盟した一般社団法人大学 IR コンソーシアム(以下「大学 IR コンソーシアム」という。)の共通学生調査の実施が挙げられる。この学生調査は 1 年次生及び 3 年次生を対象として、大学生活での経験、授業外の時間の使い方、入学後の能力や知識の変化等に関して調査を実施しており、調査結果は大学 IR コンソーシアム加盟校間での相互比較が可能となっている。2019 年度からはデータが蓄積されたため、同一学生の 1 年次と 3 年次との経年比較も可能となった。なお、2020 年度からは 2 年次生も対象として実施している(資料 4-44)。

また、2018 年度より、毎年度 12 月～1 月にかけて卒業予定者である 4 年次生を対象にほぼ同様の設問内容による卒業時調査を実施し、入学時からの知識や能力変化等を分析している(資料 4-45)。

これらの大学 IR コンソーシアム共通学生調査の設問と本学のディプロマ・ポリシーの対応を整理し、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の測定を行っている。例えば、入学後の能力変化に関する設問項目の「異文化の人々と協力する能力」や「外国語の運用能力」は、それぞれ全学のディプロマ・ポリシーに掲げる「異文化を理解し多様な他者と協働して社会に貢献できる対話力・共感力」、「グローバルな思考力と、これを支える十分な外国語運用能力」に対応している(資料 4-46)。

そのほか、アセスメント・ポリシーの新たな項目として就職先アンケートを加え、2019 年度に「卒業生に関する企業等アンケート」を採用実績のある企業・団体を対象に実施した(資料 4-47)。アンケート結果では、「本学の卒業生はディプロマ・ポリシーに掲げている知識・能力等が備わっているか」という設問に対して、全学のディプロマ・ポリシー 5 項目のうち 4 項目に関しては 70%以上が「十分に備わっている」、「おおむね備わっている」という結果であった。「グローバルな思考力と、これを支える十分な外国語運用能力」についてのみ、「十分に備わっている」、「おおむね備わっている」という回答が全体の 42.9%と半数を下回ったが、前述したグローバル教育の強化により、次年度以降は各学部のグローバル化に資するコースやプログラムの卒業生も輩出されるため、今後改善されていくことを見込んでいる。

研究科においては、学部のようなアセスメント・ポリシーは策定していないが、2019 年度から博士前期課程 2 年次生を対象とした大学院修了時調査を実施し、学部同様にディプロマ・ポリシーに掲げられている専門知識や調査能力等が身についたかどうか等の設問を設け、学修成果の把握を行っている(資料 4-48)。

このほか、学部及び研究科においては、全授業科目を対象とした授業評価アンケートを実施している(資料 4-25【Web】)。

また、各学部・研究科では、毎年度実施している教育プログラムの定期的検証を通じて、学修成果の把握に努めている。教育プログラムの定期的検証にあたっては、内部質保証委員会が点検・評価項目を定め、その活動を支援する大学企画室が検証のための根拠データの作

成・提供を行っている。提供データには本学のディプロマ・ポリシーと対応した大学 IR コンソーシアム共通学生調査結果も含まれる。

また、学修成果の把握・評価にあたっては、組織的なデータ分析及びその情報提供が不可欠であるため、本学では、IR を推進する役割を担う組織として、教育効果評価委員会を設置している(資料 4-49)。

教育効果評価委員会では、各種学生調査や授業評価アンケートの結果を分析し、毎年度、分析を行った委員による報告会を教職員に向けて開催している。さらに、その報告内容については大学協議会を通じて各学部教授会へ報告されるとともに、各学部・研究科においては、前述した教育プログラムの定期的検証の際に根拠データとしても活用している。

具体的には、2019 年度の教育効果評価委員による報告会では、大学 IR コンソーシアムの共通学生調査を用いた全学のディプロマ・ポリシーの自己評価による達成度や英語運用能力の実態、各学部のグローバル化に資するコースやプログラムで開催している海外英語研修の効果、授業評価アンケートの結果をもとに、授業形態別の授業外学修時間、成績、出席率等を検証し、学生の成績、理解度、満足度を高めるためにどのような授業運営が求められるかというテーマで分析結果の報告が行われた(資料 4-50)。学生の英語運用能力(自己評価)については、学生調査を実施して以来、毎年度、上級学年になると英語運用能力が下がる傾向にあるため、内部質保証委員会から各学部に 2022 年度のカリキュラム改定に向けた検討を依頼した(資料 4-51)。

また、2020 年度には、大学 IR コンソーシアムの共通学生調査を用いた学生の能力に関する自己評価結果の分析、授業評価アンケート及び学籍情報を用いた学習状況に関する定量的分析を行った。

前者の大学 IR コンソーシアム共通学生調査による学生の能力に関する自己評価結果の分析では、同一学生の 2 時点間の変化に着目し、1 週間あたりの授業外学修等に費やす時間、入学後の能力や知識の変化、英語能力等について、2017 年度入学生の 1 年次及び 3 年次調査結果の比較、2016 年度入学生の 3 年次及び 4 年次調査結果の比較、2019 年度 1 年次生及び 3 年次生と他大学生との比較を行った。なお、卒業時調査は、大学 IR コンソーシアムの調査ではないが、質問項目をほぼ統一させることで、3 年次から卒業時への変化を捉えることが可能になっている(資料 4-52)。

後者の授業評価アンケート及び学籍情報を用いた学習状況については、これまでは、主に成績不振等の課題がある層に着目した分析・考察を行っていたが、成績上位層に関する分析は十分ではなかったため、2020 年度は単位の実質化の観点から、履修登録上限単位数を超えて履修している学生を対象に分析・考察を行った。

分析の結果、前述したとおり、履修緩和制度が学修成果に正の影響を与えており、この制度が学習上の負担になっている可能性は極めて低いことが確認できた(資料 4-20)。

■2022 年度末時点の状況■

2021 年 7 月に大学院においてもアセスメント・ポリシーを策定し、大学 Web サイトに公表した(資料 4-42)。

2023 年度より試行的に学修ポートフォリオを導入するため、その導入過程で 2019 年度入学生の各 DP の達成度(どの程度身についたか)に関して、学科ごとに集計を行った(資料：2022 年度第 7 回大学執行部会議議事録)。

2022 年度の教育効果評価委員による報告会では、①学生調査を用いた、学生生活の満足度・充実度とその他の学修行動の項目の影響、②授業評価アンケートを用いた、オンライン授業と対面授業における理解度、満足度、DP の達成度、授業外学習時間に関する比較、③英語クラス分けテスト結果を用いた学生の属性に関する分析結果の報告を行った(資料：2022 年度 教育効果評価委員による報告会 記録)。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

2023 年度にアセスメント・ポリシーを実態にあわせて見直し、「卒業生調査」の追加や学生調査の対象年次の変更等を行った(資料：2023 年度第 1 回大学協議会資料 A-8)。

2023 年度よりアセスメントテスト(GPS-Academic)を試行的に導入し、それらの項目と本学の全学ディプロマ・ポリシーの対応表を作成のうえ、多角的に学修成果を把握できるように体制を整えた(資料：2023 年度第 15 回内部質保証委員会資料「全学 DP とアセスメントテスト測定項目との対応」)。また、その対応表をもとに、学修ポートフォリオ及びアセスメントテストの結果からディプロマ・ポリシーの達成度を客観的に把握できるようにした。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：教育課程及びその内容、方法の適切性について、適切な根拠(資料、情報)に基づき、定期的に点検・評価を実施しているか。

➤ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜教育課程及びその内容、方法の適切性に関する点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上のための取組＞

教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価は、主に「(図 3)武蔵大学内部質保証システム体系図」(p. 10)で示したとおり、学部・研究科や、各部局等の自己点検・評価組織において実施している。具体的には、各学部・研究科や教務部、そのほかの関連部局によって、事業計画・事業報告と「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」により毎年度実施している。これらの点検・評価にあたっては、必ず報告書の提出時に根拠資料を記載又は提出することを義務付けている。

加えて、2019 年度から教育プログラムの定期的検証として、各学部、教職課程及び学芸員課程においては、課程レベルの点検・評価活動としてアセスメント・ポリシーで定めた根拠データに基づき、研究科においては学部準じて、主に三つのポリシーに基づき点検・評価を行っている。教育プログラムの定期的検証にあたっては、学生調査結果、成績、外部語学検定試験結果等の各種データや教育効果評価委員会での分析結果等を用いている(資料

4-53)。

さらに、各学部のグローバル化に資するコースやプログラムで実施している 1 年次の海外英語研修については、事前・事後のアセスメントを実施し、事前学修の改善や研修期間の見直し等に活用している。例として、PDP では 2015 年の開始時よりセブ島英語研修を実施しており、2 期生までは 8 週間の派遣を行っていたが、6 週間前後で基準スコアに達するケースが多かったことから、3 期生は 6 週間に、4 期生以降は学生各自の判断で 4 週間、6 週間、7 週間の選択ができるように改めた(資料 4-54 p. 2)。

各部局等において実施した自己点検・評価結果については、各部局において改善・向上を目指して取り組むとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からの検証を行い、その検証結果を内部質保証委員会に報告の上、改善が必要と判断される事項があった場合には内部質保証委員会にて改善案を策定し、各部局へ改善に向けて取り組むよう内部質保証委員会の委員長である学長より指示している。

これまでの改善・向上のための取組としては、内部質保証委員会にて、アセスメント・ポリシーの原案を策定し導入に至ったという事例や、研究科における年間研究指導計画の作成や論文等の審査基準の学外公表が実現したという事例が挙げられる。そのほか、カリキュラム・マトリックスの実質化が進まないことを受け、内部質保証委員会から全教員に対して実質化に向けて取り組むように指示するとともに、教務部に対しては、シラバスとカリキュラム・マトリックスが連動するよう、シラバスのシステム改修に関する改善に向けた方針を示し、2021 年度に改修が行われることとなった(資料 4-55)。

そのほか、毎年度の開講授業数については、標準開講授業数が科目区分ごとに定められているが、履修者数や在籍学生数等を踏まえ、翌年度の開講授業数を検討し見直している。

また、教育課程の内容・方法等の見直しにあたっては、各種学生調査や授業評価アンケートに加え、FD委員会では学部生を対象とした「FD フォーラム『学生と共に考える授業改善』」や大学院生を対象とした「大学院懇談会」(2020年度より大学庶務課にて実施)といった、学生と教職員の意見交換会を開催し、学生の意見も踏まえて行っている(詳細は第6章にて述べる)。

■ 2022 年度末時点の状況 ■

「2021 年度全学自己点検・評価委員会からの提言」(2021 年 9 月 16 日大学協議会 B-4(1)-④)において「ICT 等を活用した授業等の導入および質保証」が重要課題として挙げられたことを受け、教務部委員会において 2022 年度のメディア授業について議論を重ね、学長とも調整のうえ、方針や実施を認める条件を定めた(資料：「2022 年度版学部におけるメディア授業 V4.2」(2022 年 2 月 15 日教務部委員会 資料 3-1))。

人文科学研究科においては、博士後期課程へのコースワークの導入が課題であったが、2026 年度にカリキュラム改定を行い、コースワーク(講義科目)を導入することを決定した。また、カリキュラム・マトリックスの作成が課題であったが、2026 年度カリキュラム改定の際に、カリキュラム・マトリックスを作成し、公表することを決定した。

なお、2023 年度からの自己点検・評価では、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」に「教育プログラムの定期的検証」の内容を含めた「大学基準に基づく自己点検・評価」を実施することとし、引き続き三つのポリシーに基づく点検・評

価を行う（資料：大学基準に基づく自己点検・評価及び教育プログラムの定期的検証の提出について（依頼））。

■2023 年度末時点の状況■

2027 年度に開始する新カリキュラムの策定にあたって、過年度の総合科目の分野別の履修者数の推移を参考に卒業要件の検討を行った（資料：2023 年 11 月 21 日全学教務委員会資料 13-2「総合科目実践セクションの履修者数の分布」）。

オンライン授業に関しては、担当教員からの実施報告書及び履修者に対してアンケートを実施し、点検・評価を実施した。その結果、教員から 13 回のうち数回を対面で実施した方が教育効果が高いという意見が出たため、2024 年度からは通常曜限に配置し、対面授業も実施できる体制を整えた。加えて、学生からの意見として、自分のペースで学習することができる、わからないところを何度も視聴できるという意見が多くみられ、オンライン形式による教育の利点が学生の反応からも確認できた（資料：2024 年 2 月 20 日全学教務委員会資料「2023 年度学部におけるメディア授業報告書」、「2023 年度オンライン授業に関する実施概要」）。

また、国際教養学部では毎年度実施しているロンドン大学の期末試験の結果を分析し、報告書を作成した。

その他、教職課程では教職課程の自己点検・評価報告書を作成し、データに基づく自己点検・評価を実施している（資料：2022 年度教職課程自己点検評価報告書）。

基準5 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を適切に設定、公表しているか。

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。

- 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- 入学希望者に求める水準等の判定方法

＜学生の受け入れ方針の適切な設定・公表＞

学生の受け入れ方針(以下「アドミッション・ポリシー」という。)についても、前述のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと同様に「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づき、全学のアドミッション・ポリシーとして「武蔵大学のアドミッション・ポリシー」を定めている。また、これに基づき、各学部・研究科にてそれぞれのアドミッション・ポリシーを定めている(基礎要件確認シート 15)。これらは、前述したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと同様のプロセスで決定している。

各学部・研究科のアドミッション・ポリシー策定にあたっては、全学のアドミッション・ポリシーだけでなく、各学部・研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとも連関を持たせるように留意している。また、アドミッション・ポリシーでは、各学部・研究科で学ぶに十分な学力と学習態度・学習習慣を身につけていることを基本的な条件にするとともに、「求める学生像」として必要とされる具体的な知識・技能、態度等を記している。

例えば、外国語運用能力について、全学のディプロマ・ポリシーでは「グローバルな思考力と、これを支える十分な外国語運用能力」を身につけることを目的とし、全学のカリキュラム・ポリシーに「グローバル化する社会に対応しうる十分な英語力を涵養するために、少人数クラスを軸とした英語の必修授業を設けるとともに、多言語多文化学習に対応した外国語科目を配置する」と定め、全学のアドミッション・ポリシーに「グローバルな思考力および異文化を理解するために必要な外国語能力を身につける意欲のある人」と明記している。これに関連して、人文学部のアドミッション・ポリシーでは、「グローバル市民の自覚をもって自文化と異文化を深く理解する意欲のある人。特定の地域およびその地域の言語を集中的に学んで身につける一方、世界の諸地域の文化的多様性に目を向け、多言語・多文化学習を志す人」を求める学生像のひとつとしている。

そのほか、総合型選抜(A0 入試)においては、ディプロマ・ポリシーに掲げている主体性や意欲を重視し、志望理由書の提出やプレゼンテーション形式の面接等を実施している(資料 5-1)。

なお、アドミッション・ポリシーは、大学 Web サイト、各種入学試験募集要項等にて公表しており、修正が行われた場合には随時大学 Web サイトを更新している(基礎要件確認シート 15)。

＜求める学生像及び入学希望者に求める水準等の判定方法の明示＞

アドミッション・ポリシーには、「求める学生像」、「大学入学までに習得することが望ましい教科・科目、能力等」（学部）、「入学者選抜方式ごとの受入方針」（学部）、「受入方針および評価のポイント」（研究科）として、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像及び入学希望者に求める水準等の判定方法を明示している。これらの項目については、「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン(中教審)」を参考に、大学執行部会議にて大学全体のアドミッション・ポリシーを策定し、この全体方針に対応させた形で各学部・研究科のアドミッション・ポリシーを策定した。

さらに、2019 年度に実施した成城大学との相互評価において、入学希望者に求める水準等の判定方法の活用について明確ではないとの指摘を受けたため、2019 年度にアドミッション・ポリシーの一部改定を行い、入試方式ごとの評価のポイントをより具体的に明示した(資料 5-2)。

■2023 年度末時点の状況■

2025 年度入試（2024 年度実施）では、高等学校における学習指導要領の改訂にあわせ、総合型選抜 A0 入試及び学校推薦型選抜指定校制推薦入学にて「総合的な探究の時間」等の学修成果についても確認を行う予定であるため、全学及び各学部のアドミッション・ポリシーにその旨を反映した（資料：2023 年度第 7 回大学協議会 A-4、2023 年度第 9 回大学協議会資料 B-3）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。

評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っているか。

評価の視点 3：責任所在を明確にした入学者選抜の運営体制を適切に整備しているか。

評価の視点 4：公正な入学者選抜を実施しているか。

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。

＜アドミッション・ポリシーに基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の設定＞

全学及び各学部・研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、様々な入試形態による入学者選抜制度を導入しており、本学での学修に必要な基本的な学力や学ぶ意欲等を多面的に評価し、多様な能力や背景を持った学生を受け入れている。出願資格や試験内容等の入学者選抜方法の詳細については、各入学試験募集要項に明示し、大学 Web サイトにて公表している。

学部では、アドミッション・ポリシーにおいて入学者選抜方式ごとに受入方針を示している。毎年度の入学者選抜はアドミッション・ポリシーと文部科学省が定める「大学入学者選

抜実施要項」に基づき実施している。

2021 年度入試(2020 年度実施)については、「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」のそれぞれについて、以下の入学試験を実施している(資料 5-3 【Web】 資料 4-1 資料 5-1 資料 5-4 資料 5-5 資料 5-6)。

(1) 一般選抜

- ① 一般方式
 - ・ 全学部統一 2 科目型
 - ・ 全学部統一グローバル 2 科目型
 - ・ 個別学部併願 3 科目型
- ② 大学入学共通テスト方式
 - ・ 前期日程 3 科目型
 - ・ 後期日程 2 科目型

(2) 総合型選抜

- ① A0 入試
- ② 外国高等学校卒業生及び帰国生徒対象入学試験
- ③ 社会人入学試験
- ④ 筆記方式 3 月入試(2021 年度のみ)

(3) 学校推薦型選抜

- ① 指定校制推薦入学

(4) 特別入試

- ① 編入学・転入学・学士入学試験
- ② 外国人学生特別入学試験(人文学部 日本・東アジア文化学科のみ)

研究科では、2021 年度入試(2020 年度実施)について、以下の入学試験を実施している(資料 4-2 資料 1-9-1 pp. 36-37 資料 5-7)。

- (1) 一般入学試験
- (2) 社会人入試(人文科学研究科博士前期課程)
- (3) 学内推薦入試(経済学研究科博士前期課程、人文科学研究科博士前期課程)

■2022 年度末時点の状況■

学部では、2025 年度入試から新学習指導要領に対応した入学者選抜を実施するにあたり、2023 年 3 月 30 日に本学 Web サイトにおいて、「2025 年度武蔵大学入学者選抜における基本方針」を公表した。

人文科学研究科では、2022 年度入試（2021 年度実施）より「博士前期課程（修士課程）西安外国語大学大学院とのダブル・ディグリー学生入試（指定校推薦）」を新たに設け、実施している。2022 年度入試では、COVID-19 の感染拡大の影響により志願者がいなかったが、2023 年度入試（2022 年度実施）では 2 名が入学手続きに至った（資料：2022 年度人文科学研究科入学試験大綱、2023 年度人文科学研究科入学手続結果）。

＜授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供＞

入学手続きにかかる費用（検定料、入学金、授業料、維持費等）や、奨学金制度、教育ローン制度については、大学 Web サイト及び入学試験要項に掲載し、事前に明示している（資料 5-8 【Web】 資料 5-9）。2020 年度入学者に対しては、2019 年に制定された「高等教育の修学支援新制度」の案内を入学手続書類に同封し、周知した（資料 5-10 資料 5-11 【Web】）。

■2022 年度末時点の状況■

「高等教育の修学支援新制度」の案内に関して、2021 年度入学者以降は、入学手続要項に案内を掲載している（資料：入学手続要項）。

＜入学者選抜の運営体制＞

学部においては、「武蔵大学入学者選抜規程」に基づき、入学者選抜に関する審議機関として、学長を議長とした全学アドミッション会議を設置しており、その下に全学指定校選定会議及び全学歩留会議を設置している（資料 5-12）。

全学アドミッション会議の審議事項については、「武蔵大学入学者選抜規程」第 4 条にて、①アドミッション・ポリシーに基づく、学生受け入れについての中長期的な計画、②文部科学省が年度ごとに定める大学入学者選抜実施要項に基づく、入学者選抜方針、入試方法及び募集人員、③その他、入学者選抜について議長が必要と認めた事項と定めており、これらに関する審議、議決を行っている。また、同規程第 3 条にて全学アドミッション会議の構成員を定めており、学長、副学長、学部長、教務部長、学生支援センター長、教務委員長に加え事務局長、大学事務局長を含めることで、経営的視点も加えている。

続けて、同規程第 6 条に全学指定校選定会議の設置について定めている。審議事項については、同規程第 7 条に①推薦入学において本大学が指定する高等学校等の選定、②推薦入学における推薦基準及び推薦人数、③その他、推薦入学について議長が必要と認めた事項と定めている。これに基づき、指定校の選定については、全学指定校選定会議の審議を経て、学長が決定している。

さらに、同規程第 9 条に全学歩留会議の設置について定めている。審議事項については、同規程第 10 条に①本大学が実施する入学者選抜試験の合格者数、②その他、歩留りについて議長が必要と認めた事項と定め、これらについて審議している。合格者については、各学部の歩留会議を経て、全学歩留会議にて審議し、さらに各学部教授会の判定会議を経て学長が決定している。

大学全体の入試方式、日程、募集人員等の入学者選抜方針について、学部では、各学部教授会にて「入試大綱」を検討し、全学アドミッション会議を経て、大学協議会にて審議し学

長が決定している(資料 5-13)。入試大綱の決定を受けて、各学部教授会では、アドミッション・ポリシーに沿って受験科目や配点等の詳細を審議し、決定している。

研究科については、各研究科委員長が責任者となり、各研究科委員会にて入学者選抜方針を審議し「入試大綱」を決定している(資料 5-14)。

問題作成に関しては、教科ごとに専任教員でチームを編制し、学習指導要領の範囲を確認のうえ作成している。

また、入学試験の実施にあたり、一般選抜に関しては、全教職員対象の説明会を行い、入学試験実施のための設営及び入試当日の運営等を行うための全学組織として入試委員会を設置している。そのほか、総合型選抜や学校推薦型選抜、研究科の入学試験に関しては、学部長・研究科委員長、教務委員長・教務主任を中心とした入試形態ごとの実施委員会を設置している。

加えて、事務部局として入試課を置き、全学アドミッション会議、全学指定校選定会議、全学歩留会議、入学試験や学生募集の実施に関する業務について所管している(資料 5-15)。

■2022 年度末時点の状況■

2022 年のアドミッションセンターの新設に伴う関連事項の変更及び大学入学共通テストに関する事項の追加のため、「武蔵大学入学者選抜規程」を一部改正した。主な改正内容は、全学アドミッション会議の構成員の変更、全学アドミッション会議の審議事項への研究科の入学者選抜に関する事項の追加、全学 A0・特別入試会議の追加、全学指定校選定会議の構成の変更、全学歩留会議の構成の変更、入試委員会の入試実施委員会への名称変更、大学入学共通テストに関する事項の追加と武蔵大学大学入試センター試験実施委員会規程の廃止、組織改編による所管部署名の変更、文言の修正である。

2022 年度入試より、大学院の「入試大綱」についても学部同様、大学協議会にて審議し学長が決定することとなった。大学院入試も全学アドミッション会議において審議されることになったため、研究科委員長と教務主任が構成員に加わった。

■2023 年度末時点の状況■

「武蔵大学入学者選抜規程」を改正し(2024 年 4 月 1 日施行)、全学指定校選定会議の目的に「結果の検証」を加え、入学者選抜の運営体制及び実施に対して検証・改善する機会を増やした(2023 年度第 11 回大学協議会資料 A-4)。

<入学者選抜の公正な実施>

入学者選抜の実施体制としては、前述したとおり、学部の一般選抜は全学体制の入試委員会が中心となり、大学協議会を経て承認された入試大綱に基づき実施している。具体的には、監督者や入学試験当日の担当者用マニュアルを作成し、各担当業務や試験当日の不測の事態への対応等について説明会を開催し、入学試験が公正に実施できるように努めている。そのほかの入試形態については、学部長、教務委員長を責任者とする各学部の入試形態ごとに設けられた実施委員会が中心となり、実施している。

研究科については、各研究科で策定した入試大綱に基づき、実施要綱を作成し、入学試験を実施している。

そのほか、公正な入学者選抜の取組として、志願者・受験者・合格者について大学 Web サイトにて公表し、一般方式入試では、入学試験問題の公表や成績開示を行っている(資料 5-16【Web】 資料 4-1 p. 35)。

■2023 年度末時点の状況■

オンラインによる入学者選抜については、国際教養学部グローバルスタディーズ専攻の総合型選抜 A0 入試でのみ実施している。大学内の PC 教室にて同時刻での実施をしており、受験者の公平性は確保されている。

＜入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施＞

障害や病気・負傷等のある受験生に対しては、入学者選抜の観点で公平となるよう、受験上の配慮申請を受け付けている。また、すべての入試形態において、「受験及び修学における特別な配慮について」を入学試験募集要項及び大学 Web サイトに公表している(資料 4-1 p. 21 資料 5-17【Web】)。

配慮の希望があった場合は、当該の学部・研究科又は入試委員会で特別措置の内容を審議の上、適切な措置を取っている。具体例としては、座席位置の指定や別室受験、試験時間の延長等が挙げられる。あわせて、障害のある入学予定者に対し、障害学生支援コーディネーターが中心となり、必要に応じて関連部局も同席のうえ、入学後の修学上の配慮の希望や、大学として可能な措置についての入学前相談も行っている。

また、2021 年度入試(2020 年度実施)においては、COVID-19 の感染拡大に関連する受験上の配慮として、総合型選抜(A0 入試)の入試日程の変更、出願条件の緩和、個別学力検査の出題範囲に関する配慮を行うほか、一般方式入試で COVID-19 等に罹患した志願者の振替試験も兼ねた総合型選抜筆記方式 3 月入試の導入を大学協議会で審議後、学長が決定した(資料 4-1 pp. 30-33)。指定校制推薦入学については、学内で実施を予定していた小論文及び面接による選考を取りやめ、事前課題の提出に変更した。

■2022 年度末時点の状況■

2023 年 4 月にダイバーシティセンターが開設され、同センターにて障害学生を支援する体制となった。

■2023 年度末時点の状況■

2023 年度より、ダイバーシティセンターで障害や病気・負傷等のある受験生からの受験上の配慮申請を受け付けている。コーディネーターが必要に応じて出願前後の面談を実施し、ニーズの聞き取り、アドミッションセンター等との事前調整を行った。各入試の申請期限ごとに受験者からの配慮申請内容を一覧にまとめ、アドミッションセンターに共有した。また、入学後支援を希望する入学予定者からの入学前相談にもコーディネーターが対応し、入学後の見通しについて認識合わせを行った(資料：大学 Web サイト「入学資格認定について・受験上の配慮申請について」_ 武蔵大学)、武蔵大学入学試験 受験上の配慮申請書)。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員を適切に設定し、在籍学生数を管理しているか。 ➤ 入学定員に対する入学者数比率【学士課程】 ➤ 編入学定員に対する編入学生数比率【学士課程】 ➤ 収容定員に対する在籍学生数比率 ➤ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
--

＜学部における学生数比率の管理及び過剰又は未充足への対応＞

2020 年度において、全ての学部・学科における入学定員充足率の 5 年間の平均は、いずれも 1.08 倍から 1.20 倍の間、2020 年 5 月 1 日現在の収容定員充足率も 1.12 倍である（大学基礎データ表 2）。

しかしながら、2016～2018 年度の間、一部の学科において大学基準協会が示す入学定員充足率及び収容定員充足率が基準を超過していた。このため、2018 年 5 月に入学定員管理の厳格化及び大学の質向上を目的とし、入学者選抜方針及び入学試験形態等について、学長のリーダーシップの下で全学的に検討・策定する体制を整備した。具体的には、学長を委員長とする全学アドミッション会議及び全学歩留会議を設置し、各学部教授会で審議する前に、全学アドミッション会議や全学歩留会議で募集人数や合格者数を検討することとした。現在では、これらの全学的な体制により、入学者数及び在籍学生数の厳格な管理を行っている。

なお、編入学試験・転入学試験については、在籍学生数に余裕があった場合のみ実施するため、定員は設けておらず、入学者は年に数名となっている（大学基礎データ表 2）。

■2022 年度末時点の状況■

2022 年度において、全ての学部・学科における入学定員充足率の 5 年間の平均は、いずれも 1.06 倍から 1.09 倍の間、2022 年 5 月 1 日現在の収容定員充足率も 1.12 倍である。

■2023 年度末時点の状況■

2024 年度入試を含み、全ての学部・学科における入学定員充足率の 5 年間の平均は、いずれも 1.08 倍から 1.24 倍の間となっており、収容定員の充足率は 1.05 倍から 1.40 倍の間となっている。2023 年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は 1.16 倍である（2023 年第 2 回大学協議会資料 B-3）。

＜研究科における学生数比率の管理及び過剰又は未充足への対応＞

2020 年 5 月 1 日現在の博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍者数比率は、博士前期課程全体では 0.46、研究科別では、経済学研究科では 0.70、人文科学研究科では 0.35 となっている。博士後期課程全体では 0.20、研究科別では、経済学研究科では 0.07、人文科学研究科では 0.25 となっており、経済学研究科博士前期課程を除いては、大学基準協会が示す収容定員充足率の基準を下回っている（大学基礎データ表 2）。

そのため、「定員管理の厳格化を行う」を第三次中期計画の施策の 1 つとするとともに、

学長より各研究科に対して、入学者数確保のための入試制度の見直しや、教育研究上の改革について検討するよう指示した。これを受け、2019 年 12 月に各研究科において改革案の中間報告がまとめられ、2020 年 1 月に開催された第 9 回武蔵学園大学部門中期計画推進会議にて報告された(資料 4-17 資料 4-18)。

具体的な取組として、経済学研究科においては、学内進学を促進するために、すでに運用中の大学院学内推薦入試の見直しを行い、選抜方式の一部変更を行った。そのほか、人文科学研究科のみで実施していた大学院進学奨励学生制度について 2021 年度より導入することが決定し、2020 年度より履修要項にて学部学生に周知している。本制度は学部と大学院の一貫教育を目指すための制度であり、選考により認められた学生が 4 年次に大学院の授業科目を 10 単位まで履修することができるほか、人文科学研究科では所定の条件を満たした場合には大学院入試において筆記試験を免除している。また、4 年次に修得した大学院科目の単位は大学院進学後に入学前既修得単位として認定しており、その後、所定の条件を満たした場合には、早期修了制度として博士前期課程を 1 年で修了することが可能な制度である(資料 4-17 資料 1-9-1 pp. 34-36 資料 1-9-5 pp. 17-18, p. 47)。

人文科学研究科においては、前述した大学院進学奨励学生制度に加え、4 年次の秋に出願、選考を行う大学院学内推薦入試を実施しており、2019 年度までは両者の併願を認めていなかったが、検討の結果、2021 年度入試より併願を認めている。さらに、2020 年度より人文学部及び社会学部の 1 年次生から 4 年次生までの学部ガイダンスにおいて人文科学研究科の案内文書を配付する等して、志願者の増加を図っている(資料 4-18 資料 5-18)。このほか、本学に在籍する学部生のみを対象とした説明会を年に 1 回、学部在学学生に加え学外者の参加も可とした説明会を年に 1 回、計 2 回の説明会を開催しており、大学 Web サイト、学内掲示、学習支援ポータルサイトにて広く告知している。なお、2020 年度は COVID-19 の感染拡大により、全ての説明会をオンラインにて開催した(資料 5-19)。

■ 2022 年度末時点の状況 ■

2022 年 5 月 1 日現在の博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍者数比率は、博士前期課程全体では 0.32、研究科別では、経済学研究科では 0.35、人文科学研究科では 0.31 となっている。博士後期課程全体では 0.17、研究科別では、経済学研究科では 0.20、人文科学研究科では 0.16 となっており、大学基準協会が示す収容定員充足率の基準を下回っている。

経済学研究科では、2021 年度より導入した大学院進学奨励学生制度により、2022 年度および 2023 年度に各 1 名の入学者があった。同制度は博士前期課程の収容定員充足率向上に寄与していると考えられる。博士後期課程の入学定員充足率向上のためには、博士前期課程の定員充足率の改善が重要であるため、引き続き同制度の利用を促すために 3S で学生向けの広報を行う等の対応を行う予定である。また、高度職業人コースの学生に対しても、課題研究論文ではなく、博士後期課程の進学の条件となる修士論文の執筆を行うように指導を行っている。2023 年度の学位論文(修士)作成届提出者 5 名中、4 名の高度職業人コースの学生は、すべて修士論文の執筆で届出を行っている(資料: 2023 年度第 3 回経済学研究科委員会・資料 2-1「2023 年度学位論文(修士)作成届提出者」)。

人文科学研究科では、2022 年度入試（2021 年度実施）より「博士前期課程（修士課程）西安外国語大学大学院とのダブル・ディグリー学生入試（指定校推薦）」を新たに設け、実施している。2022 年度入試では、COVID-19 の感染拡大の影響により、志願者がいなかったが、2023 年度入試（2022 年度実施）では 2 名が入学手続きに至った。博士前期課程の収容定員充足率は 0.41 であり、依然として改善課題はあるものの、改善傾向にある（資料：2022 年度人文科学研究科入学試験大綱、2023 年度人文科学研究科入学手続結果、「2023 年度入試結果（2022 年度実施分）」）。2026 年度にはパッサウ大学ダブル・ディグリー学生の受け入れを開始する予定であり、さらなる改善が期待できる。

また、大学院の定員充足は第四次中期計画でも課題に据えられており、2022 年度には、外国人留学生を増やすために、学部研究生制度と大学院入学とを連動させる仕組みづくりや外国人留学生に対する日本語論文執筆支援の方法について検討した。一方、人文科学研究科博士後期課程では 2023 年度入試（2022 年度実施）の結果、入学者が 0 名で、収容定員充足率が 0.13 となり、前年よりも悪化しており、これらは引き続き検討課題である（資料：「2023 年度入試結果（2022 年度実施分）」）。

■2023 年度末時点の状況■

2023 年 5 月 1 日現在の博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍者数比率は、博士前期課程全体では 0.43、研究科別では、経済学研究科では 0.45、人文科学研究科では 0.42 となっており、博士後期課程全体では 0.14、研究科別では、経済学研究科では 0.13、人文科学研究科では 0.14 となっており、大学基準協会が示す収容定員充足率の基準を下回っている。

なお、2024 年 5 月 1 日現在の博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍者数比率は、博士前期課程全体では 0.51、研究科別では、経済学研究科では 0.45、人文科学研究科では 0.54 となっており、改善傾向がみられる。博士後期課程全体では 0.14、研究科別では、経済学研究科では 0.07、人文科学研究科では 0.17 となっている。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：学生の受け入れの適切性について、適切な根拠（資料、情報）に基づき、定期的に点検・評価を実施しているか。

評価の視点 2：点検・評価結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<学生の受け入れの適切性に関する点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上のための取組>

学生の受け入れに関する点検・評価は、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」、2019 年度から実施した「教育プログラムの定期的検証」により毎年度実施している。

具体的には、当該年度の入試結果に関して、入学試験の得点分布、入学者の出身校、評定平均値等をもとに、各学部及び入試課にて検証している。さらに、入学後の外部英語試験の

結果、入学後の成績(GPA)、休学、退学、留年者等の学籍情報の追跡調査も実施しており、指定校制推薦入学の指定校の選定や、重点校として訪問する高校の決定に活用している。そのほか、予備校等との意見交換会を実施し、参考としている。

各学部における取組として、指定校の選定にあたっては、毎年度、前年度の結果を踏まえ、各学部の委員会が作成した基本方針案を学部委員会で検討し、教授会にて審議している。その基本方針に従い、推薦入学指定校選定委員会にて、指定校の取消・追加、評定平均値等の基準の変更を行っている。

一般選抜に関しては、各学部の歩留委員が前年度の入試結果や出願状況を踏まえ、各学部の歩留会議等において入試種別ごとの目標値を設定している。

また、PDP 履修者の選考にあたっては、当初は英語能力のみを重視していたが、履修生のロンドン大学の試験結果から、数学的思考力を強化する必要があると判断し、3 期生からは数学試験も追加することとなった。その結果、ロンドン大学が世界各国で実施する学位取得のための試験において、PDP 履修者の合格率が世界の平均よりも高くなった(資料 4-54 pp. 7-9)。

研究科においては、各研究科委員会において改善に向けた取組を行っている。

例えば人文科学研究科では、2019 年度に「人文科学研究科入学者充足率改善に向けた検討案」をまとめた。それに基づく具体的な取組については、点検・評価項目③にて述べたとおりである。加えて、2020 年度には「2020 年度人文科学研究科入学試験結果の統括と定員充足率の改善に向けた対策」をまとめた。今後は、従来からの取組を継続するとともに、現在協議中である他大学とのダブル・ディグリー制度の実現に向けた調整を進める予定である(資料 5-20)。

そのほか、両研究科ともに広報活動の強化も課題の 1 つとして掲げており、2020 年度には大学 Web サイトへデジタルパンフレットを掲載し、Web からの資料請求機能を付加した。2021 年度発行の大学院案内では内容の見直しを進めるとともに配布を強化する予定である。

■2022 年度末時点の状況■

経済学研究科においては、2022 年度に 3 回のカリキュラム検討委員会を実施し、第四次中期計画に沿った学生の受け入れ体制の拡充について検討を行い、学長へ報告を行っている(資料：2022 年度第 14 回経済学研究科委員会・1-3(1)2022 年度カリキュラム検討委員会の活動報告)。具体的には、(1)「学部のアントレプレナーシップ副専攻と連動した研究科の上位プログラム」の設置、(2)「国際会計資格取得を目指した 5 年一貫教育プログラム」の設置、(3)「高度職業人コース」の整理と社会人向け履修証明プログラムの導入が検討され、2023 年に設置する新カリキュラム検討委員会で、カリキュラム編成について議論する予定である。

人文科学研究科では、第四次中期計画やカリキュラム改定と併せた取組を進めている。同時に、SNS を含めた多様な広報活動を着実に展開することが肝要である。また、パッサウ大学とのダブル・ディグリー制度実現に向けて、経済学研究科の協力を得られることを確認した。

■2023 年度末時点の状況■

経済学部では、これまで入学した学生の学修状況をもとに全国商業高等学校協会と意見交換し、指定校の推薦枠を倍にすることで合意した。

国際教養学部では、2023 年度入試について分析報告書を作成し、指定校制推薦入学の入学者が依然少ないことから、指定校の組み換えを行った。

経済学研究科では、大学 Web サイトの「経済学研究科事前相談フォーム」を修正した。これにより、各教員の研究テーマ・担当科目等のページとリンクさせ、受験を検討している者の受験率を高め、事前マッチングを強化することで合格率を高めることが期待される。

基準 6 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学として求める教員像を設定しているか。

➤ 各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点 2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)を適切に明示しているか。

<大学として求める教員像の設定>

「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づき、教養あるグローバル市民の育成を行う観点から、大学全体の方針として、2017 年度に全学の「求める教員像」と「教員組織の編制方針」を定め、大学 Web サイトに公表している(資料 6-1【Web】)。

【求める教員像】

1. 建学の三理想、教育の基本目標、並びに武蔵大学グローバル教育方針を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを理解している者
2. 本学の伝統である少人数ゼミナール教育を熱意を持って実践することができる者
3. 学生の人権を尊重して教育を行うことができる者
4. 各自の専門領域において優れた研究成果を有し、世界的レベルで学術の発展に寄与する意欲のある者
5. 自らの教育研究活動を通して、広く社会と関わり、社会に貢献しようとする意欲のある者
6. 他の教職員と協働して大学運営に積極的にのかかわる意欲のある者
7. ファカルティ・ディベロップメント(FD)の観点から、自らの教育方法について絶えず省察し、教育力を向上させる意欲のある者

すなわち、教員として本学の「建学の三理想」を深く理解して共感し、これに基づく教育を実践するとともに、研究活動や社会貢献にも意欲のある人材を求めている。

【教員組織の編制方針】

1. 大学設置基準、大学院設置基準等に基づき、適切に教員を配置する
2. 収容定員に対する教員一人あたりの学生数に配慮して教員組織を編制する
3. 年齢層や職位が偏ることのないようバランスのとれた教員組織を編制する
4. 男女共同参画の基本理念やダイバーシティの重要性を考慮し、教員の多様性を確保する

5. 教員の採用・昇任は、規程に則り、公正かつ透明性のある選考・審査を行う
6. ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会を中心に教員の教育研究能力の向上に組織的かつ継続的に取り組む

すなわち、大学設置基準や大学院設置基準等を遵守し、専任教員一人あたりの在籍学生数(以下「ST 比」という。)に配慮しつつ、年齢構成や職位等が偏ることのないようバランスをとり、多様性を確保した教員編制とすることを全学の「教員組織の編制方針」として明示している。

全学の「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」については、大学協議会で承認され、教授会を通じて教職員に周知するとともに、毎年度実施する自己点検・評価に際してもあらためて確認することにより、全学的な定着を図っている。また、教員公募の際には、「求める教員像」と「教員組織の編制方針」を明記(又は URL を記載)している。

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の明示>

各学部・研究科における教員組織の編制は、全学の「教員組織の編制方針」に則って行われている。各学部・研究科においては、①専門分野を踏まえた教員配置、②学部・研究科運営における教員の役割分担、③教員構成、④教員人事、⑤教員の資質向上の5項目について全学の方針をより具体的に定め、大学 Web サイトに掲載している(資料 6-2【Web】)。

また、2022 年度に国際教養学部(仮称)を設置するにあたり、各学部・学科の入学定員及び教員定数について見直しを行った。ST 比に配慮しながら、その学問の特性に応じた入学定員及び教員定数に関する学長案が示され、大学協議会を経て、常任理事会にて決定された(資料 6-3)。

教育研究に関する責任体制については、「武蔵大学学則」第4条の2及び「武蔵大学大学院学則」第7条の2において、教育研究の実施にあたり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保することと定められている。「武蔵大学学則」第5条では、学長、副学長、学部長、教務部長及び各センター長等の職務等が定められており、学長が大学の包括的責任者であり、学部長は学長を補佐し、学部の運営責任者として校務をつかさどると定められている(資料1-1【Web】 資料1-2【Web】)。

また、「武蔵大学学則」第8条において、学部・研究科の教育研究に関する基本的事項及び運営に関する重要事項を審議する機関として大学協議会を設置し、詳細については「武蔵大学協議会規程」に規定している(大学協議会の詳細については第10章にて述べる)。さらに、学部・研究科の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、「武蔵大学学則」第9条には学部教授会、「武蔵大学大学院学則」第8条には研究科委員会と称する教授会を置くこと定めている。教授会に関する必要事項は「武蔵大学教授会規程」に定めるとともに、学則に定める学長が規定する教授会の審議事項については、学長より「学校教育法の改正に伴う教授会の審議事項」という通達が専任教員に対して発出され、学内の規程サーバにも掲載している(教授会の詳細については第10章にて述べる)。

【学校教育法の改正に伴う教授会の審議事項】

「武蔵大学学則」第9条第4項第3号及び「武蔵大学大学院学則」第9条第1項第3号に規定

する事項は以下のとおりである。

1. 教員の人事に係る教育、研究業績の審査に関する事項
2. 学部及び研究科の将来構想に関する事項
3. 教育、研究に関する事項
4. 学生の指導・厚生及び賞罰に関する事項
5. 名誉教授の称号に関する事項

そのほか、各センター、課程に関する運営については、各学部の選出委員によって構成されるセンター委員会等で協議し、必要に応じて教授会・研究科委員会に報告するという仕組みによって組織的な連携体制を構築している。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

2022 年度にリベラルアーツアンドサイエンス教育センターを開設し、同センターにおける教員組織の編制方針を新たに制定した（資料：2022 年度第 11 回大学協議会 B-2）。

また、人文学部における教員組織の編制方針を一部改正した（資料：2022 年度第 11 回大学協議会 B-2）。

教授会構成員については、2022 年 6 月に「武蔵大学教授会規程」を改正し、学部教授会及び教員会議の構成員でない者、また、研究科委員会の構成員となっていない者の所属を定める際の決定方法について定めた（資料：2022 年度第 3 回大学協議会資料 A-10）。2023 年度には、研究科委員会の構成員を改め「大学院学則」及び「武蔵大学教授会規程」を一部改正した（資料：2023 年度第 5 回大学協議会資料 A-2、2023 年度第 9 回大学協議会資料 A-1）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数は適切か。

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置をとっているか。

- 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- 各学位課程の目的に即した教員配置
- 国際性、男女比
- 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- 教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制はどのようになっているか。

< 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 >

2020 年 5 月 1 日現在の専任教員数について、学部においては、大学設置基準上必要とさ

れる専任教員数が 107 名(うち教授数 55 名)であるのに対し、119 名(うち教授数 88 名)を配置している。研究科においても、大学院設置基準上必要とされる専任教員数を配置している。なお、研究科の担当者は学部との兼任教員である。このように、学部・研究科ともに設置基準を上回る専任教員を配置している。さらに、学部・学科、研究科・専攻単位で見た場合にも、いずれも大学設置基準及び大学院設置基準で定められている基準数を満たしている(大学基礎データ表 1)。

<各学位課程の目的に即した教員組織の整備と教員組織の整合性>

全学の「求める教員像」と「教員組織の編制方針」で示したとおり、教育の基本目標のもと、教養あるグローバル市民の育成を行うために適切な教員組織を編制している。

各学部・研究科においては、「教員組織の編制方針」に定める「年齢層や職位が偏ることのないようバランスのとれた教員組織を編制する」、「男女共同参画の基本理念やダイバーシティの重要性を考慮し、教員の多様性を確保する」という方針を踏まえ、各学部・学科の状況やカリキュラムの特性等を考慮し、年齢構成や男女比のみならず、グローバルの観点から多様性に配慮した教員組織の編制を行っている。また教育課程の特性に応じて、特別任用教授、客員教授、特別招聘教員等の任用も行っている。

加えて、全学的には 2020 年 7 月に①国際化推進のための教員任用、②若手研究者の積極的な任用、③専任教員の各比率の適正化について、数値目標を定めた。例えば男女比については、「すべての学部において前年度の全国平均を超えること」を目標として定めている(資料 6-4)。専任教員の男女比については、2020 年 5 月 1 日現在、女性教員は全体の 27.7%(33 名/119 名)である(資料 6-5【Web】)。2020 年度「学校基本調査 大学の職名別 教員数(本務者)」のうち女性教員数比率の全国平均は 25.9%であるため、学部により多少の偏りはあるものの、大学全体としては平均値をやや上回っている。

専任教員の国際性については、第三次中期計画の施策の一つとして「日本語以外で授業のできる専任教員を全体の 30%以上にする」を掲げている。従来から英語を母語とする教員や他言語を母語とする教員も在籍していたが、近年では英語で実施する授業を多数開講しているため、日本語を母語としない教員をより積極的に任用している。その結果、2019 年度時点において、日本語以外で授業のできる専任教員数は 40.5%となっている(資料 1-14 p. 3)。

専任教員の年齢構成については、40 代～50 代が最も多く、全体の 6 割以上を占めている(大学基礎データ表 5)。今後の任用にあたっては年齢構成等を勘案し適正なバランスが維持されるよう、2019 年 10 月に、人文学部のみで運用していた「人文学部専任教員の年齢構成を考慮した人事計画について(申合せ)」を全学的な「年齢構成を考慮した専任教員の採用人事について(申合せ)」として改定し、これに基づく運用を開始した(資料 6-6)。さらに、2020 年 4 月より、専任教員の任用にあたっては、年齢・経験等の面で多様な人材に教育・研究・学内運営の場を提供することによって、本学における教育・研究活動及び学内運営の充実を図ることを目的として、テニュアトラック制度を導入した(資料 6-7)。これらの取組により、今後若手教員の任用が増加することを見込んでおり、年齢構成のバランスはさらに改善されと考えている。

＜教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置＞

各カリキュラムにおいて、教育上主要もしくは重要と認められるゼミナールや必修科目等の専門科目は、原則として専任教員を配置している(大学基礎データ表 4)。

例えば、経済学部の場合、ゼミナールを含め、スキル系科目を除く学部・学科必修の専門科目には、原則として専任教員を配置している。また、選択科目については、同学部に設置されている 7 つのコースごとに、重要性の程度に応じてコース必修、A 群、B 群、C 群の 3 つに区分されているが、いずれのコースにおいても重要性の高いコース必修科目やコア科目となる A 群についてはおおむね専任教員を配置している。また、メディア社会学科のように実務経験等が活かされる特殊分野の科目については『武蔵大学教員任用規程の運用に関する社会学部内規』に関する申合せにて、「特殊科目の担当者」として通常の非常勤講師の任用審査とは別に審査方法を定めている(資料 6-8)。

研究科においては、博士後期課程で開講している全科目を専任教員が担当しており、博士前期課程でも非常勤教員は両研究科合わせて 4 名のみとなっている。

＜研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置＞

研究科担当教員の資格審査については、経済学研究科においては「武蔵大学大学院経済学研究科専任教員資格審査規程」、人文科学研究科においては、「武蔵大学大学院人文科学研究科担当教員資格審査規程」に担当教員の資格審査基準と選考方法を明示しており、同規程に基づき担当教員を適正に配置している。

例えば、経済学研究科では、資格審査基準に定めた要件を全て満たす担当教員候補者の業績等資格審査のため、業績資格審査委員会を構成する。業績資格審査委員会は審査結果を審査報告書にまとめ、研究科委員会に報告し、審査報告に基づき、担当教員資格の可否を投票により決定している(資料 6-9 資料 6-10)。

＜教員の授業担当負担への適切な配慮＞

専任教員の授業担当の負担を適正化するため、「専任教員責任時間規程」を設けている。本規程により、専任教員が担当する授業時間数は基準授業時間として 1 週間に 5 コマ(10 時間)と定めている。また、所定の役職に就いた場合は、役職の種別に応じて基準授業時間数を軽減する措置を講じており、学内運営と授業運営とのバランスに配慮している。さらに、所定の役職以外の者であっても、学長が特に必要と認めた場合には、基準授業時間数を軽減する仕組みを設けている(資料 6-11 資料 6-12)。

実際の授業運営にあたっては、第 4 章にて述べたとおり講義科目、演習科目(ゼミナール)ともに 1 授業あたりの履修者数の上限を設けるとともに、スチューデント・アシスタント(以下「SA」という。)やティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)を配置する等、授業補助者の活用も行っている(SA、TA の詳細については第 8 章にて述べる)。

＜教養教育の運営体制に関する配慮＞

学部における教養教育としては、第 4 章にて述べたとおり、全学共通の総合科目を配置している。総合科目は、A～F の 6 分野から構成され、その運営については、教務部長と三学部の教務委員長を中心とした教務部委員会が各学部と連携する仕組みとなっており、科目

や分野ごとに運営主体となる学部等を定めている。

例えば、専門分野との関連から人文学部では「世界の言語と文化」、社会学部では「現代社会と人権」を学部の専任教員がコーディネーターとなってリレー講義形式で開講している。また、全学組織として位置付けられている基礎教育センターでは、センター所属教員(自然科学分野3名、身体運動科学分野3名)が中心となってD 自然と環境及びE 心と体分野の科目について中心的な役割を担っている。さらに、F ライフマネジメントとキャリアデザイン分野では、キャリア支援センターが中心となりインターンシップに関する授業を開講している。そのほか、実務経験のある教員を配置し、実務経験を活かした実践的な授業も開講している。該当する授業科目についてはシラバスにその旨を明記し、大学 Web サイトにて一覧を公開している(資料6-13【Web】)。これらにより、文理の境界を越えた幅広い教養教育(リベラルアーツ&サイエンス教育)を身につけさせる体制を整備している。

■2023 年度末時点の状況■

2022 年度に基礎教育センターを発展的に解消し、リベラルアーツアンドサイエンス教育センター(LASEC)を設置した。教養教育的な枠割を担う総合科目については、リベラルアーツアンドサイエンス教育センターに総合科目ダイレクターを配置、リベラルアーツアンドサイエンス教育センター運営会議で総合科目全般に関して協議し、具体的な提案を全学教務委員会に諮っている(資料:LASEC 関連役職者の業務、2023 年5月23日 全学教務委員会資料「科目新設等の流れ」)。

その他、「専任教員責任時間規程」について、基準授業時間を軽減できる役職等を見直す改正を行った(資料:2023 年度第6回大学協議会資料B-1)。

点検・評価項目③: 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1: 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備を行っているか
評価の視点2: 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。

<教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と公正な実施>

各学部・研究科の教員採用及び昇任に関しては、以下の規程等に基づき厳格かつ公正に実施している。

[学園レベル]

- ・ 学校法人根津育英会武蔵学園人事委員会規程
- ・ 武蔵学園教職員任免規程

[全学レベル]

- ・ 武蔵大学教員任用規程
- ・ 「武蔵大学教員任用規程」の運用に関する内規

[課程レベル]

- ・ 各学部の内規又は申合せ

「武蔵大学教員任用規程」第 1 条(任用基準)は大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 14 条ないし第 16 条の 2 の法令を踏まえて制定している。さらに、この任用基準の運用については、『武蔵大学教員任用規程』の運用に関する内規』及び具体的な審査手続きを定めた各学部の内規や申合せに基づき行われている(資料 6-14 資料 6-15)。

「武蔵大学教員任用規程」第 1 条では、教授、准教授、専任講師、助教等の任用基準、同 2 条では第 1 条の任用基準に基づいた任用手続を定めている。

採用人事は、以下の手続によって行う。

1. 学部にて採用人事が必要となった場合、学部長は任用手続を進めるにあたって、学長の承諾を得るものとする。
2. 学部長は教授会構成員若干名から構成する選考委員会を設ける。
3. 選考委員会は、候補者について武蔵大学教員任用規程第 1 条の資格基準に該当するかどうか、本学専任教員として適当であるかどうかを審査し、その結果を教授会に報告する。
4. 教授会は選考委員会の審査報告に基づいて、教育及び研究業績の資格の可否を審議する。
5. 学部長は教授会の審議を経て、学長に原則として複数の候補者を推薦し、承諾を得る。
6. 学長は学園長に候補者の中から 1 名又は複数名を推薦し、人事委員会により選考し、学園長が任用を決定する。

専任教員の資格審査は学部教授会の審議を経て行うことを「武蔵学園教職員任免規程」第 2 条第 3 項に定め、専任教員の採用に関する選考は人事委員会が行うことを第 4 条の 2 に定め、人事委員会の構成員等の詳細については「学校法人根津育英会武蔵学園人事委員会規程」に明示している(資料 6-16 資料 6-17)。

専任教員の昇任は、「武蔵大学教員任用規程」第 1 条及び関連する各学部の内規や申合せにより各職位の基準について明示し、手続については同規程第 4 条及び関連する各学部の内規や申合せにより以下のとおり行い、厳格かつ公正に資格審査を実施している。

1. 学部長は候補者につき教授会構成員若干名をもって昇任の選考委員会を設ける。
2. 昇任の選考委員会は、候補者について武蔵大学教員任用規程第 1 条及び関連する各学部の内規や申合せの資格基準に該当するかどうかを慎重に審査し、その結果を教授会に報告する。
3. 教授会は昇任の選考委員会の審査報告に基づいて、教育及び研究業績の資格の可否を審議する。

さらに、2020 年 4 月より、テニュアトラック制度を導入した。本制度の詳細は「武蔵大学テニュアトラック制に関する規程」、就業規則に関しては「武蔵大学テニュアトラック教員就業規則」、テニュア審査に関しては「武蔵大学テニュア審査手続内規」を制定した(資料 6-7 資料 6-18 資料 6-19)。

このほか、特別任用教授、客員教授、助教及び特別専任外国語講師等の多様な採用を行っ

ている。さらに、学園における教育研究活動の推進及び学園運営の改善充実のために特別に招聘する教員として特別招聘教員制度を設けており、詳細については「武蔵学園特別招聘教員に関する規程」に明示している(資料 6-20 資料 6-21 資料 6-22 資料 6-23)。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

2022 年 6 月に、それまで武蔵大学専任教員任用規程に基づき各学部がそれぞれ定めていた専任教員任用に係る内規や申合せの形式を統一し、任用基準の運用及び任用手続に係る内規を学部ごとに新たに定めた(資料：2022 年第 3 回大学協議会資料 A-1～A-4)。定年を超えた大学教授の再雇用に関する学部の運用細則についても形式を統一し、学部ごとに新たに制定した(資料：2022 年度第 3 回大学協議会資料 A-5～A-8)。さらに、リベラルアーツアンドサイエンス教育センターについても、学部と同様に教員任用に係る運用内規、定年を超えた大学教授の再雇用に関する学部の運用細則を制定した(資料：2022 年度第 5 回大学協議会資料 A-2、2022 年度第 6 回大学協議会資料 A-3)。

2023 年度に「武蔵大学客員教授規程」の改正を行い、規程制定以来適用したことのない給与を支給する第 2 号客員教授を廃止し、第 2 号客員教授の任用期間を現行手続きにあわせて改正した(資料：2023 年度第 10 回大学協議会資料 A-1)。また、「武蔵大学客員教授規程施行規則」についても一部改正を行った(資料：2023 年度第 11 回大学協議会資料 A-1)。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的に実施しているか。
 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動等の評価を行い、その結果を活用しているか。

<ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施>

「武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、全学組織である武蔵大学 FD 委員会を設置している。この委員会が主体となっており、FD 活動の企画・運営を行い、組織的な FD 活動を展開している(資料 6-24)。

本学の FD 活動については、2011 年 4 月の大学協議会にて承認された基本的方針に基づき実施していたが、2020 年度に本方針が示されてから約 10 年が経つことや FD に関連する法令が改正されたこと等を受けて見直しを行った(資料 2-22【Web】)。

本学の FD 活動は、全学の FD 委員会の下に小委員会を設けることができることとなっており、学部・研究科 FD や教務部が中心に行う教務 FD を設置している。

教員の教育活動に係る専門的能力向上のための取組としては、全専任教員を対象に、毎年度 FD 研修会を実施している。2019 年度は、各種学生アンケートの分析結果報告をテーマとした研修会を行った。研修会の概要については、毎年度刊行している武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント活動報告書(以下「FD 活動報告書」という。)へ掲載し、全専任教員に配付するとともに、大学 Web サイトにて広く社会へ公表している(資料 6-25【Web】 pp. 1-

2 資料 2-22【Web】)。

また、2020 年度においては、COVID-19 の感染拡大により、前学期は全てオンライン授業となったため、オンライン授業への対応として、FD 委員会が授業開始時にオンライン授業における著作権の取扱い等について全教員に周知した。その後、後学期においてもオンライン授業を継続することになったため、オンライン授業に関する FD 研修会を実施した。まず始めに、全学生にオンライン授業に関するアンケートを実施し、そのアンケート結果を元に各学部・研究科にて FD 研修会(分科会)を実施し、課題の整理を行った。次に、各学部・研究科からの意見を取りまとめ、情報共有するとともに、「オンライン授業に関するアンケート集計結果等に基づく授業改善について」をテーマとした FD 研修会(全体会)を開催し、外部講師より課題や問題点に関する講義を受けた。また、この研修会の様子はオンライン配信も行った(資料 2-14 資料 6-26 資料 6-27)。人文学部においては、専任教員だけでなく非常勤講師も対象とした学部独自のオンライン授業に関する講習会を計 4 回実施した。

さらに、学生の意見を取り入れた教育改善の取組として、授業評価アンケートとは別に、学部では FD フォーラム、研究科では大学院懇談会という学生参加型のイベントや、教育研究環境に関するアンケート等を 2019 年度までは年 1 回、2020 年度からは研究環境に特化したアンケートを年 2 回実施している。概要については FD 活動報告書に掲載している(資料 6-25【Web】 pp. 3-6 資料 4-25【Web】 pp. 114-120)。なお、2020 年度については、COVID-19 の感染拡大により、FD フォーラム及び大学院懇談会は中止とした。

そのほか、新任教員や教育歴の浅い教員に対しては、FD 委員長と学部長が協議の上、外部団体が主催する新任教員向けの FD 研修会への参加の機会を提供している。参加した教員から提出された研修参加報告書を FD 活動報告書に掲載し、共有している(資料 6-25【Web】 pp. 7-9)。

また、教務 FD は、三学部に共通する教務事項に関して、教務部を中心に実施している。2019 年度は、ループリック、カリキュラム・マトリックスの実質化に向けた活動を行った(資料 6-25【Web】 p. 10)。

なお、他大学との合同 FD・SD 等の実施については第 10 章にて述べる。

■2023 年度末時点の状況■

2023 年度の FD・SD 研修会では「教学マネジメント」をテーマとした研修を実施した。また、コロナ禍で中止していた学生を交えた FD フォーラムについても 2021 年度から開催している。

その他、2023 年度の教務部 FD として、オンライン授業への取組と生成 AI に関する対応を行った(資料：2023 年度 FD 活動報告書「教務部 FD」)。

なお、2023 年度の大学院懇談会については大学院生からの要望により行われなかった。ただし、大学院生を対象に年に 2 回アンケート調査を行い、大学院生から意見に対して各部署から回答をもらい、院生代表にフィードバックした(資料：大学院の研究環境に関するアンケート結果)。

指導補助者に対する研修については、2023 年度は実施しなかったが、2024 年度から TA に対する研修を実施予定である。

＜教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動等の評価と結果の活用＞

本学では大学 Web サイトの「教員プロフィール」にて、各専任教員の教育活動、研究活動、学会及び社会における主な活動を掲載し公開している(資料 6-28【Web】)。

(1) 教育活動

教育活動の活性化については、教育改善のための組織的な取組として、「武蔵大学『学生による授業評価アンケート』取扱内規」に基づき、全学生を対象に各学期末に授業評価アンケートを実施している(資料 6-29)。

学部については、2019 年度まで履修者 5 名以下、集中授業、実験・実習科目等の対象外科目を設置していたが、2020 年度より全授業科目を対象として実施している。アンケート結果については、各教員が全体集計結果及び自身の担当授業の集計結果を確認できることとなっており、授業改善に活用している。また、2018 年度からは、学生も自身が履修した授業科目の集計結果を確認できる仕組みとなっている。アンケート結果は FD 活動報告書へ掲載し、公表している。大学院についても、学部同様に授業評価アンケートを実施している(資料 4-25【Web】 pp. 11-109)。

また、授業評価アンケートの結果をもとに、学部、授業規模別に「ベストティーチャー賞」を設け、受賞対象教員を顕彰している。さらに、「建学の三理想」の一つである「自ら調べ自ら考える」に因み、ゼミナール担当教員について、「自調自考賞」を 2018 年度より創設し、顕彰している(資料 4-25【Web】 pp. 103-104)。

加えて、集計結果については教育効果評価委員会において分析し、分析結果については、大学執行部や教学関係の教職員向けに報告会を開催している。また、分析結果は大学協議会を通じて各学部教授会に報告している(資料 4-50)。

そのほか、武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業制度を設けている(詳細は第 8 章にて述べる)。

(2) 研究活動

研究活動の活性化については、「研究支援に関する方針」を大学としての方針として定めている(詳細は第 8 章にて述べる)。

活性化のための具体的な支援として、大学では、長期研修制度を設けているほか、個人研究費、総合研究所プロジェクト援助金、出版助成等による学内研究費の支給等を行っている。長期研修制度に関しては「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程」第 11 条にて、研修報告書を提出し、研修成果を研修終了後 1 年以内に学術雑誌や図書等へ公表しなければならないと義務付けている(資料 6-30)。

各学部・研究科では、各学部に設置された学内学会による研究会の開催や学会誌の編集、発行、研究発表会の開催等により研究活動の活性化を図っている(詳細は第 8 章にて述べる)。

そのほか、教育活動同様に武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業制度を設けている。

(3) 社会貢献活動

社会貢献活動の活性化については、「社会連携、社会貢献に関する方針」を全学の方針と

して定めている（詳細は第 9 章にて述べる）。専任教員には、大学 Web サイトの「教員プロフィール」の登録及び更新を義務付け、研究業績等とともに社会貢献活動について情報を発信している。そのほか、武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業では、「地域連携事業に関する取り組み」も対象としている。

■2023 年度末時点の状況■

教育活動については、大学院では個々の授業に対する「授業評価アンケート」を廃止し、「大学院学生調査」に大学院全般の教育に係る設問を統合し実施した。集計結果は大学協議会を通じて学内にフィードバックされている（資料：2024 年度第 3 回大学協議会資料 B-3(3)）。

研究活動については、「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程」を 2021 年 9 月 30 日に一部改正し、国際教養学部にも所属する専任教員の研修開始時期は、研修拠点の如何を問わず、学年暦と教育課程の編成に応じた設定を認めることとした。

また、2022 年度より出版助成制度を廃止し、研究成果の公表制度（本学の専任教員が著した書籍等を買取り、関連する研究者や研究機関に献本することを通じ、本学の研究成果を公表する制度）に移行した（資料：武蔵大学専任教員による研究成果の公表制度に関する規程、武蔵大学専任教員による研究成果の公表制度申請要領）。

研究成果の公表については、本学園に所属する研究者の研究成果を広く学内外に公開することにより、教育及び学術研究の発展に寄与することを目的として、2022 年 9 月に「武蔵学園オープンアクセスポリシー」を制定した（資料：2022 年度第 5 回大学協議会資料 B-5）。

2022 年度より新たに第四次中期計画による研究会の開設申請が開始し、2023 年度末現在で 3 研究会が活発な研究活動を行っている。

<教育活動、研究活動等の活性化を図る取組としての教員の業績評価の実施>

教員の業績については、各自が「教員プロフィール」の登録及び更新を行うことにより外部へ情報発信している。また、教員の業績評価については、本格的な実施には至っていないが、教員評価制度導入のための第一歩として、2019 年度に専任教員を対象に「教員自己点検・評価」として、①本学の教育の基本目標の反映、②研究、③教育、④大学運営、⑤社会貢献の 5 項目に関する点検・評価を各教員が行い、本格的な導入に向けて準備を進めている（資料 6-31）。

■2023 年度末時点の状況■

2023 年 3 月～5 月に専任教員を対象とした「教員の自己点検評価」を実施した。教育、研究、学内運営、社会貢献の 4 点について各教員が 2022 年度の状況を振り返り点検・評価した結果をスコア化し、全学及び学部単位での自身の相対評価を確認する機会とした（資料：2022 年度教員自己点検評価実施要綱、教員自己点検評価アンケート回答の手引き、2023 年度第 9 回大学協議会 B-11）。

また、「武蔵大学教員自己点検・評価実施要領」を一部改正したうえで、2024 年 3 月から、2023 年度の教育研究活動に関する「教員自己点検・評価」を開始した（資料：2023 年度第 10

回大学協議会資料 A-3、2023 年度第 11 回大学協議会資料「教員自己点検・評価入力マニュアル」。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：教員組織の適切性について、適切な根拠(資料、情報)に基づき、定期的に点検・評価を実施しているか。

評価の視点 2：点検・評価結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜教員組織の適切性に関する点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上のための取組＞

教員数については、毎年度 4 月に開催される第 1 回大学協議会にて、大学設置基準や教職課程認定基準に規定された必要専任教員数を満たしているか、教授数に過不足はないか確認している(資料 6-32)。

教員組織の適切性に関する点検・評価は、各学部・研究科及び関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて定期的に適切性に関する点検・評価を実施している。

各部局による自己点検・評価結果は、各部局において改善・向上のための取組に活用するとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からも点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、改善が必要と判断した事項について改善案を策定し、各部局に改善に向けた取組を指示する。

自己点検・評価結果に基づく教員組織の改善に向けた取組の一例として、2019 年度に一部の学科に教員組織の年齢構成について偏りが見られたため、人文学部のみで運用していた「人文学部専任教員の年齢構成を考慮した人事計画について(申合せ)」を元に、内部質保証委員会が全学的な申合せとして原案の策定を行い、「年齢構成を考慮した専任教員の採用人事について(申合せ)」を制定したこと等が挙げられる。

各部局による取組の一例として、人文科学研究科では、前回の大学評価受審時に課題として挙げていた「大学院人文科学研究科担当者の資格、手続および審査についての申合せ」の内容について検証し、資格審査基準を改正するとともに、申合せを全部改正し、新たに「武蔵大学大学院人文科学研究科担当教員資格審査規程」を制定した。

このほか、第三次中期計画策定にあたって、教員組織の適切性に関して点検・評価を行い、目的に応じた最適な雇用形態による教員採用や、教育のグローバル化に資するため日本語以外で授業のできる教員を一定割合以上にすること等の数値目標を設け、毎年度の進捗状況を点検・評価している。

基準7 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているか。

＜学生支援に関する大学としての方針の明示及びその共有＞

本学の学生支援は、「学生の生活環境と人権に関する宣言－大学でのハラスメントの防止に向けて－」に基づき行っていたが、自己点検・評価の結果、2017年度に、ダイバーシティの観点から様々なハラスメントやセクシャル・マイノリティーへの差別、障害者差別についても新たに追加し、「大学の生活環境と人権に関する宣言－大学での人権侵害の防止に向けて－」へ改定した(資料7-1【Web】)。

これに基づき、2018年度に「建学の三理想」及び教育の基本目標を踏まえ、「教育研究等に関する各種方針」の一つとして「学生支援に関する方針」を制定した。この方針では、学生一人ひとりが充実した学生生活を送り、多様な進路選択が実現できるよう、修学支援、生活支援、キャリア支援それぞれについて定め、少人数教育のメリットを活かして教職員が連携し、学生一人ひとりと向き合った支援策を掲げている(資料7-2【Web】)。

【学生支援に関する方針】

〔修学支援〕

1. 多様な学生の存在を尊重し、全ての学生が充実した学生生活を送れるよう、各部局等が連携し、支援体制や制度を整える。特に、障害のある学生については、「武蔵大学障害学生支援基本方針」に基づいて支援する
2. 全学年で指導教授制、オフィスアワー制度等を導入し、学生一人ひとりの主体的な学びを支援する
3. 成績や休学、留年等、学生の修学状況を把握し、学生がより良い選択が可能となるよう各部局等が連携して適切な対応をする
4. 大学図書館、MCV(Musashi Communication Village)、ICT設備等の拡充を通じて、学生の学修環境を整える
5. 大学院生の学修・研究活動を支援するため、調査費補助等の支援体制や研究環境を拡充する

〔生活支援〕

1. 学生の成長機会の一つとしてクラブ・サークル活動、各種行事、ボランティア活動等の課外活動を支援する
2. 学生・教職員に対してハラスメント防止に向けた啓発活動を実施するとともに、相談体制を整える。事案が生じた場合は、規程に則り速やかに対処する

3. 学生が心身ともに健康な学生生活を過ごせるよう学生支援センターに学生生活課、大学保健室及び学生相談室を置き、専門員(カウンセラーや専門家等)を配置して体制を整備する
4. 学生が安心して学生生活を継続できるよう奨学金制度等を拡充する

〔キャリア支援〕

1. 学生が自律的に進路を決定できるようにキャリア支援に資する科目を正課授業に配置するとともに、資格取得支援のための講座、ゼミ教育を活かしたグループディスカッション等の正課外プログラムを提供する
2. キャリア支援センターにキャリアカウンセラーを配置し、初年次からガイダンス等の支援プログラムを実施するとともに、全員面談を実施し、学生の状況を踏まえたきめ細かなキャリア支援を行う
3. 就職活動を終えた在学生による「就活サポーター制度」、卒業生による「武蔵しごと塾」等を拡充し、就業観の向上に向けて体制を強化する
4. インターンシップ、産学連携事業、企業等へのフィールドワークの機会を設け、学生のキャリア意識の醸成を促す
5. 大学院生に対して、様々な進路に関する情報提供や支援を行う

また、障害のある学生が障害のない学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう、2014 年に「障害のある学生の修学支援に関する武蔵大学の指針と現状」を定めていたが、2020 年度に見直しを行い、新たに「武蔵大学障害学生支援基本方針」を制定した。本方針では本学の障害学生支援に対する基本理念及び基本方針について定めており、「障害のある学生が障害のない学生と等しく修学することができる環境を提供し、個性を生かして主体的に学ぶことができるように、必要かつ適切な支援と合理的配慮を行う」ことを明示している(資料 7-3【Web】)。

これらは、教授会及び職員対象の教授会報告会を通じて全教職員に周知するとともに、大学 Web サイトへ掲載している(資料 7-1【Web】 資料 7-2【Web】 資料 7-3【Web】)。

■2023 年度末時点の状況■

「大学の生活環境と人権に関する宣言ー大学での人権侵害の防止に向けてー」を踏まえ、男女共同参画の視点からダイバーシティの実現に寄与するため、2021 年 6 月に「武蔵大学男女共同参画の理念と基本方針」を定め、大学 Web サイトに公開した(実地資料 7-18 武蔵大学 Web サイト(武蔵大学男女共同参画の理念と基本方針))。

その後、2023 年度に「大学の生活環境と人権に関する宣言ー大学での人権侵害の防止に向けてー」の内容を踏襲し、新たに「武蔵大学の人権に関する基本方針」を制定した(資料：2023 年 12 月 14 日大学協議会資料 A-9)。

2024 年度の私立大学における合理的配慮義務化に向け、「武蔵大学障害学生支援に関する基本方針」、「武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表」、「武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧」、「武蔵大学の障害学生支援体制等のまとめ」等を更新し、大学 Web サイトで公開した。教授会等を通じて学内にも周知している(大学 Web サ

イト「ダイバーシティセンター」）。

さらに、学内外に公開されているセクシュアルマイノリティ対応の基本方針がなかったため、学内の状況を調査し、方針案をまとめた（資料：2023年度第9回、第10回ダイバーシティセンター委員会資料、2023年度第11回大学協議会資料）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制を適切に整備しているか。
評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援を実施しているか。
➤ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ➤ 正課外教育 ➤ 留学生等の多様な学生に対する修学支援 ➤ 障害のある学生に対する支援 ➤ 成績不振の学生の状況把握と指導 ➤ 留年者及び休学者の状況把握と対応 ➤ 退学希望者の状況把握と対応 ➤ 奨学金その他の経済的支援の整備 ➤ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援を実施しているか。
➤ 学生の相談に応じる体制の整備 ➤ ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ➤ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援を実施しているか。
➤ キャリア教育の実施 ➤ 学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ➤ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ➤ 博士後期課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
評価の視点5：学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援を実施しているか。
評価の視点6：学生の要望に対応した学生支援を適切に実施しているか。

<学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援は、前述したとおり「大学の生活環境と人権に関する宣言」や「学生支援に関する方針」に基づき、各担当部局において実施している。

学生支援の中心的役割を担う機関として、学則及び「武蔵大学学生支援センター規程」に基づき、学生支援センターを設置している。「武蔵大学学生支援センター規程」では「学生の学生生活を支援し、生活環境に関わる支援を行うことにより、学生の健康で充実した学生

生活に寄与すること」を目的として定めており、障害のある学生の支援、課外活動、経済的支援等において中心的役割を担っている(資料3-5)。そのほか、修学支援に関しては教務部、留学に関してはグローバル教育センター、キャリア支援に関してはキャリア支援センター等の関連部局と連携しながら学生を支援している。

また、研究活動を中心とした大学院生に対する支援は大学庶務課が担っている。具体的な取組としては、1人1台のパソコンを貸し出す等の研究環境の整備、研究費や調査費等の補助、『武蔵文化論叢』の発行支援(人文科学研究科)、研究奨励野澤賞の授与(経済学研究科)、TAとしての任用等が挙げられる。そのほか、グローバル教育センターが担当する英語でのアカデミックライティングとプレゼンテーションを学ぶオンライン講座の実施等がある(資料7-4 資料7-5 資料7-6 資料7-7 資料7-8)。

大学院生の研究活動支援に関し、2020年度はCOVID-19の感染拡大により大学図書館や研究機関の利用が制限され、文献等の有償サービスの利用頻度が増加していることから、通常の研究費の上限額に達した場合は、申請により追加の研究費を武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業より給付した。

そのほか、指導教授制度を導入しており、修学支援だけでなく、学生生活や進路に関していつでも相談できる体制を整備している。

■2023年度末時点の状況■

2023年度4月、学生が有する多様な個性を尊重し、その能力を十分に発揮できる環境を整えるため、ダイバーシティを推進することを目的とするダイバーシティセンターを開設した。主な業務は、障害学生の支援に係る相談対応及び合理的配慮の提供に関すること、セクシュアルマイノリティ学生の支援に係る相談対応に関すること、国籍・文化・宗教の相違等に係る相談対応に関すること、その他多様な学生の支援に係る学内調整及び学外との連携に関することである。また、ユニバーサルデザインを考慮した施設設備及び環境の整備に関すること、その他ダイバーシティ推進、啓蒙・啓発活動に関すること手掛けている。

ダイバーシティセンターには「武蔵大学ダイバーシティセンター規程」に基づく専門職であるコーディネーターを配置し、2022年度まで学生支援センターの障害学生支援コーディネーターが担当していた業務を引き継いだ。

同センターには、ダイバーシティセンター委員会を設置し、規程で定められている構成員であるセンター長、ダイバーシティ推進室長、コーディネーター及び学長室長でセンター運営にあたり必要な判断や情報共有を行うとともに、学長との月例会にて学生への支援状況について報告・相談を行う体制となっている(資料:武蔵大学ダイバーシティセンター規程)。

<修学に関する支援>

学生の能力に応じた補習教育、補充教育

各学部設置されているグローバル化に資するコースやプログラムにおいては、正課授業と連動した補習教育を実施している。例えば、人文学部では、GSC所属学生に対してコーチング制度を導入している。コーチングにあたっては、GSC専門コーチを雇用し、正課授業と連動した補習教育を行っている(資料7-9 資料7-10)。また、経済学部のPDP及び社会学

部の GDS 所属学生に対しては、グローバル教育センターによる英文ライティング指導を実施している(資料 7-11 資料 7-12)。

そのほか、第 4 章で述べたとおり、入学前教育として、早期に合格が決定した入学予定者に対して学習意欲の維持や基礎学力の向上を目的とした入学前課題を課している。

学生の自主的な学習を促進するための正課外教育

外国語の正課外教育や異文化理解の向上を目的として MCV を設置している。MCV には外国人スタッフに加え、留学生や留学経験者等、語学が堪能な学生もスタッフとして常駐しており、フロアでのフリー・トークや自主学習をしたり、異文化理解に関する新聞や雑誌を閲覧する等、学生の語学スキル向上に資する場となっている。そのほか、予約制のプログラムとして、英会話レッスン(個別・グループ)、英語学習カウンセリング、アクティビティ、クッキングクラス等を開催している(資料 7-13 【Web】)。

MCV はグローバル教育センターが管理しており、運営にあたっては、MCV 運営責任者及び運営責任者補佐を置き、隔週で行われる定例会で提供プログラムの調整等を行っている(資料 7-14 資料 7-15)。また、MCV の運営に携わるスタッフ(フロアスタッフ、学生スタッフ)については行動規範を作成しており、スタッフとしての教育を徹底している(資料 7-16)。

加えて、グローバル教育センターでは、レベル別英会話レッスン「Speak Up plus」、検定試験の対策講座(TOEIC スコアアッププログラム、IELTS 対策講座)等の有料講座を開講しているほか、学内試験(TOEIC L&R IP テスト、IELTS)を実施し、スコアに応じて褒賞金を給付する「外国語学習褒賞・勸奨制度」を設けている(資料 7-17 資料 7-18 資料 7-19 【Web】)。

なお、2020 年度は COVID-19 の感染拡大への対応として、MCV にて通常時に実施していた少人数英会話レッスン等のうちオンラインで提供可能なものについては、順次オンラインに移行して実施した。後学期からは感染防止対策をとった上で一部の対面レッスンを再開した。そのほか、課外講座や英語の学内試験等についても、適宜、感染防止対策を行った上で対面又はオンラインで実施した。

また、各学部における正課外教育の取組の一つとして、社会学部における「社会実践プロジェクト」が挙げられる。これは「講義や実習で得た知識を生かし、社会に向けて自らの知見や主張を積極的に発信する」という考えに基づき、より現実的で実践的な学びを推進するプロジェクトである。具体的には、映像ドキュメンタリーや公共広告の制作を行い、学外の様々な場所で発表し、問題提起している。その中の一つである「AC プロジェクト」では、「AC ジャパン広告学生賞(公益財団法人 AC ジャパン主催)」を 12 年連続で受賞する等、大きな成果を上げている(資料 7-20)。また、メディア社会学科の学生が中心となって制作している「MusashiTV(MTV)」は、オープンキャンパス等を発表及び実践の場として、オープンキャンパスの参加者向けに二元生放送を実施している(資料 7-21)。

そのほか、各学部グループスタディールーム(以下「GS ルーム」という。)を設置しており、授業時間以外に個人やグループでの自主学習やゼミナール活動、卒業論文執筆のためのスペースとして利用されている(詳細は第 8 章にて述べる)。

■2023 年度末時点の状況■

外国語の正課外教育や異文化理解の向上を目的として MCV を設置している。MCV には MCV

運営責任者（教員）を置き、グローバル教育センターが管理・運営を行っている。MCV には様々な国出身の外国人スタッフに加え、留学生や留学経験者等、語学が堪能な学生インターンもスタッフとして常駐している。スタッフを中心に海外のキャンパスにいるような雰囲気作りが行われ、予約制の英語学習サポートのほか、英語をはじめとして様々な国の言語のほか、アクティビティを通して食や宗教等異文化についても学べる「参加体験型学習スペース」として、学生の語学スキルや異文化理解向上に資する場となっている。2023 年度以降、全ての活動はコロナ禍以前の対面形式に戻した。

グローバル教育センターでは、上記に加えて IELTS 学内試験を実施しており、他の言語についてもスコアに応じて褒賞金を給付する「外国語学習褒賞制度」を設けている。

社会学部では、これまでも学生の関心が高く成果も上がっている「AC ジャパン広告学生賞（公益財団法人 AC ジャパン主催）」について、社会実践プロジェクトの成果物に限ることなく、正課の授業での成果物も出品することで、より参加の幅を広げている。一方で社会実践プロジェクトについては、インスタグラム等のより今日的なメディアを活用した取組へと活動の幅を広げるべく、リニューアルを検討した。

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮

授業担当者に対して、授業等をオンラインで実施する際は、オンデマンド形式を基本とするよう依頼している。リアルタイム配信で実施する際には、ネットワークトラブルが生じた場合に備え、代替手段（授業資料の配信、授業の録画公開等）をあらかじめ準備するよう事前周知している。

加えて、学内でもオンライン授業を受講できるようにオンライン受講用教室を各時限に用意している（資料：教員の手引き「12 対面授業におけるオンライン形式の活用について」、学生宛 3S 掲示「【4 月 26 日更新】オンライン授業受講用の教室について」）。

留学生等の多様な学生に対する修学支援

受入留学生に対しては、レベル別の日本語科目や、英語による EAS 科目を配置している。EAS 科目にはプログラムディレクターを設けており、オリエンテーションの実施や修学相談への対応を行っている。さらに、グローバル教育センターでは、受入留学生ケアワーキンググループを設置し、受入留学生の来日後のケアについて検討、対応している。そのほか、グローバル教育センターが主体となって、来日中の事故や病気に対する支援が 24 時間体制で提供されるインバウンド保険、危機管理アシスタンスサービス等に参加し、健康や危機管理面における環境整備を行っている。また、学生支援センターにおいて私費外国人留学生の授業料減免等の経済的支援について整備している。

派遣留学生に対しても、保険・危機管理サービスへの加入を必須としているほか、短期語学研修では各グループに幹事を設定して毎週の定期連絡を行うこととしている。長期留学生には指導教授とグローバル教育センターに月次レポートを提出させ、グローバル教育センターが学修面及び健康面から学生の現地での生活状況について把握し、支援が必要な場合には指導教授と相談の上、対応する仕組みを整備している（資料 7-22）。

2020 年度は COVID-19 の感染拡大により、後学期には来日できない留学生と日本人学生の授業外の交流の場として、MCV 学生スタッフが中心となってオンライン交流を行った（資料

7-23)。

また、男女共同参画推進委員会を設置しており、2019 年度にはセクシャル・マイノリティーの学生への対応について検討した。その結果、各種書類の様式を点検し、性別欄について削除しても問題のない書類については削除を行ったほか、教務課では、男女別のクラス編成の有無等を記載した「ジェンダー・セクシュアリティの多様性の尊重の観点からみた教務課が関わることのまとめ」を学習支援ポータルサイトにて全学生に配信、周知した(資料 7-24)。

■2023 年度末時点の状況■

大学院における外国人留学生に対する日本語論文作成支援に関して、2023 年度に日本語教育ワーキンググループにて検討し、対応策をまとめた(資料: 2023 年度第 13 回人文科学研究科委員会資料「大学院生のための日本語サポート体制案(中間報告)」)。

協定留学については、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、ドイツ、オランダ、韓国、中国、台湾、フィリピン、シンガポール、ベトナム、ベルギーの計 14 カ国・地域、合計 35 校と協定を締結しており(2023 年度末時点)、2023 年度の派遣留学生数は、年間のべ 82 名であった。

PDP、GDS の各コースやプログラムで第 2 クォーターに行っている海外英語研修は、いずれも渡航を伴う形式での実施を再開し、PDP はフィリピン(セブ島)に、GDS はカナダ(バンクーバー)に派遣した。

Experimental Learning や Work Experience の分野では 2023 年度から「Global Service Learning A/B/C」を新規科目として設置し、17 名の学生が 6 か国で活動した。また、インターンシップでは「経済学部海外インターンシップ」に 15 名が参加し、グローバル教育センター主催の Global Internship には 3 名が参加した。

ダイバーシティの尊重に関連するものとしては、2021 年 6 月に男女共同参画推進委員会を経て、「武蔵大学男女共同参画の理念と基本方針」を制定し、大学 Web サイトに公開した(資料: 2021 年第 3 回大学協議会 B-4)。その後、1) 本学における男女共同参画の推進は実質的に学園内の各部署の経常的な取組として行われていること、2) 第四次中期計画の学園部門の計画としてダイバーシティに対応する体制の整備が進捗していること、3) 子育て支援や働き方改革など大学部門だけで取り組めることには限りがあること、等の理由により、2023 年 7 月に武蔵大学男女共同参画推進に関する規程及び男女共同参画推進委員会は廃止し、各部署が対応することとなった(資料: 2023 年度第 4 回大学協議会 A-1)。

学生生活における困りごとのある学生には、ダイバーシティセンターにおいてコーディネーターが個別相談を実施し、希望する配慮内容の聞き取りを実施している。必要に応じて学生父母等、授業担当者、学内各部署、学外組織等と連携・調整を行い、学生の学修環境を整えることを目指している。

教務部では、ダイバーシティセンターと連携し、修学に困難がある学生への対応について随時、協議している。加えて、配慮内容が確定した学生に関する情報は、学生が担当教員へ渡す文書「障害のある学生の受講について(お願い)」をダイバーシティセンターから事前に共有してもらっている(資料: 障害のある学生の受講について(お願い))。

障害のある学生に対する支援

障害のある学生に対しては、学生支援センターが中心となり、「武蔵大学障害学生支援基本方針」に基づいた支援を行っている(資料 7-3【Web】)。具体的には、障害学生支援コーディネーターを 2 名配置しており、各部局と連携して障害の内容に応じて適切と思われる配慮を行っている。取組事例としては、定期試験時間の延長やバリアフリー化された教室への教室変更、障害のある学生を対象としたキャリア支援ガイダンスの実施等が挙げられる。

<学修の継続に困難を抱える学生の状況把握と指導>

成績不振者に関しては、毎年度末に各学期の GPA が 1.0 未満かつ年間の修得単位数が 10 単位未満の学生を抽出し、各学部教授会にて成績不振者を警告対象者として報告している。対象者に対しては、教務課より警告文を送付し、本人との面談を行っている。これらを通じて指導教授や教務部が状況を把握し、学生に対しての指導を行っている(資料 1-9-1 p. 18 資料 4-29)。

留年を未然に防ぐための方策としては、教務課において毎学期、進級及び卒業見込判定を行っている。成績及び履修登録の状況を確認し、留年の可能性が生じている学生に対しては、直接本人と面談を行い、履修指導を実施している。さらに、卒業判定において留年が確定した学生に対しては、その旨を文書にて通知し、問合せがあった場合には、教務課にて面談と履修指導を行っている。

休学及び退学に関しては、教務課が窓口となっており、学生から届出があった際、必要に応じて面談を行い、学生の状況を把握している。特に病気や精神的な理由による休学や退学については、大学保健室・学生相談室と連携をとり、学生にとってより良い方法を学生とともに検討している。また、届出にあたってはできるだけ事前に指導教授に相談するよう指導しており、教職員が連携して修学支援を行っている。そのほか、学則に基づき、在学年限超過や授業料未納により退学になる可能性がある学生に対しては、事前に文書を送付し警告している。学部・研究科ともに留年、休学、退学者はすべて当該学部の教授会又は研究科委員会へ報告し、全教員で情報を共有している。

■2023 年度末時点の状況■

障害のある学生をはじめ、学生生活における困りごとのある学生には、ダイバーシティセンターにおいてコーディネーターが個別相談を実施し、希望する配慮内容の聞き取りを実施している。必要に応じて学生父母等、授業担当者、学内各部局(学生相談室、教務課等)、学外組織等と連携・調整を行い、学生の学修環境を整えることを目指している。

2023 年度には、発達障害のある学生の支援ツールとして作成され、授業やレポート、試験勉強等に活用できる情報を提供しているウェブサイトである、筑波大学作成の「Learning Support Book (LSB) 有償版」の本学での利用について検討した。検討の結果、障害の有無にかかわらず多くの学生・教職員にとって有用と判断し、利用準備を完了し、2024 年 4 月より利用開始予定である(資料: 2023 年度第 11 回ダイバーシティセンター委員会資料「LSB 周知文案」)。

奨学金そのほかの経済的支援の整備

学生に対する経済的支援として、第一に奨学金制度がある。最も利用者が多い奨学金は日本学生支援機構奨学金であり、貸与、給付を合わせて2019年度では学部生1,501名、大学院生8名が受給している。本学独自の奨学金としては、武蔵大学特別奨学金、武蔵大学給付奨学金、武蔵大学地方学生奨励奨学金、武蔵大学大学院給付奨学金や寄付による奨学金(武蔵大学野澤奨学金、武蔵大学白雉奨学金)等を設けている。さらに、「グローバル市民の育成」を図るため、武蔵大学学生国外留学奨学金、武蔵大学学生海外研修奨学金、武蔵大学大学院学生国外留学奨学金を設けて、学生の留学等を支援しているほか、ロンドン大学と武蔵大学とのパラレル・ディグリー・プログラム奨学金、武蔵大学人文学部グローバル・スタディー・コース奨学金、武蔵大学社会学部グローバル・データサイエンスコース奨学金を設け、各学部設置されているグローバル化に資するコースやプログラムの所属学生を経済的に支援している。さらに、武蔵大学提携教育ローン金利援助奨学金を設け、本学が指定する信販会社と提携教育ローンを利用した学生に対し、ローン金利の一部を奨学金として給付している。そのほか、地方公共団体や民間団体からの奨学金についても学生に情報提供している(大学基礎データ表7)。

また、大学院生への経済的支援としては、前述した各種奨学金制度のほかに、博士後期課程の学生を対象とした学費減免制度を設けている。「武蔵大学大学院学則」第20条第5項及び「武蔵大学大学院学費納付規程」第8条の2により、所定の要件を満たし、博士論文の提出及び最終試験のために引き続き在学が必要な学生の学費は所定の金額の2分の1としている(資料1-2【Web】 資料1-9-5 pp.92-93, p.130)。

そのほか、緊急的支援措置として、自然災害で被災した学生に対する学費等減免制度を設けた(資料7-25)。さらに、2020年度には、COVID-19の感染拡大により、前学期は全てオンライン授業となったため、学修環境の整備を支援するための奨学金として「武蔵大学オンライン授業支援特別奨学金」を設け、休学者等を除く全学生に一律5万円を給付した。さらに、経済情勢の悪化を受けて、武蔵大学給付奨学金の給付額の増額と学力基準の緩和を行った(資料7-26 資料7-27 資料7-28)。

■2023年度末時点の状況■

2023年度は日本学生支援機構奨学金の貸与、給付を合わせて、学部生1,630名、大学院生6名が受給している。

授業そのほかの費用や経済的支援に関する情報提供

在学生に対しては、全学生に配付している学生生活ガイドにおいて、授業料、維持費及び奨学金、学生生活資金一時貸付金等の経済的支援に関する情報を周知している(資料1-10 pp.106-109, 113)。そのほか、授業料等年間納付金額に関しては、大学Webサイトに掲載している(資料7-29【Web】)。

経済的支援に関する情報は、毎年4月に奨学金ガイダンスを開催し、全学生に奨学金ガイドを配付して周知するとともに、大学Webサイトにも掲載し、在学生だけでなく、保護者や受験生、入学予定者にも広く周知している。なお、教育ローンに関しては、学費納付書に案内文を同封している(資料7-30 資料7-31【Web】 資料5-9)。

2020年度については、COVID-19の感染拡大による緊急事態宣言が発出されたことや経済

状況等を勘案して、前学期の学費等納付期限を延長した(資料 7-32)。

■2023 年度末時点の状況■

従前より身体に障害のある学生に対し、障害により特別に必要な経費の一部を支援金として給付する制度がある。2023 年度は当該制度についての「武蔵大学身体障害学生支援金申合せ」を更新し、大学 Web サイトで公開した(資料：武蔵大学身体障害学生支援金申合せ)。

＜生活に関する支援＞

学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談に対応する仕組みとして、指導教授制度やオフィスアワーを設けている(資料 1-9-1 p. 30)。さらに、学生生活だけでなく心身の健康に関すること等、学生生活全般に関しては、学生生活課と大学保健室・学生相談室から構成される学生支援センターが学生相談の中心的な役割を担っている。

さらに、障害のある学生に対しては、障害学生支援コーディネーターが様々な相談に応じ、関連部局との調整を行っている。また、学生相談室では、学生だけでなく、心身に障害のある学生への対応方法等についての教員からの相談も受け付けている。

■2023 年度末時点の状況■

学生生活における困りごとのある学生には、ダイバーシティセンターにおいてコーディネーターが個別相談を実施し、希望する配慮内容の聞き取りを実施している。必要に応じて学生父母等、授業担当者、学内各部局、学外組織等と連携・調整を行い、学生の学修環境を整えることを目指している。面談は予約優先だが、空いていれば随時対応している。また、学生本人だけでなく、学生父母等、教職員からの相談も受け付けている。

ハラスメント防止等学生の人権保障に向けた対応

「学校法人根津育英会武蔵学園人権侵害の防止等に関する規程」により、人権侵害の防止及び対策を適正に実施するために必要な事項を定めている(資料 7-33)。

ハラスメント防止のための具体的な対応としては、学生支援センターにて「武蔵大学ハラスメント相談・防止の手引き」を作成し、全教職員・全学生に配付している(資料 7-34)。また、毎年度、専任教員に対しては大学人権委員会が人権研修会を、職員に対しては職員全体研修にて人権に関する研修を実施し、ハラスメント防止に努めている(資料 7-35 資料 7-36)。学生に対しては、新入生向けの学生支援センターガイダンス及び課外活動代表者ガイダンスにおいて、ハラスメント防止に関する啓発を行っている。このように、人権侵害を発生させないよう啓蒙活動に努めている。

人権侵害に関する相談体制としては、外部の人権専門相談員 1 名、学内の教職員から選出される学内人権相談員 3 名を相談員とした相談窓口を設けている。この相談窓口についても「武蔵大学ハラスメント相談・防止の手引き」に記載するとともに、大学 Web サイトに掲載し、学生、教職員に周知している(資料 7-37 【Web】)。

■2023 年度末時点の状況■

現在是人権侵害に関する相談窓口の情報は大学 Web サイトには掲載せず、「武蔵大学ハラスメント相談・防止の手引き」に記載し、学生、教職員に周知している。

ハラスメント防止のための対応として、ダイバーシティセンターでは、大学人権委員会と協働し、合理的配慮義務化に関する人権研修会を実施した。

また、同センターが行った学生支援に関し、学生及び教職員等からの疑義・不服等を受け付けるための窓口（「ダイバーシティセンターに関する第三者委員会」）を設置した。センターと学生又は教職員等の話し合いで解決できない場合、大学は必要に応じて、第三者（大学内、大学外を問わない）による委員会を立ち上げ、調整を行うことができる（資料：人権研修会企画書、武蔵大学ダイバーシティセンター規程、「ダイバーシティセンターに関する第三者委員会について」）。

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

全学生を対象に毎年度、定期健康診断と問診のうえ個別面談を実施している。また、大学保健室には看護師が常駐し、体調不良や急なケガの際には応急手当や医療機関への案内、校医面談の調整等を行っている。健康相談については、内科だけでなく、精神科の産業医や婦人科医師による面談を実施している。さらに、学生相談室では臨床心理士と公認心理師の資格を持つカウンセラーが、希望する学生や保護者、教職員との面談を行っている。学生相談室の利用状況や相談内容等は、毎年度の学生相談室使用状況として取りまとめ、情報共有するとともに、学生相談室の職員が教授会で概要について報告している。

2020 年度は COVID-19 の感染拡大により、学生の学内入構が制限されたため、学生相談室における対面相談に代えて、前学期は電話相談（一回当たり 20～30 分）にて対応した。後学期からは事前予約による対面相談とオンライン面談を実施している（資料 7-38）。

■2023 年度末時点の状況■

現在、大学保健室には保健師が常駐している。

<進路に関する支援>

学生のキャリア支援を行うための体制整備

学生のキャリア支援の中心的役割を担う機関として、キャリア支援センターを設置している。「学生支援に関する方針」に基づき、「学生の自主性と活力を引き出すキャリア支援を行い、全ての学生が希望や適性にあった進路を選択できることを目指す」ことをキャリア支援センターの活動目的として掲げ、キャリア支援センター委員会にて、年間の活動方針、各種キャリア支援プログラムの運営、単位制のインターンシップの授業運営の検討、就職内定率や学生の面談状況の報告を行っている。キャリア支援センターには相談員として専任職員及び嘱託職員を配置し、その中にはキャリアコンサルタントの有資格者も含まれている（資料 7-39【Web】）。

第 4 章にて述べたとおり、キャリア支援に関する授業科目として、総合科目に F ライフマネジメントとキャリアデザインという分野を設けており、インターンシップをはじめ、自己理解や仕事に対する考え方を学ぶ「キャリアデザイン論」や職業人として業務での問題解

決を理論的に行うことができる論理的思考力を身につける「キャリア対策科目」等を開設し、学生の社会的及び職業的自立に向けた教育を実施している。さらに、「キャリアデザイン論」を担当する外部講師とは定期的に情報交換を実施している(2019年度の「キャリアデザイン論」担当教員との情報交換会等は、COVID-19の感染拡大により中止)。

また、教務部や学生支援センターとの情報交換会等を実施し、学生に関する情報共有や最新の状況を把握している。

■2023年度末時点の状況■

「キャリアデザイン論」担当の講師との情報交換会等については、総合科目の運営所管がリベラルアーツアンドサイエンス教育センターに移ったことから、センター長が意見交換を行うことになった。

第四次中期計画の施策である「学内組織の再編統合による運営の強化」に基づき、2022年度よりキャリア支援センター委員会を廃止し、委員会が担っていたキャリア支援センターと教員との情報共有・会議と同等の内容を月例の学長定例会議にて行っている。同時に、キャリア開発室、キャリア支援課の2課体制をキャリア支援センターに統合し、センター部長がセンター長を担うことができる体制となった(資料:武蔵大学キャリア支援センター規程、第四次中期計画事業計画シート、キャリア支援センター学長定例報告資料「キャリア支援センター活動計画」)。

キャリア支援センターには相談員として10名の専任職員及び嘱託職員を配置し、うち9名がキャリアコンサルタントの有資格者となっており、充実した支援体制を整備している。

進路選択に関わる支援やガイダンス、そのほかキャリア形成支援

キャリア支援センターでは、少人数教育のメリットを活かし、学生との個別相談を実施している。全員面談として、3年次生全員と最低1回の面談(1回あたり30分)を実施しており、学生の進路希望を把握し適切なアドバイスを行っている。この全員面談は、毎年度80%強の参加率となっている。また、内定した4年次生による就活サポーター制度と卒業生の協力の下でグループワークと交流会を行う「武蔵しごと塾」を実施しており、3年次生の就職活動のための準備に役立てている(資料7-39【Web】)。研究職以外を希望する大学院生に対しても、新卒採用就職活動に向けた各種キャリア支援講座の案内を掲示し、個別相談も実施している。

なお、2020年度については、COVID-19の感染拡大により、「武蔵しごと塾」は規模を縮小し、内容を模擬面接に絞り実施した。また、進捗状況不明の4年次生に対して、例年より早くキャリア支援センターの電話調査を実施した。加えて、予約制による対面とオンラインでの面談も実施した。3年次生に対しては、例年、対面で実施している全員面談、ガイダンス、SPI模擬試験、企業説明会をオンライン型に変更したが、希望者には対面での面談も実施した。今年度は学内入構が制限されたため、そのほかの支援プログラムもオンラインで実施するとともに、1~2年次生に対しては予約制での個別面談を実施した(資料7-40)。

キャリア支援センターに設置しているキャリア開発室では、インターンシップ、産学連携事業、学内企業説明会のため、企業や団体との連携を行っている。また、キャリアアップセミナーを開催し、資格取得や公務員試験対策のための講座を提供している。キャリアアップ

セミナーの案内については、学生だけでなく保護者にも周知している(資料 7-41【Web】)。さらに、1～4 年次生を対象とした学年別支援プログラム、公務員志望者向けプログラム等、目的に応じた各種プログラム(年間約 60 講座)を実施しており、学年共通支援プログラムとして、グローバル化に資するコースやプログラムの在籍者を中心にグローバルな働き方セミナー、外国人留学生向けキャリアセミナーの開催やダイバーシティに配慮したキャリア支援等も実施している(資料 7-39【Web】 資料 7-42)。

■2023 年度末時点の状況■

毎年恒例となっている 3 年生の全員面談の参加率は、2023 年度初めて 90%の大台を超え、91%まで上昇した(資料:キャリア支援センター学長定例報告資料「全員面談件数集計シート」)。

2023 年度の学生との面談件数は 6750 件、23 年度卒業生の一人当たり平均面談回数は 6.7 回とキャリア支援センターの最大の特徴である「手厚い支援」体制を裏付ける実績となっている。面談予約はオンラインで可能とし、面談形式も学生の希望でオンラインと対面が選べるよう利便性も向上している(資料:2023 年度アニュアルレポート p.56)。1～4 年次を対象とした学年別支援プログラムは目的に応じて実施し、合計約 100 回の企画を対面、オンラインを併用して実施している(資料:アニュアルレポート「2023 年度キャリア支援講座一覧」、大学案内 p.98)。

「武蔵しごと塾」は従来の方法から目的別に参加できるよう、2 本立てでの実施に変更した。OB から話を聞ける「OB 訪問編」と、集団面接を体験して実践力を養う「集団面接編」とし、参加学生の情報収集と経験値を底上げする企画とした。また仕事理解を深めるため、業界ごとの働き方のリアルを OB から説明してもらう「働き方研究講座」を 1 年生からも参加可能として 2023 年度より新たに開催した(資料:実施報告書、学長定例報告資料)。

他大学では参加者数が大きく減少している学内合同企業説明会は、2023 年度より「武蔵企業フェア」に名称を改め、参加学生の利便性を高めた運営方式に変更したことにより、参加者数は大きく改善し、学生と優良企業の出会いの場づくりに貢献した(資料:2023 年度アニュアルレポート p.9、学長定例報告資料)。

博士後期課程における学識を教授するために必要な能力を培うための機会の提供

博士後期課程の学生に対し学識を教授するために必要な能力を培うための機会提供については、在籍学生数が少ないことや独自開催ではテーマが限定的になってしまうという理由から、本学独自では実施せず他大学で実施されている研修会等の案内を学習支援ポータルサイトに掲載し、情報提供している。一例として、東京大学で開講された、英語での授業スキルを向上させたい大学院生向けのオンライン無料英語講座「UTokyo English Academia」を紹介した(資料 7-43)。

また、TA 制度を設けており、講義や演習等の教育補助を通じて、教育現場を知る機会を提供している(詳細は第 8 章にて述べる)。

加えて、各学部では、博士後期課程修了者又は単位修得済退学者を非常勤講師として任用し、教育経験の機会を提供している。特に社会学部においては、博士後期課程の在籍学生に対しても教育経験の機会を与えることを目的として、特定科目については科目担当の機会

を提供している(資料6-8)。

■2023 年度末時点の状況■

他大学におけるプレFDの情報を博士後期課程学生に年に3~4回提供している。

＜学生の正課外活動を充実させるための支援＞

学生の正課外活動に対する支援としては、学生支援センターを通じて全学生を対象とした「学生教育研究災害傷害保険」に加入しており、大学が費用を負担している。

また、新入生ガイダンスでは、飲酒、喫煙、ハラスメント等に関する啓発を行っている。さらに、課外活動奨励奨学金及び課外活動等支援金の給付、大学父母の会からの支援金による学生団体の要望に応じた備品購入等の経済的支援に加え、大学施設・物品の貸出を行っている(資料7-44)。

そのほか、学園祭の実施にあたっては、「白雉祭実行委員会」が組織され、学生が自主的に運営するとともに大学側とも協議をしながら進めている。また、1950年から毎年10月に学習院大学、成蹊大学、成城大学とスポーツを通して大学及び学生間の交流を深める目的で四大学運動競技大会(以下「四大戦」という。)を開催している。毎年5月頃から学内運動競技大会として予選会を開催し、秋の四大戦を迎える。本大会は学生だけでなく教職員も参加している。各大学が一年交代の持ち回りで当番校を務めており、当該大学の学生だけでなく四大学の学生と教職員が協働で大会の運営にあたっている(資料1-10 p.8)。

さらに、ボランティア活動に対する支援としては、地域や団体からのボランティア募集案内を学内掲示板に掲示し、学生に周知している。

＜学生の要望に対応した学生支援＞

在学生の代表である学友会本部から提出される「意見の広場」で出された学生の質問や要望を、学生生活課が取りまとめて該当部局に回答を依頼し、その回答については、年1回開催される「学生大会」にて、学友会本部から在学生に対し報告がなされている(資料7-45)。このほかにも、学生生活課が学生本部団体や課外活動団体と日常的にコミュニケーションを取っており、現状の確認や要望を把握し、学生支援センター委員会等で適宜対応している。なお、学生支援センター委員会では判断できない要望については、学長に報告し、対応している。

そのほか、卒業時調査等の学生アンケートの結果については、内部質保証委員会にて検討し、学部長・研究科委員長とも協議のうえ、改善案を策定している。改善策については、大学協議会を経て、教授会・研究科委員会及び職員対象の大学協議会報告会を通じて、教職員に周知している。

例えば、卒業時アンケートの自由記述にあった情報処理ソフトの購入について、情報・メディア教育センターで検討の上、実際の購入に至った。

大学院生に対しては、大学院懇談会において教育研究環境に関する要望を聴取し、必要に応じて関連部局に対応を依頼している。懇談会の内容については、毎年度作成しているFD活動報告書に掲載し、学内で情報を共有している。また、大学庶務課では、大学院生の総意を院生会代表者がまとめた要望書の提出を受けて、内容を精査の上、対応している(資料7-

46 資料 7-47)。

■2023 年度末時点の状況■

卒業時調査(4 年次生対象)の自由記述に記載された要望等については、所管部局からの回答をとりまとめ、学修支援ポータルサイトを通じて在学生にフィードバックしている。また、卒業要件や履修条件等の複雑さに起因する改善要望が複数年度にわたってあげられていたことから、次期カリキュラム策定の際に見直すよう学長より各学部へ指示がなされた(資料:2023 年度第 6 回内部質保証委員会議事録、2023 年度第 4 回大学協議会 B-7、第 5 回大学執行部会議 II-(1))。

2023 年度の大学院懇談会は大学院生からの要望により行われなかったが、大学院生を対象に年に 2 回アンケート調査を行い、学生からの意見に対する各部署からの回答を院生代表にフィードバックした(資料:大学院の研究環境に関するアンケート結果)。

ダイバーシティセンターでは、配慮申請のあった学生には、学期途中にモニタリング面談を実施し、必要に応じて配慮内容の再検討等を実施している。なお、同センターが行った学生支援に関し、学生及び教職員等からの疑義・不服等を受け付けるための窓口(「ダイバーシティセンターに関する第三者委員会」)を設置した。センターと学生又は教職員等の話し合いで解決できない場合、大学は必要に応じて、第三者(大学内、大学外を問わない)による委員会を立ち上げ、調整を行うことができる(資料:武蔵大学ダイバーシティセンター規程、「ダイバーシティセンターに関する第三者委員会について」)。

点検・評価項目③: 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1: 学生支援の適切性について、適切な根拠(資料、情報)に基づき、定期的に点検・評価を実施しているか。

評価の視点 2: 点検・評価結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

< 学生支援の適切性に関する定期的な点検・評価 >

学生支援の適切性についての点検・評価は、各学部・研究科や教務部、学生支援センター、グローバル教育センター、キャリア支援センター等の関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて実施している。

また、各種の学生調査を実施しており、4 年次生を対象とした卒業時調査では「あなたの学生生活は充実していましたか」という設問に対し、2019 年度の調査では「充実していた」と「まあまあ充実していた」の合計が 93.5%となっている。卒業 5 年、10 年、15 年後の卒業生への卒業後調査においても「とても満足」と「満足」の合計が 85.6%となっており、学生の学生生活への満足度は非常に高い水準にある(資料 2-23【Web】)。

各部局による自己点検・評価結果は、各部局において改善・向上のための取組に活用するとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からも点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会へ報告する。内部質保証委員会は、改善が必要と判断した事項について

改善案を策定し、各部局に改善に向けた取組を指示する。このほか、キャリア支援センターでは、点検・評価の一環として「キャリア支援センターアニュアルレポート」を作成し、卒業生の就職活動の記録やキャリア支援センターの活動記録を取りまとめている。

自己点検・評価結果に基づく、改善に向けた取組の一例として、研究科では学生からの要望に応じて、学生も投稿できる研究科紀要の発刊や、大学院修了生に対する就職活動支援の充実について検討している。

また、障害のある学生に対する支援については、一層の制度的充実が必要と学長が判断し、2014 年度に修学支援コーディネーター（現：障害学生支援コーディネーター）の配置に至った（資料 7-48）。また 2020 年度には、2019 年度事業報告による点検・評価の結果、ダイバーシティの観点も取り入れた多様化した学生への支援が全学的に取り組むべき課題と判断され、学長の指示のもと、部局を越えた全学的なワーキンググループを設置し改善に向けて取り組むこととなった（資料 2-8-4）。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

学生支援の適切性についての点検・評価は、関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて実施しているほか、毎年度実施している学生調査の結果も大学協議会を通じてフィードバックし、卒業時調査の自由記述については学生からの要望に対して各部局にて検討のうえ回答を作成している。

4 年次生を対象とした卒業時調査では「あなたの学生生活は充実していましたか」という設問に対し、2022 年度の調査では「充実していた」と「まあまあ充実していた」の合計が 8 割強となっている。卒業 5 年、10 年、15 年後の卒業生への卒業後調査においても「とても満足」と「満足」の合計が 8 割以上となっており、学生の学生生活への満足度は引き続き高い水準にある。

ダイバーシティセンターでは、配慮依頼文を发出した授業担当者には学期ごとにアンケートを実施し、センター委員会で結果を報告した。ダイバーシティセンターは 2023 年度新設のため、年間の検証は 2024 年度に実施予定である（資料：2023 年度第 5 回、第 10 回センター委員会資料）。

キャリア支援については、毎年作成しているアニュアルレポートにて、進路実績、支援活動などを幅広くデータに基づきまとめており、特に近年は経年での変化や就職できなかった学生の状況などもページを割き、学長定例会議でも報告するなどしている（資料：2023 年度アニュアルレポート、学長定例会報告資料）。なお、4 年次生の進路決定届け提出時のアンケートにおいて、就職先に納得している学生の割合は 97%であった（資料：2023 年度アニュアルレポート p. 5）。

基準 8 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を適切に明示しているか。

＜大学の理念・目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の明示＞

2018 年度に「建学の三理想」及び大学の教育の基本目標を踏まえ、「教育研究等に関する各種方針」の一つとして「教育研究環境に関する方針」を定め、大学 Web サイトを通じて学内外に公表している(資料 8-1【Web】)。本方針においては、教育研究を支援するための環境整備に関し、学生の学修や教員の研究活動の推進だけでなく、社会に開かれた大学となるよう学内資源の有効活用や多様性に配慮したユニバーサルデザイン化について定めている。さらに、この方針に基づいた環境整備については、第三次中期計画の施策としても掲げられている。

【教育研究環境に関する方針】

1. 学生の学修、教員の研究活動を推進し、社会に開かれた大学となるよう学内の各種資源を活用し、教育研究環境を整備する
2. 学生、教職員の安全、利便性に配慮し、自然と文化を尊重した環境整備を行う
3. 障害や LGBT 等、多様性にも配慮し、計画的にユニバーサルデザイン化等を進める
4. 教育研究活動が円滑に行えるよう、必要な質・量の図書、学術情報サービス、情報ネットワーク環境等を整備するとともに十分なスペースを提供する

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の概要及び管理はどのようなになっているか。

- ネットワーク環境や情報通信技術 (ICT) 等機器、備品等の整備
- 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：学生及び教職員の情報倫理の確立に関して、どのような取り組みを行っているか。

＜施設、設備の概要、維持及び管理＞

本学の校地は東京都練馬区にある江古田キャンパスと埼玉県朝霞市にある朝霞グラウンドから成っており、大学設置基準等の法令上必要な要件を満たしている(大学基礎データ表 1)。

施設、設備の維持、管理については、「学校法人根津育英会武蔵学園施設等管理規程」に基づき、施設課が行っている。また、専門会社と業務委託契約を取り交わし、定期的に点検を行い、不具合の発見・修繕に努めている。さらに、建物ライフサイクルコスト(LCC)の試算に基づき、施設課にて修繕計画を策定している。なお、学園の大講堂及び大学3号館は、公益財団法人ロングライフビル推進協会(BELCA)の主催する「BELCA 賞」のロングライフ部門にも選ばれており、歴史ある建物を大切にしつつ、利用者の利便性にも配慮した改修を行っている(資料 8-2)。

＜ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等を含む施設、設備の整備状況＞

「学校法人根津育英会武蔵学園ネットワーク利用規程」に基づき、情報ネットワークの円滑かつ効果的な運用を進めている。具体的には、ネットワーク環境としては学内の無線ネットワークを整備し、学内の全ての場所から利用可能としている。また、国際的なネットワークローミング利用の仕組みである Eduroam に参加している。さらに、学外とのデータ回線通信量の増大を踏まえ、学術情報ネットワーク(SINET)を利用するための環境を整備した(資料 8-3)。

教育用インフラについては、コンピュータ教室やGSルーム等を含む情報処理学習施設を13室、語学学習施設を2室設けている(大学基礎データ表 1)。なお、2020年度までは、語学学習施設として、語学学習用のコンピュータ教室2室のみを対象としていたが、大学新棟(大学11号館)建設にともなう跡地利用検討のため、あらためて既存教室の利用実態を確認した結果、現在ライティング・ルームとして使用されている施設も該当すると判断し、2021年度より、語学学習施設に含めることとなった。

そのほか、Office ツール(Word、Excel、PowerPoint 等)や統計ソフト(R、SPSS)等、授業で使用頻度の高いアプリケーションソフトを整備するとともに、プリンターも各所に配置して、レポート等の印刷にも対応できるようになっている(大学基礎データ表 1)。

また、4年次生を対象とした卒業時調査において、コンピュータの施設や設備の満足度を設問として設けているが、2019年度卒業時調査においては「とても満足」と「満足」の合計が80.7%となっており、学生のコンピュータの施設、設備に対する満足度はおおむね高い水準にある(資料 2-23【Web】)。

さらに、2020年度においてはCOVID-19の感染拡大により、前学期の全ての授業をオンライン授業とすることが決定したため、情報・メディア教育センターにてオンライン授業のための環境を整備した。例えば、オンライン授業向けツールとして従来から用いていた学習支援ポータルサイト、Google Classroom、Microsoft 365に加え、Zoom、USBカメラといったオンライン授業のためのツールを購入し提供するとともに、教員向けにオンライン授業の実施に関する説明動画や自主トレーニング会場をGoogleポータルサイト上に設置した。学生に向けては、オンライン授業に関する概要説明や事前に準備するものの周知、オンライン授業に慣れるためのトレーニング環境等を教員と同様にGoogleポータルサイト上に設置し

た。そのほか、オンライン授業実施にあたって、自宅にオンライン授業に対応できる環境が整備されていない学生に対して、パソコンやモバイルルータを大学で購入し、貸出や通信費用の負担等を行った(資料 8-4)。

■2023 年度末時点の状況■

コロナ禍を経て学生が個人用 PC を持参(Bring Your Own Device : BYOD)し学内ネットワークに接続する機会が増えたため、キャンパス内ネットワーク及びインターネット回線の増強を行った。あわせて、学生が持参した PC から学内に設置されたプリンターで印刷が可能なよう、BYOD 対応印刷管理システムを 2023 年度末までに構築した。

また、2024 年度新入生より個人用 PC を持参することが推奨されることに対して、学内コンピュータ設置教室の見直しが進められており、語学学習施設となっている CALL 教室については本学として望ましい語学教育環境について検討が行われている。

その他、自然災害(特に落雷)等によるネットワーク障害に迅速に対応できるようにするため、更新の際に余剰となった機器についても再転用できる準備を行い、障害発生によるネットワーク停止時間を極力短くできる準備を行っている。

さらに、ネットワーク回線に関しては、信頼できるベンダーのデータセンタに機器を設置することで物理的セキュリティを確保し、さらに各所に Firewall 機器を設置することで、情報通信のセキュリティ確保に努めている。

ネットワーク環境や各種サーバについては常時監視を行い、不正通信の早期発見、機器異常の早期発見等に努めている。

<バリアフリーへの対応や利用者の快適性への配慮>

「教育研究環境に関する方針」において「障害や LGBT 等、多様性にも配慮し、計画的にユニバーサルデザイン化等を進める」と定めるとともに、第三次中期計画の施策としても「既存施設等のユニバーサルデザイン化を推進する」を掲げ、スロープやエレベーターの設置、自動ドアへの改修等、既存施設のユニバーサルデザイン化を進めている。出入口やトイレ等、車椅子での移動や利用が全施設で可能になることを優先的課題として取り組んでおり、改修等にあたっては、学生生活課が学生の施設利用状況等を確認し、施設課と調整の上、優先順位等を決定している(資料 8-5)。さらに、「バリアフリー状況マップ」を作成し、大学 Web サイトに公表している(資料 8-6【Web】)。

また、学園組織として設置している環境委員会の審議を経て、武蔵学園校地内全面禁煙宣言が制定され、受動喫煙による学生・生徒、教職員及び学園内外の関係者の健康被害を防止するため、2020 年 4 月より校地内全面禁煙とした(資料 8-7 資料 8-8)。

■2023 年度末時点の状況■

学内のバリアフリー状況を調査し、「武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表」「武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧」を作成した(資料:「武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表」「武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧」)。

また、近隣において練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例により禁止されている道路、公園などの公共の場所での歩行喫煙とたばこのポイ捨てを行う学生が目立つようになり、

2023 年 7 月 1 日よりキャンパス内に特定屋外喫煙場所を 2 か所設置した。

<施設、設備等の安全及び衛生の確保>

施設の安全確保については、毎年度の建築設備定期検査及び 3 年毎に建築基準法で定める建築物定期調査を実施し、不備があった場合は安全性を最優先に対応している。衛生面についても専門会社と業務委託契約を取り交わし、定期清掃を行う等、設備の衛生状態を保っている。

学生の課外活動に関連する施設については、毎年 4 月に行われる「課外活動代表者ガイダンス」で、学生生活課から大学の施設・設備の利用方法や管理について説明している。その上で、江古田校地については、毎年 4 月に大学 10 号館にある学生団体の部室に立ち入り点検を実施し、点検後、問題のある団体に対して指導している。また、大学 4 号館青山ホール、大学 10 号館練習室、洗濯室等の貸出施設については、長期休暇期間を利用して学生生活課が利用状況を点検している。朝霞グラウンドについては、教育的配慮から課外活動用の施設の清掃を学生の使用団体に実施させており、共有部分についても使用団体の当番制によって清掃している。さらに、貸出施設を含む建物は業者による定期清掃を実施する等、衛生面に配慮している。

そのほか、大学 10 号館トレーニング室には、専門知識のあるトレーナーが常駐しており、機器に異常がある場合はトレーナーからの連絡を受けて施設課が対応している。さらに、年一回の定期点検をする等、安全性を確保している。

2020 年度は COVID-19 の感染拡大への対応として、対面授業を実施する場合は、感染対策用備品を用意し、授業時間ごとに教員に配付した。また、密な空間を避けるため、換気設備を整備した。

■2023 年度末時点の状況■

2020 年度の COVID-19 の感染拡大への対応のうち、対面授業用の感染対策用備品の教員への配付は段階的に取りやめた。ただし、密な空間を避けるための換気設備は引き続き活用している。

<学生の自主的な学習を促進するための環境の整備>

学生の自主的な学習を促進するための自習スペースについては履修要項に「自習ルームの案内」を掲載している(資料 1-9-1 pp. 37-38)。

また、グループワーク、卒業論文の執筆、PC の利用等、各学部の学問領域の特徴に即して必要な設備を整えた GS ルームでは、グループワークや卒業論文の執筆、PC の利用等が可能となっている。GS ルームは学部ごとに業務運用マニュアルを作成の上、運用している。例えば経済学部では、企業のボードルームを再現した仮想企業スペースを設けており、学生のプレゼンテーションの場としても利用されている。また、社会学部メディア社会学科では、制作・編集環境を整備し、専用機材の貸出を行っている。なお、大学院生に対しては、大学院院生室を設け、専用の研究環境を整備、提供している。利用時間等については、大学院履修要項に掲載している(資料 1-9-5 p. 92)。

そのほか、MCV はバリアフリー化されており、誰でも自由に利用することが可能となって

いる。また、語学学習のための書籍や DVD、留学のための資料や情報収集のためのネットワーク環境を整えている。さらに、利用学生をサポートする外国人スタッフや、留学生・学部生による学生スタッフも常駐している(資料 7-13【Web】)。

大学図書館本館 3 階にはディスカッションスペースを設けている。移動可能な椅子・机のほか、ホワイトボード、プロジェクタが設置されており、貸出ノートパソコンも事前予約なしで利用することができ、グループ学習やディスカッション等の自主的な学習を可能としている。

さらに、2021 年秋に竣工予定の大学新棟(大学 11 号館)には、各学部の GS ルームフロアや全学生を対象としたラーニングコモンズフロアを設置し、学生の自主的な学習を促進するための環境を拡充する予定である(資料 8-9)。

なお、2020 年度は、後学期からオンライン授業と対面授業を併用することになったため、同日に対面授業とオンライン授業が重なっている学生や自宅の通信環境に問題がある学生、ゼミナール等でグループワークが必要な学生を対象に学内に自習室(自習スペース)を設けた。この自習室は、教室定員の 3 分の 1 から 4 分の 1 程度の利用人数にする等の感染防止対策を講じ、予約なしで利用できるスペースと予約制の 2 パターンを設けた(資料 8-10)。

■2023 年度末時点の状況■

2022 年 4 月より大学 11 号館の 3、4 階に全学生を対象としたラーニングコモンズ、学部ごとのエリアを設けた GS ルームを開設し、学生の自主的な学習を促進するための環境を拡充した。

<学生及び教職員の情報倫理の確立に関する取組>

ネットワーク利用に関しては、「学校法人根津育英会武蔵学園ネットワーク利用規程」にネットワーク利用に関する遵守事項を規定している(資料 8-3)。また、学生及び教職員に対して情報モラルやセキュリティに関する研修を行っており、毎年度、学生に対しては入学時のガイダンス、教員に対しては情報セキュリティ研修、職員に対しては職員全体研修にて実施している(資料 8-11 資料 8-12 資料 8-13)。

そのほか、学生に対しては、総合科目や各学部の 1 年次生を対象とした基礎的科目に、情報リテラシー等に関する授業を開設している。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書館資料の整備と図書利用環境の整備はどのようになっているか。

- 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- 学術情報へのアクセスに関する対応
- 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配

置しているか。

<図書館資料とそのほかの学術情報資料の整備状況>

大学図書館本館と、主に洋書を所蔵している洋書プラザを設置しており、蔵書数は 791,445 冊(高中図書館蔵書を含む)となっている。また、4,617 種類の学術雑誌、10,184 種類の電子ジャーナルを所有している(大学基礎データ表 1)。

大学図書館資料の収集及び管理については、「武蔵大学図書館資料管理規程」に基づき行っている。参考図書、教育用図書館資料の選書及び推薦は、大学図書館において月次に開催している「選書会」にて行っている(資料 8-14)。近年では、学園の戦略的事項であるグローバル化に対応して日本語以外の文献等の充実を目標としており、2017 年度からは、武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業への申請等を活用し、拡充している。また、就職・キャリアコーナーの選書にあたってはキャリア支援センターと連携し、就職活動に必要な資料や業界研究に関する資料を配置している。さらに、大学図書館のデータベースについては、有料コンテンツも含め、大学図書館以外の学内の PC からアクセスを可能とし、一部のデータベースについては、学外からのアクセスも可能としている。蔵書は、OPAC(Online Public Access Catalog)での検索が可能となっており、利用者は Web を通じて館外から利用状況の確認や予約、マイフォルダによる資料リストの作成や検索条件の保存が可能となっている(資料 8-15【Web】)。

■2023 年度末時点の状況■

2023 年度末の蔵書数は 821,521 冊(高中図書館蔵書を含む)、学術雑誌は 4,609 種類、電子ジャーナル 9,884 種類である。2020 年 12 月からは電子書籍も利用できるようになり、2023 年度末時点での買い切り累計数は 210 点、学外からも利用可能である(資料：2023 年度蔵書統計(除籍後)、2023 年度雑誌業務統計、2023 年度 JUSTICE 契約状況調査 回答票-A、2023 年度 電子書籍リスト)。

また、日本語以外の文献等の充実については、2017 年度～2021 年度は学長裁量経費、臨時費などを活用し拡充していたが、2022 年度以降は経常費の中で購入している。

2023 年度に購入した図書のうち洋書は 1,324 冊で、総購入冊数 5,310 冊の約 25%を占めている(資料：2023 年度受入図書統計)。

2023 年度契約データベース 23 件のうち、20 件は学外からのアクセスが可能となっている。

また、「学校法人根津育英会武蔵学園経理規程」の改正を受け、「武蔵大学図書館資料管理規程」「武蔵大学図書館貴重図書及び特別図書認定基準」「武蔵大学図書館貴重図書及び特別図書認定及び取扱細則」の改正を行った(資料：2023 年度第 9 回大学協議会 A-2, A-3, A-4)。

<国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備>

「国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用に関する細則」に基づき、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用が可能となっている(資料 8-16)。

国立情報学研究所の Webcat Plus や CiNii Articles といった学術コンテンツについては、必要に応じ、ゼミガイダンス等で利用方法について説明するとともに、使い方ガイドの

パンフレットを作成し配付している。また、2019 年度に五大学図書館相互利用に関する協定書を締結し、これまでの四大学(本学、学習院大学、成蹊大学、成城大学)に加え、甲南大学との図書館の相互利用も可能となった。また、TUJ との相互利用も行っている(資料 8-17 pp. 34-35)。そのほか、本学が所蔵していない文献等の貸借や複写については、図書館間相互貸借サービス(ILL システム)を利用している。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

WebcatPlus は 2024 年 3 月末でサービス終了、CiNii Articles は CiNii Research に統合されたため、ガイダンス等では紹介するサービスを CiNii Research に変更して利用方法の説明を行っている。

使い方の操作ガイド類は館内での配付に加え、図書館サイト、Google ドライブなどでも提供している。また、図書館の利用方法、文献の探し方を紹介する動画も学内限定コンテンツとして整備している。

＜学生の学習に配慮した利用環境の整備＞

大学図書館利用に関する必要事項については、「武蔵大学図書館利用規程」及び「武蔵大学図書館利用細則」に定めている(「武蔵大学図書館利用規程」は 2021 年度より「武蔵大学図書館利用内規」に改正)。通常期間の開館時間は、平日 9 時から 20 時としているが、学生の利用状況の増加に鑑み、2018 年度は試行的に大学図書館本館 3 階のみ 1 時間延長し、9 時から 21 時までとした。また、卒業論文作成時期等、利用者の増加が見込まれる 11 月、12 月について日曜・祝日の一部を開館日としたところ、一定の利用者があったため、2020 年度についても 11 月は日曜日も開館した。このような状況を踏まえ、2021 年度からは大学図書館本館の通常期間の開館時間を 20 時から 21 時へと変更することが決定した。このように、大学図書館利用者数に基づき図書館委員会で検討のうえ、開館時間の延長や開館日を増やす等の措置をとり、学生が利用しやすい環境を整備している(資料 8-18 資料 8-19 資料 8-15【Web】)。

館内座席数は 443 席(洋書プラザを含めると 471 席)となっており、大学図書館本館のみで 2020 年度の学部収容定員(3,996 名)の約 11.1%を確保している。2019 年度の開館日数については 284 日、学部生への平均貸出冊数は 9.0 冊となっている(資料 8-17 p. 25, p. 27, p. 42)。

また、4 年次生を対象とした卒業時調査において、大学図書館の設備(蔵書やレファレンスサービス)の満足度を設問として設けているが、2019 年度卒業時調査においては「とても満足」と「満足」の合計が 78.4%となっており、学生の大学図書館に対する満足度はおおむね高い水準にある(資料 2-23【Web】)。

2020 年度においては、COVID-19 の感染拡大により、4 月から学内入構が制限されたため、学生と教員に対して宅配便又は郵便での図書の貸出・文献複写物の送付を行った。6 月初旬からは、条件付きであるが予約制で人数や利用時間を制限した上で入館を再開し、11 月からは予約なしで利用可能とした(資料 8-20)。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

2023 年度末の館内座席数は 476 席（洋書プラザを含めると 504 席）、2023 年度の開館日数は 280 日、学部生への平均貸出冊数は 6.4 冊である。

2022 年度卒業時調査における同項目の満足度は、71.9%とやや満足度が低下している。コロナ禍を経て大きく変化している学生・教員のニーズを正しく把握し、求められている図書館サービスを迅速かつ的確に再構築していくことが今後の課題である（資料：調査回答用基礎データ（2024 年 5 月 1 日現在）、2024 年度第 2 回図書館委員資料）。

＜図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置＞

大学図書館は専任職員と業務委託による委託職員で運営している。専任職員は全員図書館司書の資格を有し、委託職員についても、契約条件により 8 割が図書館司書の有資格者である。また、提供するデータベースのうち、可能なものについては提供会社によるガイダンスを職員向けに実施しており、常に新しい知識を共有する体制を整備している。これに加えて、学生に対しても各データベースについてのガイダンスや、職員による新入生やゼミナール単位での図書館ガイダンス等も実施し、学習支援、就職活動支援を行っている（資料 8-17 pp. 21-23）。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

コロナ禍以降、新入生を対象とした対面での図書館ガイダンスは実施しておらず、代わりに動画や各種ガイド類の提供を行っている。就職活動支援については、企業情報データベースの使い方、情報の見方などを案内するガイダンスを実施してきたが、受講者が少ないため 2024 年度からはレファレンスカウンターでの個別対応に変更することとした。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件を整備しているか。

- 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- 研究費の適切な支給
- 外部資金獲得のための支援
- 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

＜大学としての研究に対する基本的な考えの明示＞

第三次中期計画において、国際的な研究分野への参加促進を施策に挙げている。さらに、それを支える研究支援に関しては、2018 年度に「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づき、「研究支援に関する方針」を定め、大学 Web サイトを通じて学内外に公表している（資料 8-21 【Web】）。

【研究支援に関する方針】

1. 教員の国際的な研究力向上のため、研修制度、研究助成、研究スペースの充実に努める
2. 研究活動の成果を学内外に還元するための機会を設ける
3. 適切な研究が行われるよう研究倫理に関する諸規程を設けるとともに、研究不正防止のための研究倫理教育を徹底する
4. 研究費の適切な執行及び管理が行われるようチェック体制を強化する

＜研究費の適切な支給＞

教員に対する研究費については、毎年度、全専任教員（特別専任外国語講師除く）を対象として個人研究費及び個人研究手当を支給している（大学基礎データ表 8 資料 8-22 資料 8-23）。

さらに、全学的な研究費としては、総合研究所プロジェクトを設け、研究内容に応じて研究費を支給している。2020 年度の総合研究所プロジェクトの採択結果は統一テーマ 13 件、自由テーマ 31 件であった（資料 8-24 資料 8-25）。

そのほか、出版費の一部助成や国外の学会出張旅費の一部補助を行っている（資料 8-26 資料 8-27）。

経済学部においては、このほかに、国際会議・国際的学術交流のために必要とする欧文のディスカッション・ペーパーの刊行に係る費用の一部助成を行うディスカッション・ペーパー刊行助成や学術交流のために必要とするワーキング・ペーパーの作成に係る費用の一部助成を行うワーキング・ペーパー刊行助成といった独自の研究費を設けている。

また、2019 年度より、「武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業」の対象事業として研究分野を追加し、2021 年度は、①国際的な研究調査支援事業、②研究集会・シンポジウム等への支援事業、③図書・報告書等の公表のための支援事業、④学会開催支援事業、⑤テニユアトラック教員に対する支援事業、⑥ライフイベント等により研究を中断した専任教員に対する支援事業、⑦中期計画に資する取組の 7 項目を支援対象とした（資料 8-28 資料 8-29）。

■2023 年度末時点の状況■

2022 年度より出版助成制度を廃止し、本学の専任教員が著した書籍等を買取り、関連する研究者や研究機関に献本することを通じ本学の研究成果を公表する、研究成果の公表制度に移行した。

なお、2023 年度総研プロジェクトの採択結果は、統一テーマ 13 件、自由テーマ 27 件、計 40 件であった。

＜外部資金獲得のための支援＞

科学研究費助成事業への応募について、「武蔵大学科学研究費助成事業事務取扱規程」及び「科学研究費助成事業経費等取扱要領」に基づき、研究支援課が応募に際しての各種支援を行っている（資料 8-30 資料 8-31）。具体的には、応募に先立ち、例年 10 月に公募要領、応募書類の作成等に関する説明会を行っている。また、個別に研究計画書のチェックを希望する教員に対して、必要事項の遺漏の有無や経費算出の誤りの有無をチェックする等の支

援を行っている。

■2023 年度末時点の状況■

科学研究費助成事業への応募のスケジュール変更に伴い、2023 年度より、公募要領や応募書類の作成等に関する説明会を 7 月に実施している。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障>

教員の研究室については、全専任教員に対して必要な備品類等を備えた個人研究室を割り当て、助教に関しては共同の研究室を割り当てている(大学基礎データ表 1)。

専任教員の研究時間の確保については、「専任教員責任時間規程」に基づき、出講日数を週 3 日以上、週当たりの基準授業時間を週 5 コマ(10 時間)とするとともに、学内業務の役割に応じて基準授業時間を軽減する措置も講じている(資料 6-11)。

研究専念期間の保障については、「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程」及び「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する運用内規」に基づき、特別研究員として国外又は国内において調査、研究を行うための長期研修制度を設けている。特別研究員には、本学研修費により実施する特別研究員Ⅰのほか、国内の公的機関から招聘を受け、本学研修費で国内を研究拠点とする特別研究員Ⅱ、政府、そのほかの公的機関等からの給費を伴う国外派遣又は国外招聘を受けた上で国外を研究拠点とする特別研究員Ⅲを設けている。特別研究員の選考にあたっては「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程」第 8 条で定める人数や第 6 条で定める授業計画における教育の質保証に十分配慮した上で、審査を行っている(資料 6-30 資料 8-32)。

■2023 年度末時点の状況■

国際教養学部には所属する専任教員の研修開始時期については、研修拠点の如何を問わず、学年暦と教育課程の編成に応じた設定を認めることとし、「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程」を 2021 年 9 月 30 日に一部改正した。

また、国際教養学部の設置やリベラルアーツアンド教育センター副センター長の役職を設けたこと等を受け、「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する運用内規」の一部改正を行った。

<ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制>

授業の教育効果を高めることを目的として、TA を配置している。TA は原則として本学の大学院生の中から採用している(資料 8-33)。TA は授業資料の作成や配付の補助、学部学生の演習授業のレジュメ作成やディスカッションの際の助言等、学習サポートを担当している。

さらに、2018 年度より学部学生を対象とした SA についても制度を導入し、授業の教育効果を高めるとともに、担当学生の成長と経済的支援を目的としている(資料 8-34)。SA は原則として、当該科目の単位を修得済であり、かつ成績優秀者から採用している。これら TA、SA のサポートにより、教員の授業負担を軽減し、授業の教育効果を高めている。

そのほか、武蔵大学総合研究所が行う研究活動を補助するリサーチ・アシスタント(RA)を配置しており、総合研究所の研究員(奨励研究員含む)及び本学大学院博士後期課程の在学生から採用している(資料 8-35)。

■2023 年度末時点の状況■

国際教養学部経済経営専攻の科目では SA の活用により、学生からの質問受付や指導の強化を行っている。

TA については、大学設置基準の改正に伴い、業務内容を変更し、研修等の受講を義務付けた(資料:2023 年度第 11 回大学協議会資料 A-2)。

その他、武蔵大学総合研究機構研究員の定義及び種類、専門研究員の申請資格等を明確化するため、「武蔵大学総合研究機構研究員に関する内規」を一部改正した(資料:2023 年度第 8 回大学協議会資料 A-8)。

なお、奨励研究員の新規募集は 2016 年度をもって終了し、現在は廃止している。

点検・評価項目⑤:研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1:研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みを行っているか。

- 規程の整備
- 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)
- 研究倫理に関する学内審査機関の整備

＜研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程＞

研究倫理に関しては、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、「武蔵大学研究倫理規程」を定め、本学で研究活動に従事するすべての研究者が遵守すべき事項について規定している。さらに、特に人を対象とする研究に関しては「武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」を定めている(資料 8-36 資料 8-37)。

研究活動における不正防止に関しては、「武蔵大学研究倫理規程」第 4 条に定めるとともに、「武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における対応について規定している(資料 8-36 資料 8-38 資料 8-39)。さらに、公的研究費に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正)」に基づき、「武蔵大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」を明示し、各責任者の役割等については、「武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程」を定めている。また、この基本方針に基づき、「武蔵大学公的研究費不正防止計画」を作成している(資料 8-40 資料 8-41 資料 8-42)。

■2023 年度末時点の状況■

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が 2021 年 2 月 1 日に改正されたことに伴い、「武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等

に関する規程」、「武蔵大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」、「武蔵大学公的研究費不正防止計画」「武蔵大学における研究データ等の保存及び管理に関する規程」をそれぞれ改定した。

＜研究倫理確立のための機会の提供＞

教員に対する研究倫理教育としては、全専任教員に対して「研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics)」の受講を義務付けている。また、毎年 4 月に経費の取扱いや不正使用の実例、本学における不正防止の取組等に関する説明会を実施し、科研費採択者や事務取扱者等の出席を義務付けている(資料 8-43)。

2020 年度より、学生に対しても研究倫理教育を開始した。大学院生に対しては、日本学術振興会『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』テキスト版を配付し、通読させている(資料 8-44)。学部生に対しては、研究活動における不正行為と武蔵大学における取組に関する文書を全学生向けに学習支援ポータルサイトを通じて配信している(資料 8-45)。

そのほか、職員に対しても、大学院生同様『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』を配付して通読させている。

＜研究倫理に関する学内審査機関の整備＞

人を対象とする研究に関しては、2018 年度に「武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」及び「武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」を制定し、手続を定めた(資料 8-37 資料 8-46)。なお、人を対象とする研究については、履修要項へ掲載し、学生に周知している(資料 1-9-1 p. 38 資料 1-9-5 p. 93)。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：教育研究等環境の適切性について、適切な根拠(資料、情報)に基づき、定期的に点検・評価を実施しているか。

評価の視点 2：点検・評価結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜教育研究等環境の適切性に関する点検・評価、改善・向上のための取組＞

教育研究等環境の適切性についての点検・評価は、施設課、情報・メディア教育センター、大学図書館、大学庶務課、研究支援課等の関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて実施している。

各部局による自己点検・評価結果は、各部局において改善・向上のための取組に活用するとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からも点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、改善が必要と判断した事項について改善案を策定し、各部局に改善に向けた取組を指示する。そのほか、大学図書館では、毎年度の大学図書館の利用状況や活動実績等を「大学図書館の動向」として取りまとめている(資料 8-17)。

施設、設備等の管理については、施設課にて修繕計画を策定しているほか、学園組織として設置している環境委員会が環境整備に関する検討を行っている。

改善・向上のための取組の一例として、内部質保証委員会が策定した「2019 年度自己点検・評価に基づく改善方策」において、「科研費の採択状況等、研究分野に関する情報公表範囲を拡充すること」、「特別研究員制度の見直しを行うこと」が示され、特別研究員制度については、海外旅費算出基準を変更し、滞在費、国内支給旅費支給額の上限について見直しを行った。そのほか、2019 年度から「武蔵大学における競争的資金の間接経費取扱に関する規程」に基づき、本学に配分される間接経費について従来は人件費に充当してきたが、本学の研究者の要望を取り入れ、大学全体の研究環境の整備・改善を行うため共通的に使用される物品等に係る経費としても執行できるように改正した(資料 4-31 資料 8-47)。

また、授業評価アンケートや各種学生調査の結果、大学院懇談会等を通じて学生の意見を取り入れた改善を行っている。一例としては、卒業時調査で記述のあった情報処理ソフトの購入について、情報・メディア教育センターで検討の上、購入に至ったことや、大学院院生室のインターネット環境を整備したこと等が挙げられる。

さらに、教育研究環境を充実させるため、学園創立 100 周年を記念して大学新棟(大学 11 号館)の建設を開始した。学生の自主的な学習を促進するためラーニングコモンズを新設するとともに、学生の利便性を考え各学部の GS ルームを移設する。加えて、教室や個人研究室等も新設する予定である(資料 8-9)。

■2023 年度末時点の状況■

大学庶務課では、大学院生の教育研究等の環境についてのアンケート調査を年 2 回行い、大学院生からの意見を踏まえた改善を検討している。

大学図書館では、2022 年度に利用者アンケートを実施し、その結果に基づき、電源コンセントの追加設置、語学関係図書、資格試験用のテキスト・問題集の補充などを行った(資料：【2022 年度】大学図書館に関するアンケート調査(学部生・大学院生回答分)分析・対応報告編)。また、授業時間帯の変更にともない、利用者からレファレンスサービス時間の延長希望があり、2023 年度から時間を 1 時間延長した。

また、2021 年 11 月末に完成した大学 11 号館については、2 階教室の AV 設備構築、4 階 GS ルーム内での PC 利用環境整備(学部要望に応じた PC の常設、PC 貸し出しロッカーの設置、印刷環境の用意)を行い教育研究環境の充実を図った。

基準 9 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示しているか。

＜社会連携・社会貢献に関する方針の明示＞

2018 年度に「建学の三理想」及び教育の基本目標を踏まえ、「教育研究等に関する各種方針」の一つとして「社会連携、社会貢献に関する方針」を定め、大学 Web サイトを通じて学内外に公表している(資料 9-1【Web】)。

【社会連携、社会貢献に関する方針】

1. 地域社会、国際社会に幅広く貢献できる人材を育成する
2. 社会の要請に応じて、行政、自治体及び産業界等と連携し、大学の教育及び研究成果を社会に還元するため、生涯学習や産官学民との連携事業を行う
3. 行政や自治体等、地域社会と連携し、持続可能な地域社会の発展に寄与する

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との連携体制は適切か。

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動により教育研究活動を推進しているか。

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加を行っているか。

＜学外組織との連携体制＞

産学連携の一例として、2018 年 3 月に日本政策金融公庫池袋支店と「地域創生にかかる産学連携の協力推進に関する協定」を締結し、インターンシップ活動等の連携を実施している(資料 9-2【Web】)。

そのほか、株式会社ADK マーケティング・ソリューションズと学術交流協定を締結している。この協定は、学術交流をはじめとする連携と協力を促進するとともに、我が国におけるデータサイエンス活用の裾野を広げ、科学技術及び学術研究・教育の発展に寄与することを目的としている(資料9-3【Web】)。

さらに、地域連携への取組として、キャンパスの所在地である東京都練馬区とは従前より教育研究に関する連携を行っていたが、これまで醸成してきた連携・協力をさらに深化させていくため、2019年9月に練馬区、同じ練馬区に所在地のある日本大学芸術学部、武蔵野音楽大学と「練馬区と区内高等教育機関との包括的な連携・協力に関する協定」を締結した(資

料9-4)。

【協定に基づく連携・協力】

(1) 具体的に連携・協力を進める事業

① 世界都市農業サミット：

事前のPR活動や、サミット関連イベントへの出演などの協力

② 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

100日前イベント、選手壮行会、聖火リレー等のボランティア

③ 江古田カレッジトライアングル

練馬産野菜を使ったメニューの提供、スタンプラリー

(2) 引き続き連携・協力を拡大していく分野

教育、芸術・映像文化、都市農業、防災、国際化・地域交流など

(3) 協議会の設置

4者による協議会を設置し、総合的な協議および調整を行う。

地域連携に関しては、地域社会の発展に寄与するため、担当部局である大学庶務課を中心に2017年から江古田地域の商店街と連携して江古田音楽祭の開催に協力しており、2019年10月には、江古田三大学、江古田9商店会、練馬区等と連携し、「EKO ON !!江古田音楽祭」を開催した(資料9-5 資料9-6【Web】)。

さらに、練馬区民環境行動連絡会のプロジェクトの一つである「江古田ミツバチプロジェクト」では、2010年より本学校舎の屋上を提供し、地域住民や学生とともに大学構内でミツバチを育てる取組を行っている。そこで採取されたハチミツは地域商店街の店舗等で使用され、地域の活性化にも寄与している。また、この活動を通じて毎年度「若者と市民の環境会議」も共催している(資料9-7)。

大学図書館では、地域(練馬区)図書館との連携に取り組み、2019年度には大学図書館セミナーの実施に係る相互協力や地域の図書館でセミナーに関する企画展示を行う等の協働事業を行っている(資料8-17 p.5)。

地域連携にあたっては、練馬区役所との定期的な情報交換や江古田駅周辺地域連絡会に参加し、地域のニーズや社会的な要請について情報交換を行っている。

従来からの連携事業の拡充のため、2019年度より第三次中期計画に新たな施策として「産学官民連携について検討する」を追加した。

■2023年度末時点の状況■

社会学部では学部教育の専門性を活かした地域連携の一つの取り組みとして、「白雉映像祭」を毎年開催し、多数の地域住民が参加している。

人文科学研究科では、第四次中期計画の施策である江古田三大学連携芸術文化プログラムの実施にむけて、三大学大学院における研究連携の実現を模索している。2023年度においては、この一環として、日本大学大学院芸術研究科との単位互換制度の検討を開始した。

地域連携のうち、江古田音楽祭は、コロナ禍の2020年度以降行われていない。江古田ミツバチプロジェクトは、2023年度に学友会登録サークルとなった。

また、2023 年 6 月に練馬区内に「スタジオツアー東京（ハリー・ポッター体験型施設）」が開業されることに伴い、関係機関連絡会が行われている。参加団体は、練馬区、江古田三大学、商店会及び鉄道・バス会社である。

練馬区立図書館との連携は、2020 年度以降はセミナーなどの実施計画がなく、現在休止状態である。

＜社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動＞

本学は、経済学や人文科学・社会科学といった実社会を対象とする学問領域の学部・研究科を設置しており、本学の教育の基本目標では、学びとった知を社会生活に応用し、その実践のなかで得られた体験や問題意識を知の営みに還元すること、すなわち「知と実践の融合」の精神であると掲げている。大学での教育研究の成果を発信していくことや実社会との交流は、本学の教育研究活動にとっても重要な位置付けとなっている。

地域連携事業としては、練馬区との「練馬区・武蔵大学共催公開講座」や「練馬区武蔵大学特別履修生制度」等を含む事業や委員会等に協力している。

「練馬区・武蔵大学共催公開講座」は、本学の講義を地域社会に広く開放し、大学での研究成果を発信するとともに、学びの場を提供する等、本学と地域社会との結びつきを強めることを目的としている。このほかにも、本学主催の公開講座や、大学同窓会との共催による土曜講座、大学図書館セミナー等を開催しており、本学の教員が中心となって講師を担当している（資料 9-8 資料 9-9）。具体例として、第 71 回公開講座（2019 年 9 月～11 月全 4 回開催）には、147 名が参加し各回のアンケート調査では「満足」及び「やや満足」と回答した者の割合が、70.9%～91.7%に達しており、聴講者からの満足度も高い。

2020 年度は COVID-19 の感染拡大により、社会連携・社会貢献事業は関係機関との調整の結果、多くが中止となったものの、感染防止対策を施した上で 2020 年 2 月に「練馬区・武蔵大学共催公開講座」を開催した。COVID-19 の感染拡大の不安がある中、53 名が参加し、実施後のアンケートでは、88.2%が満足と回答した。

「練馬区武蔵大学特別履修生制度」は、練馬区在住者及び在勤者が、学部の正課授業を本学学生とともに 1 年間履修できる制度である。履修料は、履修生、練馬区、本学の三者が負担している。2020 年度については、COVID-19 の感染拡大により、オンライン授業となったため、申込後の履修意思確認を行い、辞退の受付期間を設けた。その結果、2020 年度は辞退者が多くなったが、実績としては、2018 年度 16 名、2019 年度 20 名、2020 年度 10 名となっている（資料 9-10 【Web】）。

研究活動については、練馬区をはじめ地域社会の発展に貢献することを目的に「武蔵コミュニティビジネス研究会」を総合研究所に設置している。この研究会では、毎年度、練馬区と連携してコミュニティビジネスに関する「武蔵コミュニティビジネス講座」を無料で開催している（資料 9-11 【Web】）。

また、2004 年度より毎年、本学の学生が授業の一環として練馬区選挙管理委員会で行われるインターンシップに参加している。参加にあたり、学生は事前に社会人としてのビジネスマナーを身につけることになっている。2018 年度には、東京都選挙管理委員会から、練馬区選挙管理委員会と本学インターンシップ生が共同で取り組んだ若者の投票率向上を目指した啓発活動について感謝状を授与された（資料 9-12）。

そのほか、データサイエンス関連の教育研究活動の促進を目的として、2017年度に武蔵学園データサイエンス研究所を設置した。2018年11月には、設立記念講演会として「データサイエンスの展開～社会科学分野への提言～」をテーマに、アドバイザリーボードによる基調講演及びパネルディスカッションを行った(資料3-12【Web】)。

学生のゼミナール活動として、社会学部の一部のゼミナールでは地域連携に関するテーマを取り上げている。2020年度は、地域メディアと地域づくりをテーマに、学生が全国各地を訪れ、地域づくりに取り組む自治体、企業、NPO・NGO、地域メディア取材し、取材の成果をニュース記事やCATV向けのレポート番組にして発表した。さらに、学生の課外活動の一つとして、2009年度より「講義や実習で得た知識を生かし、社会に向けて自らの知見や主張を積極的に発信していく」という考えに基づき、より現実的で実践的な学びを推進するプロジェクト「武蔵大学社会実践プロジェクト」を発足させ、その一つ「ACプロジェクト」では、公益社団法人ACジャパンが「若い世代が広告制作を通して公共広告への理解を深め、『公』への意識を育むことを目的」(Webより)として設立した「ACジャパン広告学生賞」に毎年応募し、12年連続で入賞している(資料7-20)。

さらに、経済学部ゼミナールの一つでは、大学生が地域住民と協力して考案した観光によるまちづくり活性化プランを競う「大学生観光まちづくりコンテスト」のポスターセッションに2015年度から毎年参加している(資料9-13)。

また、第4章で述べたとおり、産学連携のもと参加企業から提示された課題(CSR報告書の作成)に取り組む「学部横断型課題解決プロジェクト」を全学生を対象に開講している(資料4-19【Web】)。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

2020 年度以降は、大学図書館セミナーは開催していない。

2023 年度に新たに山梨県小菅村と交流・連携に関する協定を締結し、教職課程の合宿等を行っている(資料:「武蔵大学と山梨県小菅村の交流・連携に関する協定書」、2023 年度第3回大学協議会資料A-4)。

本学園のデータサイエンス研究所では、2019 年度より「データサイエンスのフロンティア」と題したインタビューシリーズを開始し、各分野で活躍している専門家と本学教員による対談を行い、Webサイトに掲載している。また講演会については、COVID-19の拡大により2019年度は中止となったものの、その後はオンライン方式やハイブリッド方式に切り替え、外部の専門家を迎えて不定期で実施している。

< 地域交流、国際交流事業への参加 >

国際交流事業の一環として、近隣区立小学校からの要請に応じて、小学校との交流事業を実施しており、2019年度は3校に留学生を派遣した。

具体的には、留学生が英語で出身国等の自己紹介を行い、小学生が日本の伝統文化に関する紹介を行う異文化体験の場となっている(資料9-14)。

このほか、2019年11月には本学との協定校であるオーストラリアのディーキン大学からのスタディーツアーの受入れを行った。具体的には、同大学の学生が来日して、企業や団体が提示した課題に関して調査し、課題解決に向けたプレゼンテーションを行うという、課題

解決型プロジェクト(Work Integrated Learning)である。

2019 年度は、4 つの企業や団体(練馬区役所、東武ホテルレバント東京、ハンズオン東京、Wake Up Japan)からの課題に基づき、同大学の学生が 4 グループに分かれて調査を行い、最終日に調査結果に基づく課題解決に向けた発表を行った。課題例としては、「練馬区民事務所に来庁する外国人が必要な手続を円滑に行うためには、どのような案内表示が効果的か(練馬区役所)」、「旅行でホテルを選択する時の優先基準、利用予約サイト、食事に出かける時に参考にするウェブサイト等について(東武ホテルレバント東京)」等である。このような交流の機会は、ディーキン大学の学生にとってはもちろん、課題提供企業・団体やサポートに入る本学学生にとっても良い学びの機会となっている。

■ 2023 年度末時点の状況 ■

国際交流事業の一環として、近隣区立小学校からの要請に応じて小学校との交流事業を継続して実施しており、2023 年度は 11 月と 2 月、開進第三小学校に留学生を派遣した。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：社会連携・社会貢献の適切性について、適切な根拠(資料、情報)に基づき、定期的に点検・評価を実施しているか。

評価の視点 2：点検・評価結果に基づき、改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

＜社会連携・社会貢献の適切性に関する点検・評価、改善・向上のための取組＞

社会連携・社会貢献活動の適切性についての点検・評価は、大学庶務課、大学図書館、グローバル教育センター等の関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて定期的に適切性に関する点検・評価を実施している。

各部局による自己点検・評価結果は、各部局において改善・向上のための取組に活用するとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からも点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、改善が必要と判断した事項について改善案を策定し、各部局に改善に向けた取組を指示する。個別の取組としては、以下のものが挙げられる。

生涯学習については、第三次中期計画の施策の一つとして「生涯学習、学び直しの機会を提供する(エクステンション・リカレント)」を掲げ、公開講座の在り方を見直している(資料 1-15【Web】)。また、公開講座等においては、必ず受講者アンケートを実施しており、その結果を点検・評価し、公開講座ワーキンググループにて次回のテーマや講師選択等、改善に向けて活用している。

練馬区特別履修生制度については、1 年間の履修修了後に履修者に体験談の提出を義務付け、適切性についての点検・評価を行っている。

資料番号一覧

※報告書本文では資料番号のみ記載

	資料の名称	資料番号
2 内部質保証	武蔵大学内部質保証規程	資料 2-1
	武蔵大学 Web サイト（武蔵大学内部質保証に関する方針）	資料 2-2
	武蔵大学自己点検・評価規程	資料 2-3
	2020 年度自己点検・評価(2019 年度実施分)の基本方針(一部改正)	資料 2-4
	2016(平成 28)年度第 9 回大学協議会議事録(抄)	資料 2-5
	学部・研究科の三つのポリシー策定に関する大学協議会議事録(抜粋)	資料 2-6
	武蔵大学における三つのポリシー策定に関する方針	資料 2-7
	事業報告書に基づく自己点検・評価資料	資料 2-8
	「大学基準」に基づく自己点検・評価資料	資料 2-9
	武蔵大学 Web サイト（自己点検・評価）	資料 2-10
	2020 年度教育プログラムに関する定期的検証について(依頼)	資料 2-11
	2018 年度外部評価結果に基づく改善方針	資料 2-12
	2021 年度授業実施方針(2020 年度第 7 回大学協議会)	資料 2-13
	2020 年度前学期オンライン授業アンケート結果(2020 年 10 月 21 日武蔵大学 FD 委員会)	資料 2-14
	オンライン授業アンケート結果を受けての大学の取組み	資料 2-15
	改善報告書(2018 年 7 月提出)	資料 2-16
	武蔵大学と成城大学との相互評価に関する申し合わせ	資料 2-17
	武蔵大学外部評価委員会規程	資料 2-18
	武蔵大学 Web サイト（大学評価）	資料 2-19
	武蔵大学 Web サイト（教育情報の公表）	資料 2-20
	武蔵大学 Web サイト（研究者情報の公開）	資料 2-21
	武蔵大学 Web サイト（FD (Faculty Development) 活動）	資料 2-22
	武蔵大学 Web サイト（学生調査）	資料 2-23
	2019 年度第 9 回大学協議会議事録（抄）	資料 2-24
	2020 年度第 5 回大学協議会議事録（抄）	資料 2-25
	自己点検・評価の実施方法の変更について	資料 2-26
	自己点検・評価年間スケジュール(2019 年度)	資料 2-27
	平成 29 年度事業報告に関する全学自己点検・評価報告に基づく学長方針	資料 2-28
4 教育課程・学習成果	2021 年度入学試験要項(一般選抜一般方式、大学共通テスト利用方式、総合型選抜筆記方式 3 月入試)	資料 4-1
	2021 年度武蔵大学大学院学生募集要項	資料 4-2
	武蔵大学大学院 ディプロマ・ポリシー 全部改正案(2020 年 2 月 13 日)	資料 4-3
	武蔵大学大学院人文科学研究科教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシー一部改正(2020 年 9 月 17 日)	資料 4-4

武蔵大学大学院人文科学研究科カリキュラム・ポリシー一部改正（2020年9月17日）	資料 4-5
武蔵大学 Web サイト（カリキュラム・マトリックス）	資料 4-6
武蔵大学 Web サイト（履修モデル）	資料 4-7
2020 年度シラバス入稿ガイド	資料 4-8
シラバス（社会学初年次基礎ゼミ・メディア社会学初年次基礎ゼミ）	資料 4-9
『ゼミで学ぶスタディスキル【第3版】』（抜粋）	資料 4-10
2020 年度特色ある初年次教育に対する助成金申請及び交付額（ブレ専門ゼミナール分）	資料 4-11
武蔵大学 Web サイト（ロンドン大学と武蔵大学とのパラレル・ディグリー・プログラム（PDP））	資料 4-12
武蔵大学 Web サイト（グローバル・スタディーズコース（GSC））	資料 4-13
武蔵大学 Web サイト（グローバル・データサイエンス コース（GDS））	資料 4-14
2020 年度後期の英語教育将来構想検討ワーキンググループ実施報告	資料 4-15
武蔵大学 Web サイト（テンプル大学ジャパンキャンパス（TUJ）との提携）	資料 4-16
経済学研究科における大学院改革（中間報告）	資料 4-17
「人文科学研究科入学者定員充足率改善に向けた検討」案（中間報告）〔修正版〕	資料 4-18
武蔵大学 Web サイト（学部横断型ゼミナール・プロジェクト）	資料 4-19
2020 年度教育効果評価委員会報告書〔授業評価アンケート及び学籍情報を用いた定量的分析〕	資料 4-20
授業内容・授業方法・成績評価方法等の変更と周知に関するご対応のお願い	資料 4-21
2020 年度武蔵大学学生による授業評価アンケート（前期・2Q）結果 【Ⅱ】-2	資料 4-22
武蔵大学 2020 年度前期授業運営に関する追加のお願い	資料 4-23
武蔵大学 Web サイト（FD 活動報告書「創造的な教育実践」）	資料 4-24
武蔵大学 Web サイト（2019（平成 31）年度 FD 活動報告書 「アンケート分析結果」）	資料 4-25
2019 年度前期 学生による授業評価アンケート集計・分析結果 2（学部横断型課題解決プロジェクト）	資料 4-26
2019 年度経済院生会主催研究発表会の開催について	資料 4-27
2020 年度武蔵大学大学院人文科学研究科社会学専攻前期課程 修士論文中間報告会	資料 4-28
成績不振者に対する警告文書	資料 4-29
2019 年度履修登録の抽選処理について（確認）	資料 4-30
2019 年度自己点検・評価結果に基づく改善方策	資料 4-31
武蔵大学 Web サイト（経済学研究科 研究指導スケジュール（博士後期課程）、研究指導スケジュール（博士後期課程））	資料 4-32
武蔵大学 Web サイト（人文科学研究科 研究指導スケジュール（博士後期課程）、研究指導スケジュール（博士後期課程））	資料 4-33
武蔵大学 Web サイト（学部成績評価基準）	資料 4-34
2020 年度版 教員の手引き	資料 4-35
武蔵大学 Web サイト（大学院成績評価基準）	資料 4-36
成績評価について（2020 年 6 月 25 日）	資料 4-37
武蔵大学学生国外留学規程	資料 4-38
武蔵大学大学院学生国外留学規程	資料 4-39

	武蔵大学学位規則	資料 4-40
	3 ポリシーに基づくアセスメント・ポリシーの策定について	資料 4-41
	武蔵大学 Web サイト（アセスメント・ポリシー）	資料 4-42
	卒業論文・専門ゼミナール修了論文のルーブリック(全学・学部別)	資料 4-43
	大学 IR コンソーシアム学生調査（1～3 年次生対象）の実施について	資料 4-44
	卒業時調査(4 年次生対象)の実施について	資料 4-45
	ディプロマ・ポリシーと学生調査項目との関係について	資料 4-46
	武蔵大学卒業生に関する企業等アンケート報告書	資料 4-47
	大学院修了時調査（博士前期課程 2 年次生対象）の実施について	資料 4-48
	武蔵大学教育効果評価委員会規程	資料 4-49
	2019 年度教育効果評価委員会報告書	資料 4-50
	2020 年度教育効果評価委員会報告を受けての改善に向けた取組みについて	資料 4-51
	2020 年度教育効果評価委員会報告書[IR コンソーシアム学生調査を用いた分析]	資料 4-52
	2020 年度教育プログラムに関する定期的検証報告	資料 4-53
	2019 年度 PDP 報告書：過去 4 年間の成果と課題	資料 4-54
	カリキュラム・マトリックスの運用について（依頼）、シラバス執筆に関するお願い	資料 4-55
	各学部における 3 ポリシー改正資料(教授会資料)	資料 4-56
	PDP・GSC・GDS に関する報告書(常任理事会資料)	資料 4-57
5 学 生 の 受 け 入 れ	2021 年度武蔵大学総合型選抜 A0 入学試験募集要項	資料 5-1
	武蔵大学アドミッション・ポリシー一部改正案（2020 年 3 月 12 日大学協議会）	資料 5-2
	武蔵大学 Web サイト（入試制度）	資料 5-3
	2021 年度学校推薦型選抜指定校制推薦入学募集要項	資料 5-4
	2021 年度社会人入学試験／外国高等学校卒業生及び帰国生徒対象入学試験／編入学・ 転入学・学士入学試験 学生募集要項	資料 5-5
	2021 年度武蔵大学人文学部外国人学生特別入学試験募集要項	資料 5-6
	2021 年度人文科学研究科博士前期課程（修士課程）I 期学内推薦入学試験実施要項	資料 5-7
	武蔵大学 Web サイト（学費・奨学金）	資料 5-8
	武蔵大学提携教育ローンについてのご案内	資料 5-9
	日本学生支援機構奨学金を申請する新入生のご家族へ	資料 5-10
	武蔵大学 Web サイト（国による高等教育の修学支援新制度）	資料 5-11
	武蔵大学入学者選抜規程	資料 5-12
	2021 年度入試大綱	資料 5-13
	2021 年度大学院入試大綱	資料 5-14
	学校法人根津育英会武蔵学園事務分掌規程	資料 5-15
	武蔵大学 Web サイト（入試結果）	資料 5-16
	武蔵大学 Web サイト（武蔵大学障害学生支援基本方針に基づく支援の現状（抜粋 版））	資料 5-17
	武蔵大学大学院人文科学研究科博士前期課程のご案内	資料 5-18
	12 月 10 日(木)大学院進学説明会（人文科学研究科）を開催します	資料 5-19
	2020 年度人文科学研究科入学試験結果の統括と定員充足率の改善に向けた対策	資料 5-20

6 教 員・教 員組織	武蔵大学 Web サイト（求める教員像と教員組織の編制方針）	資料 6-1
	武蔵大学 Web サイト（各学部・研究科の教員組織の編制方針）	資料 6-2
	新学部設置・学部再編以後の各学部等の教員数・学生数について 【2020 年 10 月 15 日改訂版】	資料 6-3
	多様な人材の活用による研究体制の整備について（一部改正）	資料 6-4
	武蔵大学 Web サイト（教員組織、教員数、学位・業績）	資料 6-5
	年齢構成を考慮した専任教員の採用人事について（申合せ）	資料 6-6
	武蔵大学テニュアトラック制に関する規程	資料 6-7
	「武蔵大学教員任用規程の運用に関する社会学部内規」に関する申合せ	資料 6-8
	武蔵大学大学院経済学研究科専任教員資格審査規程	資料 6-9
	武蔵大学大学院人文科学研究科担当教員資格審査規程	資料 6-10
	専任教員責任時間規程	資料 6-11
	2020 年度役職者等責任時間について	資料 6-12
	武蔵大学 Web サイト（実務経験のある教員による授業科目）	資料 6-13
	武蔵大学教員任用規程	資料 6-14
	「武蔵大学教員任用規程」の運用に関する内規	資料 6-15
	武蔵学園教職員任免規程	資料 6-16
	学校法人根津育英会武蔵学園人事委員会規程	資料 6-17
	武蔵大学テニュアトラック教員就業規則	資料 6-18
	武蔵大学テニュア審査手続内規	資料 6-19
	定年を超えた大学教授の再雇用に関する規程	資料 6-20
	武蔵大学客員教授規程	資料 6-21
	武蔵大学特別専任外国語講師規程	資料 6-22
	武蔵学園特別招聘教員に関する規程	資料 6-23
	武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	資料 6-24
	武蔵大学 Web サイト（2019(平成 31)年度 FD 活動報告書 「FD 活動の取組み」）	資料 6-25
	2020 年度 FD 研修会(分科会)式次第	資料 6-26
	2020 年度 FD 研修会開催案内	資料 6-27
	武蔵大学 Web サイト（武蔵大学教員プロフィール）	資料 6-28
	武蔵大学「学生による授業評価アンケート」取扱内規	資料 6-29
	武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程	資料 6-30
	武蔵大学教員自己点検・評価実施要領	資料 6-31
	2020 年度大学教員組織(2020 年 4 月 1 日現在)	資料 6-32
	「武蔵大学教員任用規程」及び「『武蔵大学教員任用規程』の運用に関する内規」の適用に関する経済学部内規	資料 6-33
	経済学部専任教員の新規任用に関する申し合わせ	資料 6-34
	武蔵大学人文学部教員任用選考に関する内規	資料 6-35
	武蔵大学教員任用規程の運用に関する社会学部内規	資料 6-36
7 学 生支援	武蔵大学 Web サイト（大学の生活環境と人権に関する宣言）	資料 7-1
	武蔵大学 Web サイト（学生支援に関する方針）	資料 7-2

武蔵大学 Web サイト（武蔵大学障害学生支援基本方針）	資料 7-3
武蔵大学大学院院生研究費取扱規程	資料 7-4
武蔵大学大学院院生調査費等補助に関する取扱規程	資料 7-5
2020 年度院生研究費利用ガイド	資料 7-6
2020 年度院生調査費等補助利用ガイド	資料 7-7
大学院生への連絡事項 2020 年度	資料 7-8
武蔵大学 GSC 専門コーチ就業規則	資料 7-9
武蔵大学 GSC 専門コーチ運用内規	資料 7-10
2019 年度武蔵大学 PDP 学生向けライティングレッスン実施報告(抜粋)	資料 7-11
2019 年度後期 GDS 対象ライティング講座実施報告書	資料 7-12
武蔵大学 Web サイト（Musashi Communication Village (MCV)）	資料 7-13
武蔵コミュニケーションビレッジ内規	資料 7-14
Musashi Communication Village 運営ガイドライン	資料 7-15
MCV Student Staff Hiring Info Session 2019	資料 7-16
武蔵大学外国語学習褒賞・勸奨規程	資料 7-17
外国語学習のご案内 2019	資料 7-18
武蔵大学 Web サイト（外国語学習支援）	資料 7-19
【12 年連続】今回も 2 作品が AC ジャパン広告学生賞を受賞！	資料 7-20
「ムサシテレビ」で学生が映像制作、大学紹介などを配信	資料 7-21
協定留学のしおり（2020 年度留学生用）	資料 7-22
Student Staff Event 報告書(抜粋)	資料 7-23
ジェンダー・セクシュアリティの多様性の尊重の観点からみた教務課が関わるこ らのまとめ(2021 年 3 月)	資料 7-24
武蔵学園東日本大震災被災者学費等減免規程	資料 7-25
武蔵大学オンライン授業支援特別奨学金特別措置規程	資料 7-26
武蔵大学給付奨学金規程	資料 7-27
武蔵大学給付奨学生選考基準	資料 7-28
武蔵大学 Web サイト（学費）	資料 7-29
奨学金ガイド 2019 年度	資料 7-30
武蔵大学 Web サイト（奨学金・教育ローン）	資料 7-31
【在学生対象】学費等納付期限の再々延長(7/31 迄)について	資料 7-32
学校法人根津育英会武蔵学園人権侵害の防止等に関する規程	資料 7-33
武蔵大学ハラスメントー相談・防止の手引きー	資料 7-34
平成 30 年度大学人権委員会へのご案内	資料 7-35
2020 年度職員全体研修(詳細)	資料 7-36
武蔵大学 Web サイト（人権・ハラスメント）	資料 7-37
学生相談室だより 2020 年秋号	資料 7-38
武蔵大学 Web サイト（キャリア支援プログラム）	資料 7-39
後学期のキャリア支援センターについて（9/14 時点）	資料 7-40
武蔵大学 Web サイト（資格取得）	資料 7-41

	2019 年度キャリア支援プログラム	資料 7-42
	他大学でのプレ FD 実施について	資料 7-43
	課外活動等支援金に関する申合せ	資料 7-44
	2019 年度学生大会次第	資料 7-45
	夏季休暇期間における大学図書館の利用に関する要望書	資料 7-46
	夏季休暇期間における大学図書館の利用に関する要望書(回答)	資料 7-47
	修学支援コーディネーターを活用した支援体制	資料 7-48
8 教 育研究 等環境	武蔵大学 Web サイト（教育研究環境に関する方針）	資料 8-1
	学校法人根津育英会武蔵学園施設等管理規程	資料 8-2
	学校法人根津育英会武蔵学園ネットワーク利用規程	資料 8-3
	2020 年度武蔵大学オンライン授業支援特別奨学金の給付について	資料 8-4
	武蔵大学施設のユニバーサルデザイン化の状況	資料 8-5
	武蔵大学 Web サイト（資料：構内建物のバリアフリー状況マップ）	資料 8-6
	学校法人根津育英会武蔵学園環境委員会規程	資料 8-7
	武蔵学園校地内全面禁煙宣言	資料 8-8
	大学 11 号館図面	資料 8-9
	2020 年度後期 自習スペースの使い方について(11 月改定版)	資料 8-10
	情報・メディア教育センターガイダンス	資料 8-11
	情報セキュリティ研修会(大学教員向け)	資料 8-12
	2019 年度職員全体研修スケジュール	資料 8-13
	武蔵大学図書館資料管理規程	資料 8-14
	武蔵大学 Web サイト（図書館）	資料 8-15
	国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの利用に関する細則	資料 8-16
	2019 年度大学図書館の動向第 33 号	資料 8-17
	武蔵大学図書館利用規程	資料 8-18
	武蔵大学図書館利用細則	資料 8-19
	2 月 27 日(土)までの来館利用について（1 月 19 日更新）	資料 8-20
	武蔵大学 Web サイト（研究支援に関する方針）	資料 8-21
	武蔵大学個人研究費取扱規程	資料 8-22
	大学教員、高中教員に対する個人研究手当（課税対象分）の取扱内規	資料 8-23
	2020 年度総研プロジェクト援助金利用ガイド(抜粋)	資料 8-24
	2020 年度総研プロジェクト選考結果	資料 8-25
	武蔵大学研究出版助成規程	資料 8-26
	海外旅費特別援助金に関する申合せ	資料 8-27
	武蔵大学学長裁量経費規程	資料 8-28
	2021 年度 武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業公募要領	資料 8-29
	武蔵大学科学研究費助成事業事務取扱規程	資料 8-30
	2019 年度科学研究費助成事業経費等取扱要領	資料 8-31
	武蔵大学専任教員長期研修制度に関する運用内規	資料 8-32
	武蔵大学ティーチング・アシスタントに関する規程	資料 8-33

	武蔵大学スチューデント・アシスタントに関する規程	資料 8-34
	武蔵大学総合研究所リサーチ・アシスタントに関する規程	資料 8-35
	武蔵大学研究倫理規程	資料 8-36
	武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理規程	資料 8-37
	武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程	資料 8-38
	研究活動における不正行為の防止及び対応に関する体制	資料 8-39
	武蔵大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針	資料 8-40
	武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程	資料 8-41
	武蔵大学公的研究費不正防止計画	資料 8-42
	2019 年度科研費経費等取扱説明会プログラム	資料 8-43
	日本学術振興会『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一』（抜粋）	資料 8-44
	研究活動における不正行為と武蔵大学における取組み	資料 8-45
	武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程	資料 8-46
	2019 年度間接経費による物品等購入の申請要領	資料 8-47
9 社 会連 携・社 会貢献	武蔵大学 Web サイト（社会連携、社会貢献に関する方針）	資料 9-1
	武蔵大学 Web サイト（地域創生にかかる産学連携）	資料 9-2
	武蔵大学 Web サイト（グローバル・データサイエンスコース (GDS) 外部企業との提携）	資料 9-3
	区内 3 大学と包括的な連携・協力を推進	資料 9-4
	江古田音楽祭チラシ	資料 9-5
	Web サイト (EKO ON!!江古田音楽祭 2019 開催概要)	資料 9-6
	第 14 回若者と市民の環境会議チラシ	資料 9-7
	武蔵大学公開講座の共催に伴う協定書及びチラシ	資料 9-8
	武蔵大学第 56 回土曜講座チラシ	資料 9-9
	武蔵大学 Web サイト（練馬区武蔵大学特別履修生制度）	資料 9-10
	武蔵大学 Web サイト（武蔵コミュニティビジネス研究会）	資料 9-11
	本学インターンシップ生が東京都選挙管理委員会より感謝状を授与されました	資料 9-12
	経営学科 山崎ゼミの学生が「大学生観光まちづくりコンテスト 2019」ポスターセッションに出場	資料 9-13
	本学留学生と練馬小学校の交流会が行われました	資料 9-14



2023 年度自己点検・評価報告書
(2024 年度自己点検・評価)

2024 年 12 月

編集・発行 武蔵大学

〒176-8534 東京都練馬区豊玉上 1-26-1